

201

291-157ㄅ



1200500732820



始



291
I.57



井上通泰著

去代歷史地理新考

附 風土記逸文註釋

南海道 山陽道
山陰道 北陸道



緒言

サキニ豊後肥前二國ノ風土記ノ新考ヲ作ルツイデニ西海道ノ風土記ノ逸文ヲ整理シテ其註ヲ作ツタ。ソレガ西海道風土記逸文新考デアル。其時ニハマタ全國ノ逸文ノ新考ヲ作ル考ハ無カツタ。此等ノ書ハ無論大衆ニ歡迎セラレルモノデ無イガ購求者ノ中ニハ熱心ニ讀ンデクレル人ガアツテ自餘ノ國ノ逸文ヲモ註シテクレト乞フ者モアツタ。自分ニモ漸々興味ガ湧イテ來タカラ、マツ南海道ノ逸文ヲ註シ次ニ山陽道ノヲ註シ次ニ山陰道ノヲ註シタ。抑五畿七道ハ畿内、東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海、西海ノ順序デアルガ、右ノ如ク註シタ順序ガ偶然ニ倒ニナツタ。今回南海山陽山陰三道ノモノヲマトメルニ就イテ古制ニ從ウテ順序ヲ改メヨウカトモ思ウタガ何分數年ニ互ツテノ著述デ、體裁ナドモ次第ニカハツテ來タ事デアルカラ順序ヲ改メル事トナルト新ニ草稿ヲ作ツテ様式ヲウルハシクセネバナラヌガ、七十二歳ノ暮齡デハソソナ事ニ日ヲ費ス事ガ出來ヌカラ出來上ツタママノ順序ニシタ。カヤウナワケデアルカラ今後ハ北陸、東山、東海ト進ミ畿内ヲバアトマハシニシヨウ。サウシテ若餘命ガアツタラ(多分ムツカシカラウ

ガ常陸出雲ノ新考ヲモ作ツテ見ヨウ

西海道風土記逸文新考ノ例ニ依ルト今回ノ書ハ南海道山陽道山陰道風土記逸文新考トセネバナラヌガソレデハアマリニ長イ名ニナルカラ風土記逸文新考第二篇トシタ

○書名ハ後ニ變更ス。ツマリ西海道風土記逸文新考ヲ第一篇ト追認シタワケデア

目次ノ標題ノ下ニ舊題ト記セルハ纂訂古風土記逸文ノ標題デア。余ノ標題撰定ノ方針ハ西海道風土記逸文新考ノ緒言四頁ニ述ベテオイタ

栗田氏ノ纂訂古風土記逸文所收ノ内

- 一 淡路國ノ鹿子湊
- 二 伊豫ノ二木
- 三 オナジキ息長足日女命御歌
- 四 備後ノ蘇民將來
- 五 因幡ノ武内宿禰

以上五節ヲ削ツタ。然削ツタワケハ一ハ偽物デアルカラデア。然シ淡路國ノ總説ノ中ニ收メテオイタ。二ハ伊社遺波之岡ノ中ニコモツテ居レカラデア。三ハ逸文ト稱スベ

キモノデ無イカラデア。二ト三トハ栗田氏ノ考證ニハ出テ居ラヌ。四ハ偽作デアルカラデア。然シクハシク註シテ山陽道風土記逸文新考ノ末ニ附ケテオイタ。五モ偽作デア。ルカラ削ツタ。土左ノ三輪川ハ纂訂本ニ在ツテ考證ニ出テ居ラヌガコレハ省カレタノデハ無クテ落サレタノデアラウ

索引ハ作ル方ニハ國別ニスル方ガ都合ガヨイガ讀者ノ便ヲ計ツテ道別ニシタ(昭和十二年八月二十四日)

○
大震災前カラ心ガケテ新刊ノ活版本ナガラ歴史地理ニ關スル書物ヲ集メ始メタガ大正十二年九月一日ニ悉皆焼失シテシマツタ。災後ニ盛ニ書物ヲ集ムルニ際シテ歴史地理ニ關スルモノノ蒐集ニハ以前ヨリ多ク力ヲ入レタ。無論自慢ニナル程ノ蒐集デハ無イガ圖書館ニ行カイデモ大抵ハ間ニ合フ程ニハナツタ。サテ之ヲドウイフ場合ニ利用スルカトイフ考ハキマツテキナカツタガ播磨風土記新考ノ著作ニツイテ肥前風土記新考、豊後風土記新考、西海道風土記逸文新考ヲ著作スルニ當ツテ右ノ蒐集ガ大ニ益ニ立ツタ。カクスル内ニ歴史地理ニ對スル感興ガ起ツテ來タカラ次々ニ順序ハ逆ナガ

ラ)右ノ蒐集ヲ利用シテ南海道、山陽道、山陰道ノ風土記逸文ヲ註シタ。是ヨリ先ニ西海道ノ逸文ヲ註スル時ニ一國ノ地理ヲ述ベズシテ直ニ逸文ヲ註シテハ分リニクカラウト思ウタカラ最初ノ逸文ノ註ノ初ニ略一國ノ地理ヲ述ベタガ、對馬ノ如ク逸文ノ無イ國ノ地理ヲ述ベル機會ガ無カツタ(多福島ノ事ハ大隅國ニ附ケテ略述シタガ)サテ南海道ノ逸文ヲ註スル時ニモ讚岐國ノ地理ヲ述ベル機會ヲ得ナカツタ(已ムヲ得ズ阿波國ノ末ニ僅バカリ書イテオイタガ)機會ガナカツタカラ書カナカツタマデアルト云ハバ理窟ハ立ツデアラウガ、カクスルト種々ナ不都合ノ生ズル中ニモ驛路ノ記述ガ中絶シテ讀者ヲシテ不滿ヲ感ゼシムルデアラウト思ウタカラ筆ガ山陽道ニ及ブニ至ツテ、從來逸文ノ註ヲ主トシ一國ノ地理ノ記述ヲ從トシタ方針ヲ變ジテ逸文ノ註ト一國ノ地理ノ記述トヲ兩頭ニ扱ヒ、逸文ノ無イ備前・周防・長門ノ地理ヲモ述ベ同時ニオノツカラ一國ノ地理ノ記述ガ精シクナツタ。山陰道デモ逸文ノ無イ丹波・石見・隱岐ノ地理ヲモ述ベタ。進ンデ北陸道ノ風土記逸文ヲ註スルコトトナルト逸文ノアルハ越後ノミデアアルガ、夙ク方針ヲ變ジタコトデアルカラ今ハ平氣デ若狭・越前・加賀・能登・越中・佐渡ノ地理ヲモ述ベタ。ココニ昭和十三年ノ初夏一代ノ名士ガ深山集合シテ居ル席デ一人ガ近江ノ舊

都ノ事ヲ聞カレタカラ愚考ヲ述ベタ。ソレデ話ガハズンデ次々ニ諸國ノ史蹟ニ就イテノ質問ガアツタガ、終ニナゼ今日マデノ研究ヲ發表ナサラヌカト聞カレタカラ「研究者自身ニハ面白クテモ世間ガ共鳴セヌカラ進ンデ出版シテクレル者ガアリマスマイ」ト答ヘタラ、某氏ノ如キハ多少興奮シテ

先生ナドニソナナ惱ガアラウトハ知ラナカツタ。我々ハ微力トイヘドモ誰デモ出版イタシマシヨウ

ト云ハレルカラ

今日迄ニ原稿ノ清書ノ出來テ居ルモノハ活版ニスルト二三冊ニシカナルマイカラソナナモノノ出版費ヲ負擔スルコトハ諸君ニ取ツテ何デモアルマイガ、素人ガ出版シテハソレヲ讀ミ又ハ讀ンデ益ヲ得ル人ニ配布スルコトガ困難デシヨウ。或ハ讀マヌモノガ貰ヒ、讀ミタイ者ガモラハレヌ事ニナリハシマスマイカ。折角ノ御厚意デスガ出版ハヤハリ營業者ニ限ルデシヨウ

ト云ヒ棄テテ此日モ余ハ人ヨリ先ニ歸ツタ。アトデ此事ニ就イテ人々ノ意見ノ交換ガアツタサウデアアルガ、ソレガドウナツタカハ知ラヌ。其時恰東山道ノ研究ヲ始メテ居タ

ガ、東山道ノ逸文ハ近江陸奥ニ各二節ガアルダケデアアルカラ逸文ノ註ハ諸國ノ地理ノ記述ニ比スルト一駄ノ荷ニ一束ノ秣ヲ添ヘタル如ク兩者ハ對等トシテ扱フワケニハ行カヌ。ソコデ再方針ヲ變ジテ諸國ノ上代歴史地理ノ記述ヲ標的トシ、モシ逸文ガアツタラ其註ヲ附記スルコトニシタ。元來出版ノ時ニハ西海道風土記逸文新考ヲ様トシテ南海道風土記逸文新考等トスベキデアアルガ、南海道以下ハ西海道ノヤウニ分量ガ多カラズ從ツテ一道一冊トスルコトガ出來ヌカラ

風土記逸文新考 南海 山陽 山陰 北陸等

トシヨウカト思ウタガ、北陸道以下ハソレモ無理ニナツテ

上代歴史地理新考 北陸道等

トシナケレバナラナクナツタ。然シ一書ヲ前後デ稱ヲ改ムルノモ體裁ヲ失スルカラ山陰以前ニ對シテハ不適當デモアラウガ

上代歴史地理新考 南海 山陽 山陰 北陸

附風土記逸文註釋

トデモシナケレバナナルマイ。今ハ追々ニ書キ進ンデ東山道ノ中デハ羽後ガ殘ツテ居ル

ダケデアアル。ソレガスンダラ東海道ヲ書クツモリデアアル。畿内ハ讀ムベキ書物ガアマリニ多く、考フベキ史蹟ガアマリニ多く、ソレヲ讀ミソレヲ考フルニハ壽命ガ足ルマイカラ風土記逸文ノ註ダケデスマスツモリデアアル。實ハ古ク出來上ツタ南海道等ハ勿論、新ニ書イタ東山道ニモ訂正スベキコトガ少クナイカラ今一度手ヲ入レネバナラヌ。サテ本年八月二十日ニ執筆中ニ或危險ナル病ノ徵候ガ現レ爾來靜養ヲ續ケテ今ハ回復ノ途中ニアルガ正宗敦夫君ガ見マヒノツイデニ著書ノ整理ヲ頻ニ勸メテ來タ。整理ヲシタ所ガ直ニ出版ノ運ニナルカナラヌカ分ラヌガ、何分年ヲ累ネタ著述ノコトデアアルカラマツ記憶ヲ整理セズバ咄嗟ニ始中終ノ事ヲ語ルコトモ出來マイ。ソコデ思立ツタノヲ機會トシテマツコレダケノ事デモ鉛筆ヲ執ツテ書附ケテオクノデアアル。外ニモ思出シタ事ガアツタラ書添ヘヨウ。唯今ノ氣分デハコレガ遺言狀代トナラウトハ感ゼヌ。庭におりたちふる太刀の、風きるおとのこちよさ、あまたのふみを書きしかど、あわれいまだ衰へず

コレハ昭和十一年七十一歳ノ時ノ作デアアルガ、ナル程ソノ頃ヨリハ少シ弱ツタカナ(昭和十四年十月九日)

散步スル時ニハ路傍ノ草木ヲセメテハ名ダケデモ知ツテキタラ面白カラウト思ヒ、旅行ノ際ニハ到ル處ノ古蹟ノ歴史ヲ心得テキタラ興味ガアラウト思フノハ恐ラクハ余一人ノ情デハアルマイ。余ハ幼時カラ歴史ト文學トヲ好ンダ。姫路ニ居タ時ニ漢學ノ師田島廉介先生ノ末女ニ佳^レ枝トイフ才女ガアツテ余ヨリ三歳ノ姉デアツタガ此娘ニ誘ハレテ日本外史地名考トイフ外史カラ地名ヲ抄出シテ之ニ國郡ヲ註シタ一書ヲ共作シタノガ十三歳ノ時デアル。タトヒ幼稚ノ著作デモ今殘ツテキタラヨイ記念デアラウニ養父ノ甥ノ中川某トイフ者ガ持出シテソノ放浪中ニ無クシテシマウタ。カヤウナクダラヌ舊事ヲ語ルノハドコノ家カノ本箱ノ中カラデモ見附ケ出シハスマイカトイフ未練ガ殘ツテキルカラデアアル。十五歳デ上京シテ養父ノ命デ大學醫學部豫科ニ入ツタ後モ暇サヘアレバ御茶ノ水ノ聖堂跡ノ圖書館ニ通ウテ史學文學ハ勿論手當リ次第ニ諸種ノ古書ヲ讀ミ耽ツタ。ソレガ故郷ノ養父ニ聞エテ在京中ノ實兄ヲ通ジテ學校ノ正科ト、歌ヲ學ブコトト、武藝ヲ修ムルコトトノ外ハ一切ノ學問稽古ヲ禁ゼラレタ。無論史學モ亦許サレナカツタ。カクテ遂ニ醫師トナツタガ岡山在任時代ニソロソロ又史癖ガ

出テ來タ。正續蕃山考ナドハ此時代ノ著作デアアル。然ルニ歸京シテ開業シタ後ハスベテノ便宜ヲ失ウタカラ史學ノ研究ヲ止メテ一時ハ作歌バカリニナツタガ、ソレデハ無聊ニ堪ヘラレヌカラ長年月ヲ費シテ萬葉集新考ヲ作ツタ。ソノ間デモ少暇ヲ得レバ史籍ヲ繙イタ。然ルニ余ハ種々ナ事情ガアツテ旅行トイフモノヲ殆シタコトガ無イノデ、史籍ヲ讀ンデ常ニ飽カズ思ウタノハ地理ノ知識ノ缺亡デアツタ。史籍ヲ讀ンデ地名ガ出テ來ル毎ニ少シ地理ヲ知ツテ居タラドシテ面白ク興味ガアラウト思ウタ。ソレガ不思議ニ縁ガアツテ晩年ニ及ンデ今ノ如ク地理ニ親ムヤウニナツタノデアアルガ、ソノ事情ハ正宗君等ニ見セル爲ニ書イタ別文デ明デアラウ。本書ノ著作ハ初ニハ自分ノ缺ヲ補ハン爲デアツタガ、中ゴロハ門人知人ノ有志ニハ見セテモヨイト思フヤウニナリ、終ニハ出版ヲ乞フ者ガアルナラ許シテモヨイト思フヤウニナツタノデアアル。年月ヲ重ネテ書イテ行クウチニハ、右ノ如キ思念ノ變遷ガオノツカラ筆端ニ顯レテ居ルデアラウ

○
(昭和十四年十一月七日)

此書ヲ著作スルニ際シテモ亦多クノ人ノ厚意ヲ蒙ツタ。左ニ其人々ノ芳名ヲ掲ゲルガ

誤ツテ漏シタモノガアルカモ知レヌ。

外山且正君、蘆田伊人君、故高木利太君、森繁夫君、齋藤周吉君、松崎謙二郎君、矢野茂平君、
原邦造君、故垣田廉吉君、侯爵前田利爲君、南弘君、正宗敦夫君、長島豊太郎君、柳田國男君、
森銑三君、故中野忠一郎君以上
内外兩題ハ今回ハ長島豊太郎氏ノ筆ヲ煩シタ

南天莊主人

目次

風土記逸文新考

南海道

紀伊國 二節

あさもよひ

たつかゆみ

淡路國 無

附録 鹿子湊

同 伴嶋並淤能碁侶嶋

目次

阿波國 五節

大八島國所知天皇舊題宮號

中湖ナカノミヅ

奈佐浦(舊題奈汰浦)

勝間井

あまのもと山(舊題あまのりと山)

伊豫國 六節(實ハ五節)

御嶋(舊題大山積神)

熊野岑

美枳多頭(舊題熟田津)

湯郡(舊題溫泉)

伊社邇波之岡(實ハ前節ノ一部)

天山

土左國 四節

土左高賀茂大社

朝倉神社

玉嶋

神河(舊題三輪川)

山陽道

美作國 二節

總説

○國守

目次

○勝間田池

備前國 無

總說

備中國 三節

總說

○松岡(舊題新造御宅)

○宮瀬川

○邇磨郷

備後國 無

總說

安藝國 無

總說

周防國 無

總說

長門國 無

總說

附錄 疫隅國社(舊題蘇民將來)

山陰道

丹波國 無

總說

丹後國 三節

總說

目次

○天^ツ椅^シ立^{タテ}(舊題天梯子)

○日置里(舊題浦島子)

○比治里(舊題奈具社)

但馬國 無

總說

因幡國 一節

總說

○高草郡(舊題白兔)

伯耆國 二節

總說

○粟嶋

○震動之時(舊題震動雜俎)

出雲國 有完書

總說

石見國 無

總說

隱岐國 無

總說

上代歷史地理新考

北陸道

若狹國

目次

越前國

加賀國

能登國

越中國

越後國

八坂丹(風土記逸文)

八掬脛(風土記逸文)

佐渡國

以上

南海道風土記逸文新考

井上通泰著



二節

あさもよひ

今案にあさもよひは朝にもやして飯を炊也。さてあしたにもやしてひかしぐ木とつづくるなり。、、萬葉抄云。あさもよひとは人のいひかしぐを云也。見風土記(○袖中抄卷五あさもよひ之條)

新考 原本即萬葉集抄には人ノとイヒとの間にクフの二字あり○延喜式民部上に

南海道 紀伊國上、淡路國下、阿波國上、讚岐國上、伊豫國上、土佐國中

とあり。南海道の名はいつ始まりけむ。仲哀天皇紀二年三月に

天皇巡狩南國、至紀伊國而居于德勒津宮

とあり。神功皇后紀元年に

命武内宿禰横出南海泊于紀伊水門

とありて後者の南海にミナミノミチと傍訓せり。されど此南國南海は地名にあらじ。從ひて南海にミナミノミチと傍訓したるは當らじ。地名として南海といへる始は文武天皇紀十四年九月に直廣參路真人迹見爲南海使者とある。即是なり。此時東海東山・山陽・山陰・南海・筑紫に各使者一人に判官・史各一人を副へて國司郡司及百姓の消息を巡察せしめられしなり。道を添へて云ひし例は同十四年七月に東山道東海道とあり。南海道といへる例も文武天皇大寶三年正月の紀に見えたり。紀伊國は初より南海道に屬せしか。史文闕けて知るべからねど同書天平勝寶八歲十月の下に

太政官處分山陽南海諸國春米自今以後取海路漕送、但美作紀伊二國不在此限

とあれば當時は確に南海道に屬したりしなり。元來紀伊を四國並に淡路と共に一道に屬するは地理上には無理なる事にて偏に行政上の便宜に従ひしなり。さればこそ古事記の國生の段に紀伊を伊豫之二名嶋に加へざるなれ。南海道は恐らくは初より音讀せしにて西宮記卷五郡司讀奏の條に見えたるミナミノミチ又ミナミノウミツヂといふ名は用ある時の爲に設けたる訓に過ぎざらむ。年號などの例を見て、初より音讀しけむことを知るべし。○紀伊國の名は夙く神代紀に見えたり。即四神出生章の第五一書に

伊弉冉尊生火神時被灼而神退去矣故葬於紀伊國熊野之有馬村焉

とあり。之に次ぎては寶劍出現章の第四一書に

初五十猛神天降之時多將樹種而下。然不殖韓地。盡以持歸。遂始自筑紫。凡大八洲國之內。莫不播殖而成青山焉。所以稱五十猛神爲有功之神。即紀伊國所坐大神是也。

とあり。又第五一書に。されどこは固より追書にて夙く神代に紀伊といふ國名ありしに。あらず。紀伊國熊野と云へるにても追書なる事は知らる。太古には紀伊と熊野とは別國なりき。なほ下に云ふべし。○紀伊はキとよむべし。いつの頃にか地名は二字に書くことと定められしに。諸書に和銅六年の詔に依ると云へるは證なき事なり。キは一音にて二

字に書かれねばキの母韻を添へて強ひて二字としたるなり。さてキの義は木にて、木と名づけしは此國は樹木の茂るに適し特に樹神イダケルノ命が此國に坐すが故なり。さて太古には紀國と熊野國と相並びたりしに後に(恐らくは大化改新の時)熊野を紀に合せしなり。即國造本紀に

紀伊國造 攝原朝御世神皇產靈命五世孫天道根命定賜國造

熊野國造 志賀高穴穗朝御世饒速日命五世孫大阿斗足尼定賜國造

とあり。紀伊國造は即今の官幣大社日前神宮及國懸神宮の官司紀氏の家なり。神武天皇以來連綿として此神宮に奉仕せるなり。○平安遷都以前に記しし律書殘篇中の國名表に紀伊國郡七とあれば此國は夙くより七郡なりしなり。其郡名は和名抄に據れば伊都那賀名草海部在田日高牟婁にて其順序は東より西へと數へ、西北より東南へと數へたり。同書に國府在名草郡といへり。今の海草郡紀伊村大字府中即其址なり。紀之川の北に在りて和泉界に遠からず。牟婁は明治十一年郡區編制の時北南東西の四郡に分たれ名草海部の二郡は明治二十九年に合せて海草郡とせられたれば今は伊都那賀海草有田日高西牟婁東牟婁南牟婁北牟婁の九郡なれど北牟婁は近古土豪堀内氏の盛なりし時

に志摩國より奪ひ取られしにて王政の紀伊國の内にあらず。さて明治の始に東牟婁以西を和歌山縣とし南北牟婁をば三重縣に屬しき。さるは北山川及熊野川を以て縣界とせしなり

○南北牟婁郡は明治四年十一月度會縣に屬せられしが九年四月度會縣を廢して三重縣に合せられしかば爾來三重縣に屬せるなり

○驛は續日本紀大寶二年正月に始置紀伊國賀陀驛家とあり。又延喜式兵部省に萩原賀太驛馬各八疋とあり。然るに日本後紀弘仁二年八月に

廢紀伊國萩原名草賀太三驛以不要也

同三年四月に

廢紀伊國名草驛更置萩原驛

とあり。紀伊續風土記以下之に由りて萩原を萩原の誤として今の伊都郡笠田町大字萩原に充てたり。なほ下に云はむ。賀太は今の海草郡加太町大字加太なり。賀太驛、兵部式に見えたるを思へばこれも後に再置せられしなり。名草驛の廢せられし事の重見せるは不審なり。二年の記事に誤あらむ。即二年八月に廢せられしは萩原賀太二驛のみならむ。

さて萩原と萩原といづれか正しからむ知るべからねど(高山寺本和名抄に見えたる驛名にも萩原とあり)しばらく萩原に従ひて之を笠田町萩原に充てむに平安京より山城の山崎、河内の楠葉、槻本、津積(大和川北岸、今の中河内郡堅下村大字法善寺)和泉の日部(今の泉北郡鶴田村大字草部)呼咄(今の泉南郡雄信、達村大字男里)を經、雄山峠を越えて紀伊に入りさて賀太に到らむに今の笠田町萩原は經べからず。

日本地理志料(五十三卷八丁)に

萩原 圖ヲ按ズルニ大和ノ眞土山ヨリ此ニ至リ海部郡賀太ヲ經テ淡路ノ由良ニ航ス。是當時ノ路次ナリ

と云ひたれど都を平安京に遷されし後は大和の驛路は廢絶せしかば(延喜式に大和には驛なし)南海道に到るに眞土山は經べからず

思ふに延喜當時の驛路を從來山中越(即雄山峠を經るもの)のみと思へるが根本的に誤れるにて驛路は和泉の日部驛にて分れて一は西南に向ひ一は南に向ひしなり。甲は今の小栗街道にて乙は今父鬼街道なり。さて甲は呼咄驛、雄山峠を經て紀伊國名草郡の東端に出で、乙は遙に東なる鍋谷峠を經て伊都郡の西端なる萩原驛に到りしなり。かく

の如く延喜當時に驛路二條ありきと斷言するは兵部式に和泉にては日部呼咄二驛を擧げ紀伊にては萩原賀太の二驛を擧げたればなり。呼咄を經れば萩原を經ざる事前に云へる如くなれば呼咄を經るものと萩原を經るものと二條ありとせざるべからざるなり。細に國史を味はふに弘仁二年八月までは或は日部呼咄名草を經て賀太に達し或は日部萩原名草を經て賀太に達せしが同月に萩原驛を廢せられしかば官道は日部呼咄名草の一條となり

○弘仁二年八月紀に廢萩原名草賀太三驛とあるは廢萩原賀太二驛の誤なるべき事上に云へる如し。賀太は船と馬とを併せ備へたる驛なるが、そを廢せしは郡家の所管に移ししならむ

同三年四月には名草驛を廢して更に萩原驛を置かれしかば官道は日部萩原の一條となり

○此時呼咄驛は不要となりたれば廢せられしを國史には録し漏したるにこそ。其後賀太驛を再興せし事も國史に漏れたり

延喜當時には再二條となり甲は日部呼咄を經て賀太に達し乙は日部萩原を經て賀太

に達せしなり。かく二條を存じたれど甲の方距離近ければ恐らくは甲を主とし乙を副とせしならむ。然も乙を廢するに至らざりしは全く無用ならざる事情ありしならむ。其後萩原驛は終に永く廢せられ復名草驛をぞ置かれけむと思へどいまだそこまでは研究せず。その名草驛の址は古の名草郡驛家郷の内、今の海草郡山口村大字里の附近なるべく賀太驛の址は今の同郡加太町大字加太の邑里より東方なるべし。今の邑里は近古隆起せし海濱に建てられたるものなればなり。紀伊續風土記卷之二十三海部郡加太莊加太村の條(刊行本第一輯五一八頁)に

賀陀驛家址 今村の入口平井町の東の端に古驛の馬繫のありし處とて猶餘地若干あり。又村の入口を上りといふ。京都に上るの名の今に遺りたるなり。古道は葛城山(○北山)に傍ひて今猶残りて淡島道(○即加太に到る道)といふこれなり。續日本紀曰云々。日本紀略曰。桓武天皇延暦十五年二月勅。南海道驛路迢遠。使令難通。因廢舊路。通新路。後紀曰云々。延喜式曰云々と見ゆ。以上の文を考ふるに桓武帝の朝より以前には本國に萩原・名草・賀太三驛を置れしなり。平安の京となりて官道迂遠なるを以て四國より直に攝津に至りて本國を經る事を廢せらる。よりて弘仁に三驛とも皆廢せるなり(○後

紀の誤記なり。廢せしは二驛なり。幾程なく驛家なくては不便なるより又更に名草加太の二驛を置き(○臆測なり。史には見えず。もしありとせば弘仁二年八月より翌三年四月までの間に三たび變更ありきとせざるべからず)又名草驛を廢して萩原驛を置く。此より萩原・加太二驛と定りしならん。此延喜式に萩原・加太二驛とある是なり。加太驛より名草驛に至る其間五里許。名草驛より萩原驛に至る其間六里餘なり。名草驛廢する後は加太より直に萩原に至る。其間道路甚遙遠なり。おもふに平安の京の後は本國の往還希少にして驛舎の間遙遠にても事足りしならん

と云へり。四國より直に攝津に至りて本國を經る事を廢せらる」といへるは本書編者の臆測にて國史に見えざる事なり。もしざる事あらば紀伊國は南海道より除かる事となり又當國の國府への使令は通ぜざる事となるにあらずや。思ふに因廢舊道通新路と云へるは所謂四國內の事にて、やがて日本後紀延暦十六年正月の條に

廢阿波國驛家△伊豫國十一土佐國十二新置土佐國吾椅舟川二驛

とあるにぞ當りなむ。又同書卷之一(二六頁)に

河内國津積槻本の二驛を経て本國伊都郡紀見峠を越えて萩原驛に至りしなるべしといへり。兵部式に楠葉・槻本津積とついでたれば槻本は津積より北方にあるべし。編者は津積と萩原との距離の遠きを思ひて妄に所在不明の槻本を津積の南方に移したるなり。又右の説の如くならば和泉の日部呼咄二驛はいづくに通ずる驛とかせむ。又同書卷之十名草郡山口莊の條(二一四頁)に

此莊は古の驛家の地にして名草驛の地なり

といひ又同書卷之四十三伊都郡加勢田莊萩原村の條(第二輯二〇頁)に

當村今の街道よりは少し北にあり。古道は村中寶來山明神の社前を過ぎて兄山の北の方を越えたりといふ

と云へり。思ふに此驛は平城京の時代(即官道が眞土山を經し時代)よりの物なるを平安京の時代となりてもさながらに存用せしならむ

萬葉集の歌にアサモヨシといふ枕辭を使ひたり。文字には朝毛吉・朝裳吉・麻毛吉・麻裳吉など書きてキ・キチ・キノ川・キ人(以上のキは皆紀伊)またキノへ(大和の地名)に冠せたり。平安朝時代の歌人はいかにしてか之をアサモヨヒと訓誤りてアサモヨヒキノ關守ガ・

朝モヨヒ紀ノ川ユスリなどよめり。顯昭も亦アサモヨヒとよみ誤れる一人にて之を釋して「アシタニモヤシテ飯炊グ木とつづくるなり」と云へるなれどモヤスをモヨフといふべからざる事勿論なり。

○アサモヨヒの事は又顯昭の作なる柿本朝臣人麻呂勸文群書類從卷二百八十三所收)に出でたり

さてアサモヨシの釋は萬葉集古義に宮地春樹といふ人の説を引きて

アサモは麻裳、ヨシは助辭にて麻裳ヲ著とつづけたる枕詞なるべし

と云へるぞよき。これより先に倭訓栞に「麻ノ裳ヲ著ルといふ意につづけたる成べし」と云へれど士清はいまだヨシを説明する事を得ざりしなり。古義に又

ヨシてふ助辭は集中に玉藻ヨシ・眞菅ヨシ・ハシキヨシなど多く云るヨシと同じ

と云へり。アラニヨシ奈良のヨシも之に同じ。古義にはアラニヨシは青土ネヤシなりと云へれどこは適に麻裳ヨシ著と同例にて青土ヨシ平とかかれるなり。ナラは集中にフミナラス・タチナラスなどいへるナラスの略言なり。○顯昭が引ける萬葉抄は久しく世に埋れたりしを明治四十二年に佐々木信綱博士、宮内省圖書寮にて發見せられき。撰者

は藤原範永と傳へたれどその非なる事は夙く古人の云へる如し。佐々木博士は萬代集及忠度集に見えたる藤原盛方の撰かと云はれたり(和歌史の研究五八頁)○見風土記といへる風土記はいつの世のにか知られず恐らくは奈良朝時代の風土記にあらじ

たつかゆみ

顯昭云。たつかゆみとは考紀伊國風土記云。弓のとつかをおほきにするなり。それは紀伊國の雄山のせきもりがもつ弓なり。とぞいへる。さればとつか弓といふをたつとと同五音なればたつかゆみと云なるべし(○袖中抄卷五たつかゆみ之條)

新考 はやく傳範永の萬葉集抄に

タツカユミトハ紀伊國ニ有。風土記ニ見タリ。弓ノトツカラ大ニスル也。其ハ紀伊國ノ雄山ノ也。木守(○セキ守の誤)持弓也。トゾ云ヘル

と見えたり。萬葉集卷十九に

(天平勝寶三年)十月二十二日於左大辨紀飯麻呂朝臣家宴歌三首 手束弓手にとりもちて朝獵に君はたたしぬ多奈久良の野に 右一首治部卿船王傳誦之。久邇京都時歌未詳作主也

とあるに就きて云へるなり。又今鏡の打聞の内奈良の御代の條に人麻呂が奈良朝の末までながらへたりけむ證として

そのかみ人丸といふ集所々きき侍しに天平勝寶五年の春三月左大臣橘卿の家に諸卿大夫たち宴し給ひけるにあるじのおとど問ひのたまはく。古歌にも

あさもよひ紀のせきもりがたつか弓ゆるす時なくまづゑめるきみ

といふ歌のはじめいか(○アサモヨヒの義如何となり)と侍りければ式部卿石川卿こたへ給へることなど侍るは高野姫のみかど(○孝謙天皇)の御時にこそ侍るなれといへり。袖中抄なるたつかゆみの條にも

又古歌に「あさもよひきのせきもりがたつかゆみ」云々此歌同心歌

といへり。又袖中抄あさもよひの條に萬葉五卷抄の序を引きて

天平勝寶五年春二月於左大臣橋卿之東家宴飲諸卿大夫等。于時主人大臣問曰。古歌云
あさもよひ如何○如何は衍字ならむ。今鏡に據りて紀ノセキモリガタツカユミユ
ルストキナクの十九言を補ふべきかあがもへるきみ

其情奈如者。式部石川卿說云、、

といひ又袋草紙卷二に

又世間有萬葉集抄序物(不知作者)。件序云。柿本朝臣人丸歌集云。天平勝寶五年春二月
於左大臣橋卿之東家宴饗諸卿大夫等。于時主人大臣問云々。如此
といへり。

○此歌は無論萬葉集に見えず。今鏡の著者は此歌を含める天平勝寶五年云々の文を
人麻呂歌集にて見し趣なれど人麻呂は勝寶五年までは存生せざれば彼文もし人麻
呂集中にあらばそは後人の附記ならむのみ。抑奈良朝以前にはアサモヨヒとは云は
ず。又上三句はユルスにかかれる序にて

○弓にはユルブルといふが常なれど又ユルスといへる例あり。たとへば萬葉集卷
十一にアツサユミヒキテ不許アラマセバカカルコヒニハアハザラマシヲとあり。

又六帖に人丸とありてアツサ弓ヒキハリモチテユルサズトワガ思フ妹ハシルヤ
シラズヤとあり

主文は下二句なるがその主文は意を成さず。ユルストキナクをユルストモナクの誤
とせば僅に通ずべし。又は結句を袖中抄所引に従ひてアガモヘル君とせばよく通ず
べし。即タユム時ナク君ヲ憶フといへるなり。式部卿石川卿といへるは石川年足なる
べし。げに續日本紀勝寶元年八月辛未に式部卿從四位上石川朝臣年足爲兼紫微大弼
とあれど正倉院文書勝寶二年三月三日の治部省牒に參議從四位上守卿兼紫微中臺
大弼勳十二等石川朝臣年足と署したれば勝寶五年には式部卿ならじ。否五年には左
大辨なり(三年以來)

萬葉集卷五なる哀世間難住歌に又タツカツエとよめり。さて顯昭は右のタツカ弓を紀
伊國風土記に弓のつかを大にするなりとあればトツカを訛りてタツカといふなり
と云へるなれどタツカは手ツカ、トツカは取ツカにて元來別語なり。さればこそタツカ
弓とは云へどトツカ弓とは云はざるなれ。思ふにトツカはやがて萬葉集に
みな淵の細川山にたつまゆみ弓束まくまで人に知らえじ(卷七)

おきていかばいもはまがなしもちてゆくあづさのゆみの由都可にもがも(卷十四)
 などいへるユツカにて今いふ弓ノニギリならむユツカは又ユミツカといふ。即和名抄
 弓の下に弓末曰彌(由美波數)中央曰強(由美都賀)といへり。弓束と書けるは擬字にて實は
 弓柄なり。さてタツカ弓を仙覺は「ただ手にとるをタツカといへるにや」といひ契沖は之
 に同意したれど

○契沖は夙く卷五なるタツカツエを「手に握る杖といふ意なり」といへり
 手に握らぬ弓又は杖あらばこそ手に握るを取分きてタツカ弓タツカ杖と云はぬ。いづ
 れの弓又は杖も手に握るものなれば取分き云はむ由なきにあらずや。思ふにタツカ弓
 タツカ杖は握の一つかばかりなるを、即常のよりはやや太きを云へるならむ(萬葉集新
 考八六六頁参照)

萬葉集卷四に

わがせこが跡ふみもとめおひゆかばきの關守いとどめなむかも

といふ歌あり。このキノ關と本文袖中抄所引風土記に見えたる雄の山の關とを混同す
 べからず。抑大和より紀伊に到るには眞土山に由る道と河内和泉を経て紀泉國界の山

脈(葛城連峰)紀伊にては北山といふを越ゆる道とあり。ヲノ山越は後者の一路なり。奈良
 朝時代にはヲノ山越はいまだ官道とならざるのみならず今の歌の長歌にアサモヨシ
 紀路ニイリタツ眞土山コユラムキミハとあれば少くとも此歌のキノ關は(今鏡などに
 見えたるはともかくも)ヲノ山ノ關にあらず。然らばこのキノ關は眞土山に置かれたり
 しかと云ふに恐らくは然らじ。ここに大化二年正月の改新之詔の第二に

置畿内國司郡司關塞斥候防人驛馬傳馬及造鈴契定山河、、凡畿内東自名鑿橫河
 以來南自紀伊兄山以來(兄此云)制西自赤石櫛淵以來北自近江狹々波合坂山以來爲畿
 内國

とあり。思ふに此時兄山にぞ關は設けられけむ。

○セ山はやがて關山といふ事か。萬葉集卷四にウマセを馬櫛と書けり。關の本語はセ
 ならむ(新考六五八頁及一〇四六頁参照)。そのセにクを添へてセクといふ動詞を作り
 更にそのセクよりセキといふ名詞を作りしならむ

但其關のありしは一時の事なるべく無論此歌をよみし神龜元年にはもはや存ぜざる
 べく此歌にキノ關といへるはただ漠然として云へるなるべし(新考六七頁参照)

雄山は葛城山脈の一部にて和泉紀伊二國を界せる連峰なるが雄の山の關のありし處は平安朝以後の官道なり。和泉の呼岫驛より紀伊の名草驛に到る途なり。今の國道は略この驛路に同じく其高處を今も雄の上峠といふ。阪和電鐵の隧道は適に峠の地下に當れり。紀伊續風土記卷之十名草郡山口莊湯屋谷村の條(刊本第一輯二二四頁)に

○雄山關 白鳥關

雄山の内にありしならん。今何れの地とも定めがたし。雄山關の事は袖中抄たつか弓の條に云々。又萬葉集に木國之昔弓雄之響矢用云々の歌あり。これらを并せ考ふるに此關守強弓の名ありしなるべし。此關は何れの時に置れし關にや。孝德天皇紀に大化二年正月詔曰云々とある時などに置れたるにや。今西村(○同莊内)の小島某の家は坂上姓にて先祖坂上五郎は雄山の關守の末孫なりといひ傳へたり。又白鳥の關といへるは古本今昔物語に云々(○後に引くべし)。此故事を夫木抄鴨長明が歌にオモフニハ契モ何カアサモヨヒキノ川上ノシラトリノ關とよめり(○卷二十一、關、此歌によれば雄山の關を白鳥の關ともいへるなり云々

といひ又同莊の下(二一四頁)に

山口の稱は雄山の山口の義なり。永仁の文書に山口領主新左衛門尉坂上明繼といふあり。或は此邊古は坂上と稱せしといふ

といひ同莊西村の條(二一五頁)に

相傳ふ。此地舊名は坂上村といひしとぞ。今田地の字に坂上といふあり。古の遺名にや。又坂上姓の舊家村中にあり。萬葉集に木國之昔弓雄之響矢用鹿取靡坂上爾曾とある坂上は地名とも定め難く又歌も本國の内いづれの地にての歌とも定め難けれども弓雄の事風土記にある雄山の關守がもつ弓の事と縁ありて坂上氏の人古く此地に住ける事なれば萬葉の坂上也此地の事にして土人の此村を坂上村といひしといふもよしある傳へならんかし

といひ又卷二十八那賀郡山崎莊山村小名夙の條(第一輯五九七頁)に

本村乾の方往來の官道にありて別に一村をなし山口莊湯屋谷村と東西官道を隔てて相對す。古より此地弓を作るを業とす。古の紀ノ關モリノタツカ弓の遺流を傳ふといへり。弓工甚宜く雨中に用ひて膠離れざるを賞す。今これを雁、金弓、といひて藩中の士多くこれを用ふ。因りて稍々城下に移りて出職をなし今は村中にては弓工なし

云々

といひ又卷一(八頁)に

今其弓の本弭に焼印を以て雁の形を畫けり。因て世俗雁金弓といふ。按ずるに中古の書に或女弓を形見に残し白鳥に化して雄山の關邊に至りしより其關を白鳥の關といひし趣に記せり。然らば彼雁金弓は形見に残しし弓の故事に因てもと白鳥の形を畫きたるを後世形の雁に似たるより雁金弓とはいひ誤れるなるべし。又萬葉集に木國之昔弓雄とあるも此關守の弓術に長じたるを稱せるならん

と云へり。萬葉集卷九なる大寶元年辛丑冬十月太上天皇大行天皇幸紀伊國時歌十三首の中に

木の國の昔弓雄之かぶらもち鹿とりなびけし坂の上にぞある

といふ歌あり。第二句は弓雄之昔の顛倒としてサツヲガムカシとよむべし。結句はココソソノ坂上ナルといへるにて坂上は地名にはあらじ(新考一六九〇頁參照)。續風土記の編者はこの弓雄を雄山の關守としたれど、そは何の證も無き事なり。右のサツヲは恐らくは獵夫にて關守にはあらじ。又坂上はいづくの坂の上にか知るべからず。又同じき編

者は雄山の關を大化二年に置かれしかと云へれど紀の關こそ此時置かれけめ、雄山道は當時未開けざれば

○雄山道の史に見えたるは日本後紀延暦二十三年に冬十月壬子幸紀伊國玉出島、甲寅自雄山道還日根行宮とあるが始にて續風土記の編者も然云へり(二二三頁)

雄山關を置かれしは平安朝以後ならむ。又同じき編者は姓氏と苗字とを混同せり。永仁文書に山口領主新左衛門尉坂上明繼とあり應安文書に山口入道明教とありと云へば坂上は姓氏なるが其家は有名なる大和高市郡の坂上氏の分派にて、たとひ西村の舊名を坂上と云ふとも、その坂上に依れる稱號にあらじ。恐らくは文德天皇實錄天安二年六月に癸卯從五位下山口伊美吉西成爲紀伊介とある人の裔ならむ。山口忌寸は彼坂上大宿禰と同祖なり

今昔物語卷三十人妻化成弓後成鳥飛失語第十四に

今昔△△ノ國△△ノ郡ニ住ケル男有ケリ。其ノ妻形チ美麗ニシテ有様微妙カリケレバ夫難去ク思テ棲ケル程ニ妻、夫寢タリケル間ニ男ノ夢ニ見ル様、此ノ我ガ愛シ思フ妻我レニ云ク、我レ汝ト相棲ト云ヘドモ我レ忽ニ遙ナル所ニ行ナムトス。汝ヲ今ハ不

可見ズ。但シ我ガ形見ヲバ留置カム。其レヲ我ガ替ニ可哀キ也。ト云フト見ル程ニ夢覺
 又。男驚キ駭テ見ルニ妻無シ。起テ近キ邊ニ此レヲ求ムルニ無ケレバ奇異ト思フ程ニ
 本ハ無カリツルニ枕上ニ弓一張立タリ。此レヲ見ルニ夢ニ形見ト云ツルハ此レヲ云
 ケルニヤト疑ヒ思テ妻若シ尙ヤ來ルト待テドモ遂ニ不見エズシテ夫戀ヒ悲プト云
 ヘドモ甲斐無シ。此レハ若シ鬼神ナムドノ變化シタリケルニヤト怖シク思ヒケリ。然
 リトテ今ハ何ガハセムト爲ルト思テ其ノ弓ヲ傍ニ近ク立テ明ケ暮レ妻ノ戀シキマ
 マニハ手ニ取り攝巾ヒナドシテ身ヲ放ツ事無カリケリ。然テ月來ヲ經ル程ニ其ノ弓
 前ニ立タルガ俄ニ白キ鳥ト成テ飛ビ出テ遙ニ南ヲ指テ行ク。男奇異ト思テ出テ見ル
 ニ雲ニ付テ行クヲ男尋ネ行テ見レバ紀伊ノ國ニ至ヌ。其ノ鳥亦人ト成ニケリ。男然レ
 バコソ此ハ只物ニハ非ザリケリト思テ其レヨリハ返ニケル。然テ男和歌ヲ讀テ云ク
 アサモヨヒキノカハユスリユクミツノイツサヤムサヤイルサヤムサヤ
 ト。此ノ歌近來ノ和歌ニハ不似ズカシ。アサモヨヒトハ朝メテ物食フ時ヲ云フ也。イツ
 サヤムサヤトハ狩スル野ヲ云フ也。此ノ歌ハ聞ク(○)人脱せるか(何トモ心不得マジケ
 レバナム亦此ノ語リ奥戀ク現ニトモ不思エヌ事ナレドモ舊キ記ニ書タル事ナレバ

此ナム語り傳ヘタルトヤ

といひ俊頼口傳集上卷續々群書類從第十五の二〇三頁にも

手束弓手に取持て朝狩に君は立來ぬ。棚倉野に 朝もよひ紀關守は手束弓許す時
 なく待夜ぬる君 朝もよひ紀川ゆすり行水のいつさやむさや(○)結句は他書
 にはイルサヤムサヤとあり)

むかし男ありけり。女をおもひてかくしこめてあひあひ(○)愛シの誤けるほどにゆめ
 にこの女われははるかなる所へゆきなんとす。ただしかたみをばとどめんとす。われ
 かくばかりに(○)ワレガカハリニの誤あはれにすべきなり。といひけるほどにゆめさ
 めぬ。おどろきてみるほどに(○)ミルニの誤女(○)ハ脱なくてまくら(○)ガミ脱にゆみた
 たり。あさましとおもひて(○)ヘドの誤かざりとてはいかがはせむとてその弓をかた
 はらにたててあけくれ手にとりてのごひなどして身をはなつことなし。月日ふる程
 に又白きとりになりてとびいでてはるかに南の方に雲につきて行をたづねゆきて
 みれば紀伊國にいたりて人に又なりにけり。さてこの歌はそのをりによみたりける
 とぞ。アサモヨヒとはつとめて物をいふ(○)クフの誤時をいふなり。イツサヤムサヤと

はかりする(○野ノ脱せるか)名なりとぞ。おくゆかしうげにともきこえねどもふるき物にかきたればそのまましるし申なり(○袖中抄所引にはソムクベキコトナラネバカキツクルバカリ也とあり)

と云へり。乙は甲に據れるならむ。甲乙同一源より出でたるにはあらじ。袖中抄には無名抄云といひて俊頼口傳集の文をさながらに引けり。さて右の文に女が弓に化し弓が又白鳥に化して紀伊國に到るとはあれど雄山關に到るとはあらざるなり。又白鳥關といふ名は鴨長明の歌に見えたるのみ。然るに僧由阿の詞林采葉抄に至りて始めて此傳説を雄山關と結附けたり。即同書第四朝毛吉紀の條に此傳説を略叙し其末に

此弓アル時白キ鳥トナリテ南ヲサシテ行ク。男跡ヲタツネテオヒ行ニ紀伊國雄山ト云所ニテ又人トナリテウセヌ。此女ハ彼山ノ關守ハ弓ニテアリケルトカヤと云へり

アサモヨヒの事タツカユミの事の見えたりといふ紀伊國風土記が奈良朝以前の物にあらざる事は勿論なるが、さる風土記實にありけむにや頗うたがはし。あらぬ歌を掲げて萬葉集に出でたりと稱して自説を扶けたる類にあらざるか

淡路國

僧由阿の詞林采葉抄第七水手の條に左の一節を引けり

淡路國風土記云。應神天皇廿年秋八月天皇淡路ノ嶋ニ遊獵ノ時海上大鹿浮來レリ。則人也。天皇召左右詔問答曰。我是日向國ノ諸縣郡牛也。角鹿皮着而年老雖不與仕。尙以莫忘天恩。仍汝女長髮姫貢也。仍令榜御舟矣。因茲此湊曰鹿子湊

淡路國は迫門内海の東口を塞げる一島にして適に紀伊阿波播磨三國の間に篋まれり。形狀略蝸牛の首を昂げたるに似、其首は東北に向へり。東北播磨との海峡を明石迫門(明石のと)といひ東南紀伊の友が島(沖島)との海峡を由良迫門(由良のと)といひ西南阿波との海峡を鳴門といふ。淡路は古典に淡道とも書けり。名義は阿波路にて阿波ニ到ル途といふ事なり。此國は國史上最早く開けし島なり。即古事記に

ココニ天神諸ノ命モチテ伊邪那岐命伊邪那美命二柱ノ神ニコノタダヨヘル國ヲ修理固成セト詔リテ天沼矛ヲ賜ヒテ言依シタマヒキ。故二柱ノ神天浮橋ニ立タシテ鹽コヲロコヲロニ畫鳴シテ引上ゲタマフ時ニ其矛ノ末ヨリ垂落ル鹽累積リテ嶋ト成

ル。是淡能基呂嶋ナリ。其嶋ニ天降リマシテ天之御柱ヲ見立テ八尋殿ヲ見立テタマヒ

といへり。オノゴロ島は淡路の南方の海中にありて今三原郡に属したる沼島なり。今同郡榎列村大字幡多にオノゴロ島社あるは姦人の作りたる古蹟なり。古事記に又子水蛭子ヲ生ミ次ニ淡嶋ヲ生ムといへる。淡島は彼紀伊國の友が島にて此二子不良なりしかば過を改めて次々に國又は神を生みたまひし其第一が淡道之穗之狹別嶋にて即淡路國なり。但淡道と云へるは追言なる事勿論なり。當時いまだ阿波といふ國名無く從ひて阿波ニ到ル途とは稱すべからざればなり。日本紀には

伊弉諾尊伊弉冉尊天浮橋ノ上ニ立チテ共ニ計リテ曰ク。底下ニ豈國ナカラムヤト。廻天之瓊矛ヲ以テ指下シテ探リシニ、ココニ滄溟ヲ獲キ、ソノ矛ノ鋒ヨリ滴瀝ル潮、凝リテ一島ト成リキ。之ニ名ツケテ磤馭廬島ト曰フ。二神ココニ彼島ニ降り居シ因リテ共ニ夫婦ト爲リテ洲國ヲ産生マムト欲ス

ココニ陰陽始メテ適合シテ夫婦トナル。産時ニ至ルニ及ビテ淡路洲ヲ以テ胞トシ(意所不快故名之曰淡路洲)迺大日本豊秋津洲ヲ生ム

といへり(十種の一書は略す)。オノゴロを磤馭廬と書きたるは磤の吳音オヌを轉じてオノに充てたるなり。意所不快故名之曰淡路洲の十一字は今本に本文の中としたれど元來注文なり。否中世人がアハチの名義を吾恥として行間に書入れたるが注文にまがひ終に本文に闖入したるなり。例の舊事紀に先産生淡路州爲胞。意所不快。故曰淡道州。即謂吾恥也と云へり。當國の誇は開國の古き事のみならず猪鹿多くして屢天皇の行幸を仰ぎし事、供御の魚介を貢り來りし事などなり。

○天皇の此國に遊獵したまひし事は應神天皇紀十三年註同二十二年履仲天皇紀五年。允恭天皇紀十四年などに見えたり。伊勢志摩などと共に御饌に仕へし事は萬葉集卷六なる山部赤人作歌に、ミケツ國、日々ノミツギト淡路ノ野島ノアマノワタノ底オキツイタリニ鮫珠サハニカツキデ船ナメテ仕ヘマツルガ貴シ見レバといひ其反歌に朝ナギニカチノトキコユミケツ國野島ノアマノ船ニシアルラシと云へるにても知らる。ミケツ國は御饌奉仕の國といふ事にてそのミケは主として魚介を云へるに似たり。このミケツ國と同卷にミケムカフアハチノ島といへるとを混同すべからず。然るに現に地理志料なども混同せり。ミケムカフは御饌ニムク(適)といふ事にてアハ

チのアハ(粟)にかかれるなり。集中には又キ(葱)ミナ(鱧)アヂ(鳥か魚か)に冠せたる例あり。さて淡路國が供御の魚介を貢し來りしは其海が魚介に富める上に此國には夙くより海人部落が住みし故なり。淡路の海人は上に擧げたる(又履中天皇前紀に見えたる)野島ノアマの外に應神天皇紀二十二年に淡路御原之海人見え和名抄三原郡の郷名に阿萬あり。今三原郡加茂村の大字に内膳あり。もと上内膳村下内膳村と稱せられ中古には内膳莊又は内膳保と稱せられき。これも亦御饌奉仕に關係ある名か

國造本紀に

淡道國造 難波高津朝御世神皇產靈尊九世孫矢口足尼定賜國造

とあり。此國、後に津名三原の二郡に分たれき。俗に前者を上郡といひ後者を下郡といふ。津名郡は國の北部と東部とを占め三原郡は残れる西南部を占めたり。かくの如く津名は三原より廣きが古は今よりなほ廣かりしなり。今の加茂・大野・廣田三村は古の賀茂・廣田二郷に當れるが其二郷を和名抄に津名郡に屬せり。されば古は加茂・廣田二村の西限を以て郡界としたりしなり。辭を換へて云はば桑間川(洲本川)と三原川との分水嶺を以て郡界としたりしなり。津名郡は廣けれども山多く三原郡は狭き代に平地多し。古は四

國九州に赴く船殆皆阿波土佐に到るもの。一部の外明石海峡を通過し又四國に赴く船は淡路の西岸に沿ひて航行せしかば津名郡も其北部西部の沿岸地は夙く都人に知られしかど國內にて夙く開けしは平地多き三原郡なり。されば國府は三原郡に置かれたりき。今の榎列村大字榎列に府中といふ字あり其南なる市村大字十一箇所に惣社あり同村大字市に國衙といふ字あり又市はやがて國府市の遺名なるべく市村の東なる八木村の大字突原本來ノハラとよむべきを今ヤハラと唱ふに國分寺及國分尼寺址あれば國府のありしは今の榎列村の南部及市村の北部ならむ。神代村の大字國衙は守護の國衙址なりといふ。南流浪記(後嵯峨天皇の御世に高野山の僧道範が讃岐國に流されし時の記にて群書類從卷三百三十に收めたり)に養宜の國府と云へるも亦守護の政所ならむ。養宜は今の八木村大字養宜なり。津名郡の郡家は古の郡家郷の内なる今の郡家町にありき。和名抄郡家郷の訓註に久宇希とありて學者之を一般郡家の稱呼の典據とせり。但此稱呼は時處を貫けるものなりや。即何處にても又何時にてもクウケと唱へしか。こはなほ研究を要す。三原郡は日本紀に御原と書けり。されど延喜式以來三原と書けり。其郡家の址は明ならず。驛は延喜兵部式に由良・大野・福良各五疋とあり。紀伊の賀太

より船にて此國の東南端なる由良に渡り大野を経て西南端なる福良より船にて阿波の石隈(今の撫養町附近)に渡りしなり。大野は今の三原郡(古は津名郡)大野村大字大野の附近にて由良よりは西北、福良よりは東北に當れり。由良より道を正西に取らざりしは柏原山に障へられたる故なり。さて由良大野の間の近きに反して大野福良の間は頗遠ければ古はその間になほ一驛ありしなり。神本驛即是なり。續日本紀神護景雲二年三月の下に

南海道使治部少輔從五位下高向朝臣家主言淡路國神本驛家行程殊近乞從停却詔許之

とあり。大野福良間の行程、既牧令規定の三十里(今の凡五里)よりは稍遠けれど中間驛ありては又近きに過ぐれば經費節減の爲にその中間驛即神本驛を廢せしなり。今も三原郡榎列村大字幡多字下八太に神本といふ地名ありて其處に神本八幡宮と神本寺といふ眞言宗の寺とあり。されば神本驛址は幡多附近ならむ。幡多は適に大野と福良との中央に當れり。驛名の神本を地名辭書にはミワモトと訓めり。こは同處幡多山に縣社大和大國魂神社あるが故なるべけれど此社は和神社の分靈なるべく大神神社とは關係

あるまじければ神本をミワモト又はミワノモトと訓むべき理由とはすべからず。神本は宜しくカミノモトと訓むべし。但今はカウノモトと唱ふといふ。モトはフモトなり。神名帳に見えたる當國十三座の内なる淡路伊佐奈伎神社は今伊弉諾神社と稱せられて官幣大社に列れるが津名郡多賀村大字多賀にあり。されば俗に多賀大明神と稱す。此神社の存在も亦當國の誇なるが茲に近江國大上郡多賀村大字多賀に官幣大社多賀神社あり。祭神は同じくイザナギノ尊(並にイザナミノ尊)なり。此神社と淡路多賀なる所謂多賀大明神との關係如何。まづ日本紀に

是後伊弉諾尊神功既ニ畢リ靈運遷リナムトス。是ヲ以テ幽宮ヲ淡路之洲ニ構リ寂然トシテ隱リマシキ。亦曰ク伊弉諾尊功既ニ至リテ德亦大キナリ。ココニ天ニ登リテ報命シ仍リテ日之少宮ニ留宅リタマヒキ

と云へり。即或は淡路國に留りたまふと傳へ或は天上に歸りたまふと傳へたるなり。イザナミノ尊は淡路國を基として國を開きたまひしなれば若地上に留りたまはば淡路國に幽宮を作りて其處に隠れたまはむ事決して意外に非ざるなり。然るに古事記には故其伊邪那岐大神者坐淡海之多賀也

とあり。この淡海は淡路の誤寫ならざるかとは誰も思ふべき事なり。現に所謂伊勢本には淡路之多賀とあり。但此本に據りて淡海を誤字とは斷ずべからず。彼系統の本の最初の執筆者が淡海とあるを訝りてさかしらに淡路に改めけむも知るべからざればなり。宣長は

路字を海に寫し誤れるかとも疑ふべけれど淡路に古より多賀てふ名聞えず。近江には今に名高くて○夙く神名帳に近江國犬上郡多何神社二座と見えて神社も坐ませば此記は固より淡海なり

といへり(記傳卷七)。然るに田中賴庸の校訂古事記に坐淡道之多賀也に改めて欄外に淡道ノ道諸本ニ海ニ作レリ。勢本○應永三十一年道祥書寫本勢一本○應永三十三年春瑜書寫本舊本竝ニ路ニ作レリ。大同類聚方ニ淡路藥ト稱セル神遺方ニ據レバ亦多賀社祝人ノ方タリ。而シテ大同類聚方ニ淡路多賀ノ明文アリ。乃元々集ニ引ケル舊本ノ文ト合ヘリ。是ニ由リテ之ヲ觀レバ淡道多賀ノ名ハ其由來久シキナリ。今定メテ之ニ從フ。但路ヲ道ニ作ルハ本記ノ例タリ。故ニ正シツ(○原漢文)

と記せり。大同類聚方所稱淡路藥以下は宣長が淡路に古より多賀てふ名聞えずと云へ

るに對して云へるなり。又元々集所引舊本文といへるは同書卷二に亦坐淡路之多賀者矣とあるを指せるなり。

○元元集は北畠親房の著、我文庫なるは日本古典全集本なり。又道祥書寫本は松井簡治博士の所藏、春瑜書寫本は伊勢の御巫清白氏の所藏にて共に古典保存會にて刊行せり

なほ田中氏の驥尾に附きて云はばイザナギノ尊が聖蹟を近江に留めたまひし事記紀に見えざるにあらずや又淡海ならば近淡海とあるべきにあらずやと云ふべし。地名辭書の如きは

近江の多賀は犬上氏の氏神にて伊弉諾神には關係なきが如し

とさへ云へり。當國の地名の萬葉集に見えたるは松帆乃浦野島、淺野、飼飯海なるが、上に云へる如く皆本島の北岸又は西岸にあり。即松帆浦は今の津名郡岩屋町に、野島は同郡野島村に、淺野は同郡淺野村にあり。又飼飯海は三原郡松帆村の海なり。さて飼の字はケに充て難ければ筈の誤ならむと云へる人あり。又カヒの反キなるをケに轉じたるならむと云へる人あり。按ずるに飼飯の飼は飼といふ字とは同形別字にて筈の變造字なり。

抑ケといふ語には廣狹二義ありて狹義のケは今いふメシビツの事なるが(西海道風土記逸文新考六六頁参照)古メシビツノメシ即箇ニモル飯を一語としてケヒといひそのケ(即メシビツのケ)を他のケと別たむが爲に箇の竹冠を去りて食扁を加へたるなり。さてケヒノ浦の名義は如何にもあれ飼飯といふ熟字あればそれを借り充てたるなり。萬葉集には又粟島をよめる歌少からず。此島は當國の西北の海中にぞありけむと思はるるに今其形跡を留めず。恐らくは夙く海中に沈没し又は海水の侵蝕によりて消滅せしならむ(新考一三一二頁参照)。彼野島之埼(野島我崎とも書けり)なども粟島と運命を共にぞしけむ。今も野島といふ地あれば人は皆之に安んじたれど二里半にも及ぶべき今の野島村の海岸線に崎と稱すべき地形無きにあらずや。又未行きては見ねど岩屋の海岸なる繪島などもいたく侵蝕せられたりと云ふにあらずや。

本文は萬葉集叢書第十輯なる詞林采要抄に據れるなり。纂訂古風土記逸文に引けると小異あり。同書に我女とあるは改めたるならむ。此湊を同書に此港と書けり。ミナトに港字を充てたる例は古き物にはをさをさ見え。同書考證に諸縣郡牛の郡はもと君とありしを誤りて[大ザト]を添へたるならむといひ又雖不與仕の與は奉を誤り長髮姫は

髮長姫を誤れるならむと云へり○日本紀應神天皇紀に

十三年春三月天皇遣專使以徵髮長媛秋九月中髮長媛至自日向便安置於桑津邑とありて註に

一日日向諸縣君牛仕于朝庭年既老耆之不能仕仍致仕退於本土則貢上己女髮長媛始至播磨時天皇幸淡路島而遊獵之於是天皇西望之數十麋鹿浮海來之便入于播磨鹿子水門天皇謂左右曰其何麋鹿也泛巨海多來爰左右共視而奇則遣使令察使者至見皆人也唯以著角鹿皮爲衣服耳問曰誰人也對曰諸縣君牛是年耆之雖致仕不得忘朝故以己女髮長媛而貢上矣天皇悅之即喚令從御船是以時人號其著岸之處曰鹿子水門也凡水手曰鹿子蓋始起于是時也

とあり。本文に云へるは此事の異傳なり。然るに日本紀に同じき天皇その二十二年秋九月に淡路島に狩したまひし事見えたれば考證は其時の事として本文の二十年を二十年の脱字とし又日本紀の十三年を年を誤れるかと疑へり。されど日本紀二十二年の記事の中に故乘輿屢遊之とありて天皇が淡路島に行幸したまひしは一回にあらねば強ひて十三年の記事と二十二年の記事とを同時の事として實はこの二十二年なるを

書紀に十三年の事と誤りしにはあらかじかなどは云ふべからず。本文に二十年の事とせるは齒牙に掛くるに足らず。其由は下に云はむ。○本文に應神天皇とあれば此風土記は奈良朝末造以後の所撰なり。否決して中古以前の物にあらず。然らば本書は中古以後の私撰かと云ふに鹿子湊といへるは播磨國の賀古川の河口の事なるが若淡路の人の所撰ならば他國の湊を指して此湊とは云はじ。

○大日本地名辭書に淡路國の末に鹿子湊を出して

今詳ならず。古風土記に見ゆ。鹿子水手相通ず。蓋淡路海部の住所にして三原湊。○西海岸三原川の河口を指せるにや

と云へるは本文に誤られたるなり

されば本文は地理だに心得ざる後世人の日本紀に據りての偽作ならむ。或は由阿の偽作か。又然らば淡路の古風土記には逸文なきかと云ふに應神天皇紀十三年の註に「曰とて引けるが適に其逸文ならむかし。○淡路の北端は明石迫門を隔てて略明石と相對し其距離凡二海里なり。又加古川の古の河口は明石の西北方に當りて其距離五里許なり。因に云はむ應神天皇紀十三年の本文に見えたる桑津邑は和名抄に見えたる攝津國

豐島郡桑津郷即今の兵庫縣川邊郡神津村の大字桑津か(伊丹町と猪名川を隔てたり)。又は攝津志に云へる如く同國住吉郡桑津村後の大阪府東成郡北百濟村の大字、即今の大阪市住吉區桑津町か。同書住吉郡の部に

八幡神祠 在桑津村土人云。應神帝十三年使髮長媛居于此。後人立祠

といへり。髮長媛は後に仁德天皇の妃となりて大草香皇子と幡梭皇女とを生みまつりき

新撰龜相記といふ書あり。今傳はれるは四卷中の第一卷にて近古に矢野玄道の發見せしものなり。本文の末に天長七年八月十一日ト長上從八位下卜部遠繼が同業の人々と詳に議して之を注せし由云へり。眞偽はなほ考へざるべからず。其書の第一節なる伊佐諾伊佐波兩神生於能己侶島本辭一條の中の於能基侶嶋の註に

所謂此嶋在紀伊國海部郡。此以西加太浦建加太驛通淡路國津名郡由良驛。乾在伴嶋。此嶋西南在於能基侶嶋。々體圓六十町無有人居高廿丈許。冬見草石。唯有聚木茂高。相去伴嶋二三。亦非人居兩嶋同根屬也。湖生通海。凡此三嶋從良連坤

といふ文あり。菅政友の湊能基呂嶋考全集二五七頁以下に之を紀伊國風土記の逸文として

此以西ヨリ從良連坤マデノ一段疑ラクハ風土記ニヨレルニヤ。コノ國(○紀伊國)ノ風土記ハ袖中鈔ニニケ條引ケルノミ今世ニハ残りタレドソレモ原文ノママナラネバ其體如何ナリケン合ハセ考フルニ由ナシ。サレドココノ文ハ風土記ノナベテノ書キザマニ大方似タルノミナラズ在海部郡トイヘル下ニ此以西ナド上文ヲウケタル語ノアリテ穩ナラヌモクマタマ原語ノ殘レル故ニテモアランカ

といへり。げに紀伊國風土記にぞ據りけむ。但風土記曰とあらでは、然思はるるものにても逸文として採用せざるが余の主義にて(西海道風土記逸文新考緒言二頁以下参照)近くは應神天皇紀十三年の註の如きも恐らくは淡路國風土記よりぞ取りけむと思へど之を逸文に列ぬる事を憚りしなれば此龜相記の文も逸文としては採用せず。さて之を紀伊の逸文の後に附けむかとも思ひしかど事主としてオノゴロ島に係りて此島の事を云ひし後ならでは不便なれば殊更に淡路の末に添ふるなり。又此文を擧げ置くに止めむかとも思ひしかど元來此文は頗解し難くて菅氏の如き碩學も此文に據りてオノ

ゴロ島を誤りてあらぬ島に擬せられたる程なれば世人の爲に粗解説を試みむ

オノゴロ島を今の沼島とすれば淡路國三原郡の所屬なる事勿論なり。然るにここに所謂此嶋在紀伊國海部郡と云へり。菅氏の錯誤も此文に胚胎せり。元來此一句は菅氏も云へる如く龜相記の文なり。されば風土記の本文正しくはと思はるものと云ふべけれど煩しければかくは云ふなり)の如く重視すべからず。恐らくは龜相記の作者が紀伊風土記海部郡の下にオノゴロ島の事を記述せるを見て輕率に海部郡の所屬ぞと心得てかくは書けるならむ○此以西を菅氏は

海部郡ノウチニ此トサス一所ノ地アリテソレヲ受ケタル語勢トオボシケレバ或ハ郡家ヲアゲテソノ以西ナドアリシニヤ

といへり。略かくの如し。郡以西の誤にて郡家ヨリ西方ニといふ事ならむ。たとへば常陸風土記に自郡以東とあり○乾は加太驛の西北なり。上に擧げたる原文は明治二十二年出版の本に據れるなるが菅氏の引けるには其加太驛乾とあり。在伴嶋・在湊能基侶嶋の在は有の通用なれど正しからず。嶋體圖六十町の圖は圖の誤なり。菅氏は

始メ圓ハ圖ノ誤字ニテ周廻ヲイヘルモノゾト思ヒタレドサテハ體字徒ニナリテ聞

といへり。體は體勢なり。やがて周と高との關係なり。○冬見草石の冬を菅氏も單行本の按訂者も共に不の誤としたるは非なり。石を花の誤として冬モ草花ヲ見ルと訓むべし。氣候の溫暖なるを形狀せるなり。○菅氏は

無有人居コノ一句、下ノ亦非人居ノ句トカサナレリ。故ツラツラ按フニ前文在伴嶋ノ下、原書ニハソノ伴嶋ノ姿ヲモイヒテ無有人居トアリツラシク龜相記ノ撰者伴嶋ノ事ハ淡能基侶嶋ニハ用ナケレバ略キツルモナホ前句ノ混レ入りシニハ心ノ付カザリシニテモアランカ。然イフ故ハ亦非人居トアル亦字ハ前嶋ニハ人モ住マネドコノ嶋ニモ亦ト前文ヲ受ケタル語勢ナレバソカシ。コトニ周廻ト町數ト地勢ノ高卑ヲイヘル中間ニ人居ノ有無ヲ序デタルモイト似ツカハシカラヌ事ナラズヤ。カニカクニ此四字ハ刪ルベシ

と云へり。無有人居はもと冬見草花の次にありしがまがひて上に移れるなり。即もとは嶋體圍六十町、高廿丈許、冬見草花、無有人居、唯有聚木茂高

とありしなり。さればこそ無有人居を受けて唯有云々と云へるなれ。茂高は菅氏の引け

るには高茂とあり。ざる本あらばそれに従ふべし。○相去伴嶋二三の下に菅氏も單行本の按訂者も共に里字を補ひたるが、宜しく十里の二字を補ふべし。オノゴロ島が菅氏のいへる如く伴島の沖島にあらず淡路の沼島なる事明にならば十里の二字を補ふべき事も亦明にならむ。○亦非人居は正しくは亦不人居とあるべし。さて菅氏が之をオノゴロ島の事とせるは此上に脱字あるに心附かざる爲なり。又之をオノゴロ島の事と誤解したる爲に上の無有人居を重複として「刪るべし」と云へるなり。亦非人居の上に伴嶋の二字を補ふべし。即原は

相去伴嶋二三十里、伴嶋亦非人居、兩嶋同根屬也

とありしなり。○兩嶋同根屬也は兩嶋根ヲ同ジクシテツケリとよむべし。或は屬の上にもと相字ありしか。兩島は伴島の地島と沖島となり。伴島古名は淡島、今友ガ島といふ。類聚國史祥瑞部なる天長三年十二月の右大臣藤原緒嗣の奏言中に紀伊國守從五位下占野王等奏傳。去八月廿八日慶雲見於海部郡賀多村伴島上とあり。龜相記の文にも伴嶋と書けるを見れば古くは、少くとも天長の頃には友と書かて伴と書ききと見ゆ。紀伊國海部郡加太浦の西方に地の島あり。其西南に沖の島あり。兩島相距る事五町許。伴島即今の

友ガ島は此兩島の併稱なり。而して兩島は適に葛城山脈の西極にして兩島間の所謂中の追門は谿谷の海水に没したるものに過ぎざれば兩嶋同根屬也と云へるはよく地理にかなへり。沖の島の西南五里許に沼島あり。されば凡此三嶋從長連坤といへるも亦よく地理にかなへり。三島といへるは伴島の兩島とオノゴロ島となり。今の名稱にて云はば地島・沖島・沼島なり。然るに菅氏は誤りてオノゴロ島を沖島に充て伴島を地島に充てたる故に此三嶋と云へるに叶はずなり。遂に三嶋ノ三ハ二ノ誤ナルベシと云はざるを得ざるに至りしなり。龜相記の文はオノゴロ島が沼島なる事を證するものなり。菅氏が此文に依りて新説を立てたるは精しく此文を解し得ざりし爲なり。さて古の一里は今の凡六町なり。相去伴嶋二三の下に前人は里の一字を補ひたるに余が十里の二字を補ふべしと云へる所以は茲に至りて明になりぬらむかし。以上述べ來れる所頗煩はしかるべければ左に龜相記の文の誤脱を正し補ひて再掲げてむ

郡以西加太浦建加太驛通淡路國津名郡由良驛其加太驛乾有伴嶋此嶋西南有漆能基
 侶嶋嶋體圍六十町高廿丈許冬見草花無有人居唯有聚木高茂相去伴嶋二三十里伴島
 亦不有人居兩嶋同根相屬也湖生通海凡此三嶋從長連坤

別に拙稿妹之島形見之浦あり。萬葉集追攷に收めたり。此一篇と参照せられれば便ならむ。○なほ云はむに湖生通海を菅氏は獨立の文と見たれど兩嶋同根相屬也と關聯せる文ならむ。即兩島はもと一島なりしが其中間に湖生じて後に海に通ぜしかば、それが爲に分れて二島となれりと云へるならむ。さらば湖生ジテ海ニ通ゼシナリと訓むべし

阿波國 五節

大八島國所知天皇

八隅知之我大王之云々此詞所々多以詠之。或又書之安見知々其點不一
 准、仍勘日本紀續日本紀等謂之也。須美師志其心詞尤諧當、
 次耶須彌斯志ト云フ意何者イカニトイフニヤスミトイフハ八島也。シ、トイフハ始
 ノシハシロシメスコトバ、次ノシハコトバノタスケ也。コレ我國ノ國主
 大八島國ヲムケタヒラゲテシロシメス詞也、
 故ニヤスミシシワガオホキミト詠也。サレバ風土記等ニモ令記代々御
 宇事所ニモ此義見エタル也。所謂常陸國風土記ニハ或云卷向日代宮大
 八洲照臨天皇之世或云石村玉穗宮大八洲所馭天皇之世或云難波長柄

豐前大朝八洲撫馭天皇之世阿波國風土記ニモ或云大倭志紀彌豆垣國
 大八島國所知天皇朝廷或云難波高宮大八島國所知天皇或云檜前伊
 富利野乃宮大八島國所知天皇、
 已上八隅者八洲云ト同言例證也
 (○萬葉集仙覺抄卷一、天皇遊獵內野之時中皇命使間人連老獻歌之註)

新考 全集本十四頁以下に據れるなり。纂訂古風土記逸文に宮號と題せるものなり。國
 字は同書に宮とせるに従ふべく又高宮の間に同書に従ひて津字を補ふべし。同書に朝
 庭を朝廷としたれど古典には多くは庭と書けり(肥前風土記新考凡例参照)。又所知とい
 ふ語三つ見えたる第一と第二とを同書に所治とせり。○其點不一准は其訓一様ナラズ
 といふ事なり。○常陸風土記の例を挙げたる中の石村玉穗宮大八洲所馭天皇之世は行
 方郡の下夜刀神の條に見えたり。難波長柄豐前大朝八洲撫馭天皇之世は八洲の上に大
 を落せるにや。さて香島郡の下に難波長柄豐前大朝馭宇天皇之世とあり。即馭宇とあり
 て八洲撫馭とは無し。全本の別處に見えたるにや。卷向日代宮大八洲照臨天皇之世も見
 えざる如し。仙覺の見しは全本なり

○栗田氏の考證に「今の全本○即抄本」に卷向日代宮大八洲照臨天皇之世と云のみありて次の二條は見えず」と云へるはいぶかし

○卷向日代宮は景行天皇、石村玉穗宮は繼體天皇、難波長柄豐前大朝は孝德天皇、志紀彌豆垣宮は崇神天皇、難波高津宮は仁德天皇、檜前伊富利野乃宮は宣化天皇の御事なり○ヤスミシシのヤスミは大ヤスミ殿小ヤスミ殿などのヤスミにて御坐といふ事、シシは知ラシなり、いにしへシラスをシスとも云ひしなり、さればヤスミシスといふべきをヤスミシシといへるは枕辭の一格にてイサナトリ海などと同格なり(萬葉集新考八頁及七八頁参照)

中湖

中ノミナトトハ阿波國ニミナトアリ。中湖トイフハ牟夜戸與[△]美湖中ニ在ルガ故中湖ヲ爲^{スト}名見阿波國風土記(萬葉集仙覺抄卷二中乃水門從船淨而之註)

新考 栗田氏の逸文考證に美を咲とせり。同書に據れば異本に美湖又咲湖とありといひ地名辭書に依れば一本に吳湖ともありといふ。仙覺抄卷三湖風寒吹良武津乎能埒羽毛の註(全集本一一五頁)に湖字、[、]、[、]ミナトニツカヘルコトハ阿波國風土記ニ中湖奥湖ナドニモ用之タリといへり。或は奥とあるが正しきにて中ノミナトに對して奥ノミナトと云へるにあらざや。美は元來癸の俗體なり。古寫本に往々此處の如く美と書誤れり

○たとへば和名抄山城國久世郡の郷名に奈美とあるは奈美の誤にて同郡那紀郷の訓註を誤りて別郷としたるなり。即同書高山寺本には那紀(奈美)とあり

もし美とあるが正しくばミツノトノミナトとよむべけれど聊たゆたはる○阿波國は所謂四國の東北部に位せり。その東北端は鳴門を隔てて淡路島と相對し、北は其東部が播磨灘に臨める外讃岐國に接し、西は伊豫國に、西南は土佐國に隣り、東と東南とは海に沿ひ、就中東方は紀伊水道を隔てて遙に紀伊國と相向へり。今板野阿波美馬三好麻植名東名西勝浦那賀海部の十郡に分れたり。山脈東西に走りて國を南北二部に分ちたれば名西以上の七郡を北方と稱し勝浦以下の三郡を南方と稱す。又吉野那賀の二大川あり

て甲は北方を、乙は南方を貫けり。古は粟國と長國とに分れ粟國造は吉野川流域なる阿波郡に住し長國造は那賀川流域なる那賀郡に在りき。然るに大化改新の時二國を合せて阿波國とし國造を廢して國司を置かれしが其國司の治所即國府は名方郡に在りき。今の名東郡國府町の大字府中は即其址なり。府中と書いてコフと唱ふるは面白し。コフといふ語が純然たる邦語となりたりし證とすべし。右の府中は徳島市の西方に當りて相違からず。○律書殘篇に收めたる國名表(延曆遷都以前のもの)に阿波國郡七とあり。板野・阿波・美馬・麻殖・名方・勝浦・那賀即是なり。其後貞觀二年三月に美馬郡を割きて三好郡を置かれ(國史)寛平八年九月に名方郡を東西に分たれしかば(類聚三代格卷七郡司事)是より當國は九郡となりき。さればこそ延喜民部式に

阿波國 上 管板野・阿波・美馬・三好・麻殖・名東・名西・勝浦・那賀

和名抄に

阿波國(國府在名東郡。本是名方郡也。今分爲東西二郡云々)管九 板野(伊太乃)阿波・美馬(美萬)三好(美與之)麻殖(乎惠)名東・名西・勝浦(桂)那賀

とあるなれ。此時いまだ海部郡は無かりき。初七郡を置かれしはいつの御世にか知られ

ねど國史に始めて見えたるは板野・阿波・名方三郡は神護景雲元年三月、麻殖郡は同二年七月、勝浦郡は寶龜四年五月、美馬郡は貞觀二年三月、那賀郡は元慶五年四月なるが如し。海部郡は和名抄那賀郡の郷名に海部(加伊布)とあるが後に獨立して郡となりしなり。その初出は拾芥抄なり。思ふに紀伊國の名草郡等の海岸に海部郡の起りし如く當國にても那賀郡の南部の海岸に海部民族が來住せしが

○允恭天皇紀に阿波國長邑之海人男狹磯見えたり。長邑は後の那賀郡なり。又那賀潛女といふ事延喜式神祇七踐祚大嘗祭式由加物の條に見えたり

次第に勢力を得て遂に那賀郡より獨立せしならむ。其後板野・那賀の各東西に分れし時代あり。さて名東・名西は元來名方東・名方西なるを地名は二字に書くべき制に従ひて方字を略したるにて名東名西と書いても始はなほナカタノヒガシ・ナカタノニシと唱へしを後に字に引かれてミヤウトウ・ミヤウサイと唱ふることとなりしなり。又那賀は成務天皇の御世に置かれし長國の後にて又允恭天皇紀に見えたる長邑と齊しければ諸國の郡名郷名の如くナカとは清まで紀伊國の郡名の如くナガと濁りて唱ふべし。賀は古典に多くはカに充てたれど又ガに當てたる例あり。海部はもとアマ又はアマベなり

、、又才田佐伊田と云ふは古の崎の水門の跡なればやがて崎田の義なるべしと云へるなり

○文意不明なる處少からざるを辛くして要文を抄出したるなり。此人の文のととはずして其意の聞取りがたきは生前より定評ありしなり
此説いとわろし。まづ述者はトを潮流の事としたれど古トといひしは今いふセト即海峡なり。ユラノトアカシノトアハノトなどの例を思ふべし。述者はかくの如き誤謬を基とせしかば中ノミナトを鳴門の中にて最險惡なる中の瀬に充てたるなり。夙く地名辭書に

鳴門の激湍を中湖に擬せられしは湖の名義に背く。且此鳴門の激湍は撫養の東北なれば之を中間と謂ふべからず

と云へり。次に地名辭書に撫養の下に

牟夜戸即撫養の港にして中湖は那賀郡に在るべし。咲湖は蒲生田崎(○那賀郡)の邊敷といひ長國の下(一二三四頁)に中湖と標して

中湖は今小松島などに當るべし。

○前に「那賀郡に在るべし」と云へると矛盾せり。小松島町は勝浦郡の内なり。但勝浦郡も古の長國の内なり

牟夜戸は撫養の港にして咲湖は蒲生田崎の崎の港なるべければなり

といひ那賀郡橋浦の下に

咲湖は一本吳潮に誤る。地形を以て推せば咲湖は蒲生田崎の傍にて崎港の謂なるべし。今橋浦・楕泊(○橋町・楕村)などに當る如し

といへり。又徳島縣誌略の板野郡の部(一二一頁)に

港灣ハ岡崎港ヲ郡内第一トス。古昔中湖ト云フ。港口東ノ方岡崎ノ地ナルヲ以テ竟ニ港名トナリシナリ

と云へり。按ずるに牟夜戸は(もし戸が誤字ならば)粟ノト明石ノトなどの如くムヤノトと訓みてムヤノセトと心得べし。そのムヤノトは板野郡の東端なる撫養町及瀬戸町と大毛島・高島・島田島との間なる海峡なり。此海峡の東口は後世の岡崎港にて泊船に堪へたる處なり。岡崎は今撫養町の大字となれり。されば本文の牟夜戸は撫養ノセトをいへる中に特に岡崎港を指せるならむ。○中湖の湖は古ミナトに充てしなり。又潮と書け

り。夙く萬葉集新考(三六四頁)播磨風土記新考(五六頁及一五七頁)肥前風土記新考(五三頁)などに云へり。○中湖の所在を考ふるにはまづ奥湖(假定)の所在を考へざるべからず。抑本文の牟夜ノト中ノミナト奥ノミナトを從來沿岸航行船の寄泊處とのみ見たるに似たれど此等の港は又紀伊國より渡航する船の寄泊せし處ならざるかと思はる。古といへども紀伊と阿波との直接交通あらざる事はあらず。南海道の驛路こそ紀伊より淡路を経て阿波に到りけれ、官使ならずして淡路に用なくば紀伊より直に阿波に渡るべし。萬葉集卷六に石上乙麻呂卿配土左國時歌ありて其反歌に

大埼の神の小濱はせまけども百ふなびともすぐといはなくに

とあり。此時も恐らくはまづ阿波に渡りそれより陸路又は海路を経て土左に到りしならむ。大埼は今の海草郡(もとの海部郡)の内にて和歌浦灣の南岸なれば、もし此處を發して正西を指さば今の徳島市附近なる津田港に到るべし。もし奥湖を津田港とせば中湖は北岡崎港と南津田港との中間に求めざるべからず。ここに板野郡の北島村の大字に中あり。北島村は吉野川の河口の三角洲にありて恰岡崎港と津田港との中間に當れり。されば中ノミナトは吉野川の一分流なる南川の河口にあらざるか

○中村といふはいつの世よりの地名にか。又吉野川の河口の變遷は如何。此等に就いて今少し研究したく思へど當國の地方誌の我文庫に在るものは徳島縣誌略一冊に過ぎざれば心に任せず

○考證に「なかのみなと、萬葉二に神乃御面跡次來中乃水門從船浮而とある是にて云々と云へるは仙覺の誤を繼げるにて阿波と讚岐との混同なり。彼歌に云へるは讚岐の那珂ノミナトなり

奈佐浦

阿波國風土記云。奈佐浦奈佐、云由者其浦波之音無止時。依而奈佐云。海部者波矣者奈等云。○萬葉集仙覺抄卷三留火之明大門爾之註所引)

新考 右は仙覺全集本に據れるなり。纂訂古風土記逸文には寶永の印本と一古寫本とに依りて

風土記云。奈汰浦(奈汰)云事者其浦波之音無止時。依而奈汰云。海邊者波立者奈汰等云。

と書けり。

○弧を以て括したるは余の私にて原本には(全集本にも)纂訂逸文にも分註としたるなり

兩本相異少からず。今纂訂逸文を基として其是非を決せむ。まづ風土記云の上に阿波國の三字を補ふべし。次に奈汰と奈佐とは如何と云ふに仙覺は明石大門をアカシノナダと訓みて(但こはオホトと訓むべし)其説を固めむが爲にナとタとの義を釋せるにて其原文は

ナタはナと云はナミなり。阿波國風土記云奈佐浦云々。タと云はたかき義也

とあり。即風土記はナタの例に引けるにあらで波をナといふ證に援けるなり。然るに後に轉寫せし人思誤りてさかしらに奈佐を奈汰に改めたるにこそ。次に事は由とあるに従ふべし。萬葉緯にも由とあり。栗田氏自身も事古本作由と云へり。かく一本に由とあるを知りながら何故に事に従ひたるにか。由はユエヨシなり。勝間井の節にも勝間井云由者とあるにあらざや。次に海邊者波立者奈汰等云とあるいと心得がたし。かくの如くならば海邊ニテハ波立ツヲバ奈汰トイフと訓まざるべからざるがテニヲハのトを顯し

て等と書く程ならばニテとヲとに當る字も添ふべきをや。又海邊と云へるは一般海邊といふ事にや。又何に對して特に海邊と云へるにか。殊に波ノ立ツヲバ奈汰トイフといふ原文ならば波をナといふ證とはならじをや。轉じて全集本の文を見るに海部者波立者奈等云とありて海部ハ波ヲバ奈トイフと訓むべければ義理文辭共によくとのひたり。即波をば一般人はナミといへど海部族はただナとのみ云ふと云へるにて勝間井の節に粟人ハ櫛笥ヲバ勝間トイフ也と云へると相似たり。

○矣をテニヲハのヲに充てたる例は萬葉集にあまたあり。全集本に海部者波矣者奈等云と傍訓したるはいとあさまし

波の殘をナゴリといひ志摩國の海岸の地名波切をナキリと唱ふるもこのナにや。萬葉集卷十四にヒダチナル奈左可ノウミと見えたるも亦然らむ。

○後者に就いては夙く仙覺抄卷八に

風土記ニハコレヲ流海トカケリ。イマノ人ハウチハウミトナン申ス。、カノウチハウミシホノミツトキニハナミコトニサカノボルシカレバナミノサカノボル義ニヨリテナサカノウミトイフベキナリ。ナミヲ海人ナドナトイフコト前ニ釋ス

ルカゴトシ(○全集本にはナトの二字脱せり)
と云へり

右に云へる如くなれば全集本と纂訂逸文との相異は全部甲を可とし乙を非とすべし
○奈佐云由者以下を仙覺抄の原本に分註としたるは上に云へる如くなるが風土記の
原本には恐らくは

奈佐浦 奈佐云由者其浦波之音無止時依而奈佐云海部者波矣
者奈等云

とありて海部者以下のみをぞ分註としたりけむ。又思ふに右の九字の續になほ佐の釋
義もありけむを仙覺の要せしは奈の釋義のみなりしかば佐の釋義は捨てて抄せざり
けむ○此一節は那賀郡の逸文なり。今も海部郡古の那賀郡の内(に那佐港といふ良港あ
りて鞆奥・穴喰の二村に屬せり)○考證に

奈汰は今も那賀郡の海上を上ナダといひ海部郡の海上を下ナダと云ふ。又海部郡中
北にある海上を上ナダ南にある海上を下ナダともいふなり。と小杉氏云り

といひ地名辭書に板野郡北灘の下に

古風土記に奈汰浦と云は此なるべし

と云へるは共に誤りて奈汰浦とあるに従ひて云へるなれば省みずしてあるべし

勝間井

阿波國風土記云。勝間井冷水。勝間井云由者倭健天皇乃大御櫛笥ヲ忘
依而勝間ト云。粟人者櫛笥者勝間云也已上(○萬葉集仙覺抄卷七玉勝間
相登云者誰有香之註所引)

新考 右は全集本に據れるなり。萬葉緯に引けるは之に同じ。ただ健を建とし天皇を天
皇命とし忘を忌とせるが異なるのみ(日本書紀通證卷七所引亦少異。之に反して纂訂逸
文に擧げたるは同じく仙覺抄より抄しながら

阿波國風土記云。勝間井冷水出于此焉。所以名勝間井者昔倭建天皇命乃依大御櫛笥之
忌而勝間粟人者穿井故爲名也

とありて大に全集本並に萬葉緯なると異なり。即右傍に△又は、を附けたる字多く勝

間井云由者が所以名勝間井者となり依が大御櫛笥忘の上に在り粟人が粟人となれり。又櫛笥者勝間云也の七字無し(粟田氏は此七字を萬葉緯より補ひて粟人者の分註とせり)粟田氏は仙覺抄の寶永版本(卷十四)に據れるなり○まづ本文と萬葉緯との優劣を判せむに健と建とは後者に従ふべし。古事記を始めて其外の古書にもタケケケルを皆建と書きたればなり(古事記傳舊版二三四頁参照)天皇と天皇命とは後の方古風にてまされり。天皇命の例は古事記傳卷十六(九四四頁)を見べし。忘と忌との事は下に云ふべし。次に本文と纂訂逸文との可否を決せむに昔は有無いづれにてもあるべし。依を漢文の格に従ひて大御櫛笥の上に置かば忘も亦上に移さざるべからず。之字はた有るべきならず。即、依忘大御櫛笥とあるべきなり(こはしばらく忘とあるを正しとして云へるなり。もし忌とあるが正しくば原のままにてよきなり)而以下も全集本及萬葉緯の如く依而勝間云。粟人者櫛笥者勝間云也とありてこそ聞ゆれ。纂訂逸文の如く而勝間粟人者穿井故爲名也とありては通ぜず。恐らくは纂訂逸文に擧げたるものは後人のさかしらの加はりたるものならむ。更に本文を檢せむに倭健天皇乃の乃は添假字のノが本字となりて本文に關入したるにはあらで初よりぞかかりけむ。奈佐浦の節に海部者波矣者奈等云

といふ例あるを思ふべし。之に反して勝間ト云のトは添假字が本文に關入したるなり。されば原文は

勝間井冷水 勝間井云由者倭建天皇命乃大御櫛笥忘依而勝間云。粟人者櫛笥者勝間云也

とぞありけむ(粟人者以下或は分註)これと

奈佐浦 奈佐云由者其浦波之音無止時。依而奈佐云。海部者波矣者奈等云

とあるとを並べて見て思ふに阿波國風土記の文は元來日本紀體の純漢文にはあらで古事記風の日本式漢文にぞありけむ。元來純漢文なりしを仙覺の書下しに改めて今の如くなれるなりと思はむは未聰明ならず○冷水はサムミツと訓むべし。ツメタシ(爪痛)といふは平安朝中期以後の語なり。古はつめたきをもサムシといひしなり。

○もし仙覺抄の傍訓の如くシミツとよむべくば冷を冷の誤とすべし。シミツはシミツの約にて之に寒冷の義は無ければなり。但こは理を正して云ふのみ。實際涌泉は澄めると共に冷なる物なれば冷水とあるをもシミツとよみ習ひけむ。景行天皇紀十八年四月に

召山部阿弭古之祖小左令進冷水（アヲイ）適是時嶋中無水不知所爲則仰之祈于天神地祇忽寒泉從崖傍涌出乃酌以獻焉

とありて冷水にサムキミモヒ寒泉にシミツと傍訓せり。ミモヒは飲料水の義なるモヒに敬語のミを添へたるなり

ヤマトタケルノ皇子を天皇と申し奉れるは私稱なり。古書に例多し。夙く播磨風土記新考(二五八頁及四八七頁)西海道風土記逸文新考(四六頁)などに云へり。○忘と忌といづれか正しきと云ふに大御櫛箭之忌といふは聞えざる事なれば忘に從ひて仙覺抄全集本の訓の如く大御櫛箭ヲ忘レタマフニ依リテとよむべし。筑後國生葉郡にて景行天皇の膳司が御酒盞を忘れし事も思出でらる。ヤマトタケルノ皇子が阿波國に到りたまひし事は正史に見えざれど國にてはさる事ありし如く傳へしならむ。舊事本紀に此皇子の御子息長田別命の下に阿波君等祖と註せり(息長田別王の名は古事記に見えて日本紀に見えず)。此事もし妄ならずば皇子に關する傳説はそれが爲にも多く當國に傳はるべきなり。○倭建天皇命ノ大御櫛箭ヲ忘レタマフニ依リテと云へる。文簡にして義詳ならず。思ふに此井ノホトリニ忘レタマヒシニ依リテといふ事ならむ。粟人は阿波國人なり

○ここに僧由阿の詞林采要抄卷一に引ける美作國風土記の逸文に

日本武尊落入櫛於池給因號勝間田池

とあり。こは櫛の下に箭を落したるか又は初より櫛と傳へたるか。ともかくも櫛箭(又は櫛)をカツマといふは阿波國のみの方言にあらじ。勝間勝間田などいふ地名は諸國に多し。但それ等の中には名義の異なるもあるべし。○勝間井に就いて考證に當國人野口年長の粟の落穂に見えたる説を擧げたり。それに據れば年長は慶長二年の分限帳に阿波郡勝間井とあるを發見し更に同郡の勝命村に勝間井といふ地ありと聞きしかば人をして調査せしめしに

勝命村の西に勝間井といふ字あり。されどそこに冷水は無し。隣村大俣村の南にスケノカタと云所に二坪許深さ三尺五寸許の冷水あり。此水二段ばかりの田にかかれり。此所勝命村より六町許あり。これなん勝間井の冷水なるべきと云ひおこせきと云ひ又

思ふに昔は大俣村かけて勝間井といひしを後に勝命村といひその西方を大俣村と名付しも知るべからず(○余の所藏本と文少異なり)

といへり。勝命は今の久勝村の大字にて吉野川の北岸にあり。

○久勝村は久千田・勝命の二村を合併しその各一字を取りて新村名としたるなり。いとあさまし

又大俣は今の太俣村の大字にて勝命の西北に接したり。カツミヤウはもとカツマキを訛りてカツメイと云ひ之に勝命の字を充て更に字に就きてカツミヤウと唱ふる事となれるならむ。又冷水の今は勝命の字勝間井に存ぜずして大俣の字スケノカタに存ずるは同一の水脈の前者に潤れて後者に湧けるにてもあらむ。されば勝間井の遺址は今の阿波郡久勝村大字勝命字勝間井と認むべし。○考證に本文の大御櫛笥をオホミカタマとよむべしと云へるはいみじきひが言なり。無論オホミクシゲとよむべし。又勝間はカツマとよむべし。考證の如くカタマとは訓むべからず

あまのもと山

アマハカグ山トハソラノ香ノカホル所ナレバイフトモ云へり、

アマモリツクアマハカグ山トツツケタルコトハソラノ香ノカホリクレ
 バアマモリツクトモヨメルトコロエツベシ。又阿波國ノ風土記ノゴト
 クバ、ソラヨリフリクダリタル山ノオホキナルハ阿波國ニフリクダリ
 タルヲアマノモト山ト云ソノ山ノクダケテ大和國ニフリツキタルヲ
 アマハカグ山トイフトナン申。此儀ニヨラバ別ノ心エヤウモイルベカ
 ラズ。アマカダリツキタルアマハカグ山トイヒツベシ。○萬葉集仙覺抄
 卷三天降付天之芳來山之註

新考 全集本より抜けるなり。纂訂逸文に出したるにはアマノリト山とあり。此事は後に云ふべし。又フリクダリタルは二處共にただ降りタルとあり。寶永版本にもフリクダリタルとあるをや。○釋日本紀述義三天香山の註に

伊豫國風土記曰。伊豫郡自郡家以東北在天山。所名天山。由者倭在天加具山。自天天降時二分而以片端者天降於倭國。以片端者天降於此土。因謂天山本也

とあるは同一傳説の伊豫と阿波とに傳はりたるなり○考證に

大和風土記には天より天香山の天降りつきし事を傳へ伊豫風土記には天山ある事を傳へたり。大和伊豫二國の風土記に云ふ處よくかなへり。此國なるは少しく○少しトアルベシ異なれどかかる説もありしなるべし

と云へるは右に擧げたる伊豫の逸文と神代紀口訣に引ける

風土記、天上有山分墮地。一片伊豫國天山、一片大和國香山

といふ文とを云へるにて後者を大和國風土記の逸文と認めたるなれど後者は元來伊豫の逸文に據りて書けるにて大和の逸文にあらじ。然云ふ所以はもし大和風土記にさる文あらば仙覺はアモリツク天ノカグ山といふ事を解釋するに物違く阿波風土記を援かて直に大和風土記を引くべければなり。或は云はむ。仙覺は阿波風土記は見しかど大和風土記を見ざりしにあらざやと。答へて云はむ。萬葉抄卷一中大兄三山歌の註に

三山者歎火香山耳梨山也。見風土記。

とあれば仙覺が大和風土記を見し事確なりと○アマノリト山とアマノモト山といづれかよけむと云ふにまづアマノリト山は義を成さず。又傳説の趣と相與からず。傳説の

趣は天上の山が阿波に落ちて某山となり其一片が大和に落ちて香山となりきと云へるなればアマノモト山とあるこそつきぎしけれ(版本にはもをりと誤ちしにこそあらめ)さて伊豫にては其國の天山と大和の香山とを對等的に語り傳へたるに阿波にては其國のモト山を掲げ大和の香山を抑へたり。かく阿波が伊豫の上に出でたるを見れば傳説はおそらくはまづ伊豫に起り後に阿波にぞ移りけむ○今阿波にアマノモト山又はモト山といふ山なし。アマノモト山は同國の西南部に聳え、高さも麗しさも共にすぐれたる劍山の古名にあらざるか。ともかくも此山は當時阿波人の誇とせし山ならでは、即並々の山にては叶はず

以上五節延喜式及和名抄の郡名順に従はば大八島國所知天皇勝間井(阿波郡)中湖(名東郡)奈佐浦(那賀郡)あまのもと山(郡不明)と序づべきを説明の便に依りて順を亂したるが偶然に纂訂逸文の次第と合へるなり

纂訂逸文には阿波國と伊豫國との間に讚岐國一節あり。其文左の如し

讚岐國屋島北去百步許有島名曰阿波島

こは仙覺抄卷三に丹比真人笠磨下筑紫時作歌詞中と標したる中に(歌は本集卷四に出

でたり)

粟島乎背爾見管ハアハシマトハ讚岐國屋島北去百歩許有島名曰阿波島ト云ヘリ此島ヲヨメル歟

とあるを抄したるなり此文はげに讚岐國風土記の逸文なるべけれど風土記曰とあらねば例の如く採らずただ二事を云ひおかむ少くとも此丹比笠麻呂の長歌の粟島は上なる淡路の國の處(三四頁)並に萬葉集新考一三一二頁に云へる如く曾て淡路島の西北に在りし小島なり是一なり讚岐國屋島の北なる阿波島を地名辭書木田郡の下(一二五二頁)に

今庵治村の西北二海里なる大島と呼ぶもの疑ふらくは是なり屋島の北岬を去る一海里

と云へれど屋島北去百歩許とある百歩は今の百間なれば阿波島は大島にはあるべからず恐らくは今は陸に屬したるならむ是一なりなほ一二書添へむに讚岐國は昔は大内塞川三木山田香川阿野鞆足那珂多度三野刈田の十一郡今は大川木田香川綾歌仲多度三豊の六郡にて國府は阿野郡に在りき又驛路は阿波國郡頭驛より國界の大坂山を

越えて大内郡の引田(今の太田郡相生村)に來り松本三谿河内斐井の諸驛を経て刈田郡の杵田驛より海岸に沿ひて伊豫國の大岡驛に到りしなり

伊豫國 六節

御嶋

伊豫國風土記曰。宇知郡御嶋坐神。御名大山積神一名和多志大神也。是神者所顯。難波高津宮御宇天皇御世。此神自百濟國度來坐而津國御嶋坐云々。謂御嶋者△津國御嶋名也。○釋日本紀卷六述義二神代紀上大山祇神之註所引。

新考 宇知は乎知の誤なり。即越智郡なり。謂御島者の下に本などを落せるなり。播磨風土記揖保郡大田里の下に。所以稱大田者昔吳勝。從韓國度來始到於紀伊國名草郡大田村。其後分來移。到於攝津國三島賀美郡大田村。其後又遷來於揖保郡大田村。依是本紀伊國大田以為名也。とあり

伊豫國は其縱徑東北より西南に度れるが其東端聊讀岐阿波の二國に續き東南は悉く土佐國に接せり。或は伊豫國は土佐國の西北にかさなれりとも云ふべし。又北と西とは海に臨めり。當國と備後安藝との間に許多の島嶼ありて殆迫門内海を二分したるが其半は當國に屬せり。抑當國の形狀は無頭の怪獸が後肢にて立ち前肢即腕を東方に突出したるに似たり。讀岐阿波に觸れたるは其拳にて腕下胸腹脚前はすべて土佐に倚りたり。海に沿へるは背と脚後とにて尾は適に斗出九里なる佐田岬なり。○古事記にカク言竟へテ御合シマシテ子淡道之穗之狹別嶋ヲ生ミタマヒキ。次ニ伊豫之二名嶋ヲ生ミタマヒキ。此嶋ハ身一ニシテ面四アリ。面毎ニ名アリ。故伊豫國ヲ愛比賣ト謂ヒ讀岐國ヲ飯依比古ト謂ヒ粟國ヲ大宜都比賣ト謂ヒ土左國ヲ建依別ト謂フと云へり。伊豫之二名島は所謂四國なり。今伊豫國を愛媛縣といふは右の國魂の名に依れるにて府縣名中管内の地名に據らざるものは是のみなり。日本紀には伊豫之二名島を伊豫二名洲と書けり。○延喜式に據れば當國は上國即第二等國にて所管は宇麻新居周敷桑村越智野間風早和氣溫泉久米浮穴伊豫喜多宇和の十四郡なり。新居はニヒキとよむべし。今は修めてニキと唱ふ。周敷はスフ。越智はヲチ

とよむべく又温泉はただユとよむべし。近古まではウンゼンと唱へしを今はランゼンと唱ふ。浮穴を和名抄に宇城安奈と訓註したるは正しからず。宜しくウケアナとよむべし(肥前風土記新考一三七頁参照)。否ウケナと訓むべし。今も里人はウケナと唱ふと云ふ。穴字をナに充てたる例はたとへば大名持命を大穴持とも書けり。郡内に今羅漢窟といふ大なる鍾乳洞あるに由りて名を獲たるなり。明治年中に或は合せ或は分ちしかば今は

宇摩・新居・周桑・越智・温泉・上浮穴・伊豫・喜多・東宇和・西宇和・北宇和・南宇和

の十二郡となれり。宇摩は延喜式に宇麻と書きたれど和名抄に宇摩とあり。否夙く續紀神護景雲元年十月癸巳に伊豫國宇摩郡人云々とあり。古人は深く字に拘はらざりしなり。周桑郡は周敷・桑村を相併せ、越智郡はもとの越智郡に野間郡を併せ、温泉郡はもとの温泉郡に風早和氣・久米・下浮穴の四郡を併せたるなり。是より先明治十三年に浮穴郡を上下に分ちしに是に至りて下浮穴郡を温泉郡に併せしかば後には無偶の上浮穴郡が残りしなり。以上の合併は皆明治二十九年郡制施行の時にはれしなり。宇和郡が東西南北に分たれしは明治十三年なり。右十二郡中宇摩・新居二郡は彼怪獸の腕に當り、越智

は頸に當り、周桑・温泉・伊豫・上浮穴は胸に當り、東宇和・喜多は腰に當り、西宇和は髀と尾とに當り、南北宇和は脚に當れり。○國造本紀に據れば當國、大化改新までは伊余・久味・小市・怒麻・風速の五國に分れたりしなり。伊余は伊豫郡、久味は久米郡、小市は越智郡、怒麻は野間郡、風速は風早郡なり。されば當國にて早く開けしは今の越智・温泉・伊豫の三郡にてや。がて臨海の中郡なり。久味は或は久味の誤か。味は吳音メなり。○中古以來道前道後の稱あり。京に近きを道前とし京に遠きを道後とせしなり。されば備前備後・豊前豊後などいふ類なり。但乙は公稱なるに甲は私稱なる事、乙は國の名を冠せたるに甲は然らざるが相異なり。乙の内たとへば豊前豊後はトヨノミチノクチ・トヨノミチノシリといふべきを略したるなり。道前道後の道はそのミチなり。國內のみにての稱なるが故にただミチと云ひしなり。たとへば備後を萬葉集卷十一にただ路ノシリ深津島山云々と云ひ越中を同集卷十七にただミチノナカクニソミカミハ云々と云へり。道前道後の指す所必しも一定せざれど多くは道前五郡、道後七郡といひて高繩山を界とせり。されば道前五郡は宇麻・新居・周敷・桑村・越智にて道後七郡は野間・風早・和氣・温泉・久米・浮穴・伊豫なり。喜多・宇和は道前道後の外なり。道前の稱は夙く廢れしかど道後の稱は温泉郡の名だたる温

泉古書にいへる石湯又伊豫湯の名に残れり○和名抄に國府在越智郡とあり其跡は今の越智郡櫻井町大字古國分なり古國分は古國府の誤なり國府はコフとよみ國分はコクフとよみしを後に前者をコクフとよみて國分と混同したる例他國にもあり

○近世國府は今少し北方ならむと説ける人ありたとへば甲氏は櫻井町の北なる富田村の大字松木は馬次の字を更へたるにて即越智驛なるべく然るに終驛が國府よりあなたに在るべきならねば府趾は今の富田村の内ならむと云ひ乙氏は今も櫻井町大字國分附近を府中と稱し其外にも傍證あれば此處に國府のありしは信ずべけれど又平安朝中期以後の文書に松木(富田村)中寺(清水村)方面を府中と稱せしこと見ゆれば國府は此方面に移轉せしならむと云へり乙氏の説特に傾聽すべしさればこそ櫻井町の方を古國分(古國府)と稱せるならめ右の説どもは文意を取りて書けるなれば或は余の誤解もあらむ深く此問題を研究せむとする人は伊豫史精義七四頁以下を熟讀すべし國分寺の事も愛媛縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書のみにては満足ならず彼書の一、二頁以下を見べし

○驛は延喜式に大岡山背近井新居周敷越智各五疋とあり大岡驛は今の宇摩郡川之江



町なり讀岐國刈田郡杵田驛今の三豐郡杵田村より海岸に沿ひて此處に到りしなりさて此處にて當國の國府に到ると土佐の國府に到るとの二路に分れ後者は山背驛を経て土佐國長岡郡の丹川驛に到りしなり山背は國界三榜示山の後に在る謂にて今の宇摩郡新立村大字馬立なり近井は不詳なれど大岡と新居との間なれば今の同郡津根村附近ならむ新居は今新居郡新居濱町あれどそれよりは山寄即南方にて今の中萩村大字中の附近ならむか地名辭書の説と暗合す周敷は今の周桑村周布村附近ならむ

○周布村は今シウフと唱ふといふあさまし

越智驛は南海道二終驛の一(他の一は土佐國の頭驛)にて國府の附近なるべければ今の越智郡櫻井町の内と認むべし續日本紀に

養老二年五月庚子土左國言公私使直指土左而其道經伊與國行路迂遠山谷險難但阿波國境土相接往還甚易請就此國以爲道路許之

とあり直指土左とは途中ノ國々ニ用アラバ格別サモ無クテ直ニ土左ニ來ラムトスルニと云へるなり以前は恐らくは伊豫の國府より今の温泉上浮穴の二郡を経て仁淀川に沿ひて土佐に入りしならむさて其迂路をこたひ請に依りて阿波の海岸線に更へら

れしなり。即阿波の石隈驛より分れて南又は西南に向ふこととなりしなり。されどかくては特に土佐國の爲に阿波の國內にあまたの驛を置かざるを得ざる事となりて損ずる所少からざればにや延暦十六年に至りて再路を改められき。即日本後紀同年正月甲寅の下に

廢阿波國驛家△伊豫國十一、土佐國十二新置土佐國吾崎丹川二驛

とあり。撫養より土佐國の甲浦まで二十九里許なれば缺字は六又七の字ならむ。驛路を改めて伊豫國の大岡驛より三榜示山の西方なる笹が峯を越えて土佐國に入る事となりたる上は阿波の若干驛と土佐の若干驛とは不用となれば之を廢するは當然なれど伊豫國の驛路中大岡より越智即國府に至る驛々は之が爲に廢せらるる理なし。思ふに今回廢せられし伊豫の十一驛は國府より南方土佐國界までに在りしものにて彼養老年に阿波の海岸線を開きし後も廢せずして伊豫の國府を経て土佐に赴くには此路を經、直に土佐を指す時には彼阿波の新路を經しを今や兩者を兼ぬべき路を開きたれば阿波の石隈驛より南下して土佐の國府に到る兩國の驛々と伊豫の國府より土佐の國府に到る兩國の驛々とを一齊に廢止せしにて、これぞ即阿波國驛家△伊豫國十一、土

佐國十二と云へるものならむ。さて延喜式に據れば新道即延暦十六年以後の驛路には伊豫にては山背驛、土佐國にては丹川・吾崎・頭驛の三驛あるを延暦十六年の紀に新置土佐國吾崎・丹川二驛とあるは初に兩驛を置き後に至りて土佐の國府附近に頭驛を置き又三榜示山の北麓に山背驛を置きしならむ。○萬葉集に見えたる當國の地名はイヨノ高嶺・イザニハノ岡・ニギタ津・ミ湯・イハユノ行宮などなり。イヨノタカネは即石鎚山なり。四國第一の高山にて新居・周桑・上浮穴の三郡に跨れり。字は又石槌と書けり。又石鉄と書けど鉄は斧にてツチとは訓むべからず。故ある事にや。又石鐵と書くは鉄を鐵の略字と看做さるる鉄にまがへたるにてこは斷じて誤とすべし。其他は逸文の註に出來むぞ。○當國幕末の藩治は左の如し。

松山	溫泉郡	久松氏
宇和島	北宇和郡	伊達氏
大洲	喜多郡	加藤氏
今治	越智郡	久松氏
西條	新居郡	松平氏
		紀州ノ分家
		松山ノ一族

南海道 伊豫國

吉田 北宇和郡 伊達氏 宇和島ノ分家

小松 周桑郡 一柳氏

新谷 喜多郡 加藤氏 大洲ノ分家

當國には今三市あり。松山といひ宇和島といひ今治といふ

乎知は又乎致。小市。越智など書けり。越智に一定したるは延喜式以來なり。越智郡は大化以前の小市國の跡なり。國造本紀に

小市國造 輕島豐明朝(○應神天皇)御世物部連同祖大新川命孫乎致命定賜國造

とあり○御島は即三島なり。本郡の東北海中に三島群島あり。其首島を大三島といふ。本郡波方村の大隅崎と安藝國豐田郡忠海町との中間に在り。其西岸に在りて其主邑なる宮浦村にぞ大社はまします。本文に據れば古は群島をも首島をも共にミシマといひて總特の別なかりしに似たり。ざるにさては紛らはしきに由りて後に至りて首島を大三島といひ始めしにこそ○從來乎知郡御島ニ坐ス神とつづけて讀めるはわるし。熊野峯湯郡天山の逸文と合せ見るにまづ乎知郡と標し次に御島と標し、さて坐神云々と書きたりしなり。さればこそ句の末に也とあるなれ。然るに今はそれを抄出するに際して大標

小標主文を書續けたるなり。かくの如くなれば乎知郡御島と讀切りて、坐ス神ノ御名ハ云々と讀むべし○大山積神は古事記神代卷に既生國竟更生神とある中に

次生山神名大山津見神。次生野神名鹿屋野比賣神。亦名謂野稚神。

とあり、日本紀四神出生章の第八一書に

伊弉諾尊斬阿遇突智命爲五段。此各化。成五山。祇一則首化爲大山。祇云々

とありてイザナギノ尊の御子にて山を掌る神なり。又ニニギノ尊の御妻カアツツ姫一名コノハナノサクヤ姫の御父なりといふ○一名和多志大神とあるに就きて考證に

和多志とは下文に百濟より度來坐せる由か。然らば和多理大神とこそ云ふべきなれ。和多志とは云ふべからず

といひて首肯すべからざる一按を出したれど、ワタシはワタラシの略なり。ワタルの他作格をワタラスといふ、そのワタラスを略してワタスといひ、そのワタスを名詞にしてワタシと云へるなり。さればワタシはワタラシにて渡御と云はむが如し。若敬意を加へずばワタリと云ふべし。ワタラスを略してワタスと云ふはヤスミシラスをヤスミシスといふが如し(四六頁參照)。又格は異なれどナラスをナスと云ふが如し。否ワタル。ワタス

といひて打見には自動詞の時には語幹ワタにルを添へ他動詞の時にはスを添ふるに似たれど、實はワタスは令渡なればワタラスのラを省きてワタスといふならむ。○難波高津宮天皇は仁德天皇の御事なり。所顯を考證に現御身の顯れまししなりと云へるは狭し。託宣に由りて顯れまししにこそ。神功皇后前紀に諸神の託宣ありし如き之を所顯といひて不可なる事あらむや。○是神ハ難波ノ高津ノ宮ニシラシシ天皇ノ御世ニ顯レマシキといへる句と此神百濟國ヨリ度來マシテ云々といへる句とは無關係にあらじ。恐らくは皇軍の韓國出征中に託宣ありて皇軍を援けたまひしかば凱旋の時に御魂を捧持ち來りて攝津國の三島にいはひまつりしならむ。さて此時よりぞ此神は山神の外に武神とぞなりましけむ。仁德天皇の御世に韓國を出征せしは日本紀に依れば

五十三年新羅朝貢セズ。夏五月上毛野君ノ祖竹葉瀬ヲ遣シテ其闕貢を問ハシム。、
、俄且シテ重ネテ竹葉瀬ノ弟田道ヲ遣ス。則詔リタマハク。若新羅距ガバ兵ヲ擧ゲテ
擊テト。仍リテ精兵ヲ授ケタマフ。新羅兵ヲ起シテ距グ。爰ニ新羅人日日ニ挑ミ戰フ。田
道塞ヲ固メテ出デズ。時ニ新羅ノ軍卒一人營外ニ放レタル有リ。即掠俘ヘ因リテ消息
ヲ問フ。對ヘテ曰ハク。強力者アリ。百衝ト曰フ。輕捷猛幹。毎ニ軍ノ右前鋒ト爲ル。故ニ伺

ヒテ左ヲ擊タバ敗レナムト。時ニ新羅左ヲ空クシテ右ニ備フ。是ニ田道精騎ヲ連ネテ
其左ヲ擊ツ。新羅ノ軍潰ユ。因リテ兵ヲ縱チ之ニ乗ジテ數百人ヲ殺ス。即四邑ノ人民ヲ
虜ニシテ歸ル

とある是のみなり。大山積神が顯れたまひ又還り渡りたまひしは此時にや然らずや。上古の國史には脱漏殊に多かるべければ當代の韓國出征は必しも此時には限るべからず。○津國御島は攝津國の東北部なり。延喜式に島上島下とありて夙く二郡に分れたり。島上島下は三島上三島下を二字に修めたるなり。播磨風土記にも三島賀美郡とあり。其文は初に引けり。津國御島坐とあるを從來神名帳の三島鴨神社に充てたれど、こはなほ深く研究せざるべからず。三島鴨神社は三島ニ坐ス鴨神社の謂なれば初より事代主神をいつけるにて

○この鴨は大和の葛城の鴨の名を取れるなり。鴨氏又賀茂氏には二流あり。大和の鴨氏(朝臣)は事代主命の裔にて(據味耜高彥根事代主同神說)山城の鴨氏(縣主)はカムムスビノ命の後(即タケツヌミノ命の後)なり。相混ぜべからず。古典にも往々相混じたれば特に警告するなり。右二流の外にもなほ數流あり

大山積神とは關係あるべからず。元來本文の大山積神は記紀に見えたるとは(即上に出
自を示したるとは)同名異神にあらざるかとさへ疑はるれと思ふになほ同神なるべく、
但其神の荒御魂ならむ。さて此神を奉じて韓國より歸朝せしは其後裔にはあらで神宣
を蒙りし別姓の人ならむ(或は物部氏か)。其人所縁に附きて此神を攝津の三島にいひ
て其氏神といつきしに

○かかれば三島には此神の子孫はあるべからず。強ひて此地に其後裔を求めて三島
ノ溝クヒ耳(此人の娘に事代主神の通ぜし事、神代紀寶劍出現章第六一書並に神武天
皇紀前一年に見えたり)を此神の子に擬するは愚なる業なり

世を経て其家衰へ、從ひて神社も廢れて終に三島鴨神社に合併せられしならむ。社傳に
祭神大山祇神、相殿事代主神といへるは主客の顛倒ならむ。○本文の大山積神は俗に三
島大明神と稱し當國の世家河野氏の氏神として崇敬守護せし神にて畏れれど余も亦
其氏子の一人なるが今國幣大社に列れり。此社と伊豆の官幣大社三島神社との關係は
從來解決せられざる問題の一なり。今の伊豆國田方郡三島町の三島神社は元來神名帳
に賀茂郡伊豆三島神社と見えたるを遷したるものなるが

○地名辭書には

然るに其後田方郡國府に此神社を勸請し彼地は海道の交衝にあたり源賴朝其祠
に祈禱報賽したるより國府の三島神大に顯れ賀茂郡の古大社大に衰ふ、、、此
に怪むべきは田方郡の國府中の神域を賀茂郡と稱する事と其新宮は天平七年
に賀茂郡より府中へ移祀すと傳ふる事是也。古典の義理より推せば府中の神域は
決して賀茂郡にあらず。已に新宮と云へば天平七年の遷坐にあらず。是れ恐らくは
近世府中の新宮を以て延喜式の古大社に牽合せんが爲にかかる妄説を生ぜるも
のならん、、、すべて府中の新宮は延喜以前のものたるの明證は一も之を見ざ
る也(○二六三五頁)

といひ又

明治維新の初官幣大社に列せらる。異數に屬するに似たり(○二六〇五頁)
と評せり

中古以來の書にその三島神社を伊豫より分靈したるなりと云ひ又伊豫の大山積神社
を伊豆より勸請したるなりと云へり。思ふに伊豫なるも伊豆なるも共に攝津より奉遷

したるにて伊豫と伊豆とは本支の關係なからむ。但伊豫なるは社名の如く大山積神をいはひ伊豆なるは祭神を事代主神とも大山積神とも傳へたるを見れば

○今官幣大社三島神社の祭神は事代主神と定められたり。こは平田篤胤の古史傳第百三十二段(卷二十五)に彼二十二社本縁(群書類從卷二十一所收)賀茂事と云へる條に葛木ノ賀茂ハ鴨ト書ケリ。都波八重事代主ノ神ト云、伊豆國賀茂郡ニ坐スル三嶋ノ神伊豫國ニ坐スル三嶋ノ神同體ニテ坐スト云ヘリとあるを、を批ちたる字を削りてたたへていと珍しき説の正説にぞ有けると云へるに由りて明治の初年平田派の神道家の跋扈せし時代に然治定せしなり。之に反對せる者はた少からず。たとへば特選神名牒に

古へより大山積命と傳へたるを近來八重事代主命を祀れる由云出たるは甚しき誤り也

といひ又附箋に

潔云。祭神事代主命に定められたれど大に誤れる説なり。古來のまま大山積神と改正ありたし

と云へり

伊豫なるは攝津國三島の大山積神社がなほ獨立せし時代に分靈し伊豆なるは同社を三島鴨神社に合併せし後に勸請せしならむ
以上述べたる所は簡單に過ぎて人も満足せざるべけれど、云ふべき事書かまほしき事いと多くて筆に任せなば大論文ともなるべきに由りて控へにひかへて風土記逸文の解説たるに止めしなり。但余の説の結論は右にて略盡されたりと信ず

熊野岑

伊豫國風土記曰。野間郡熊野岑、所名熊野、由者昔時熊野止云船設此。此
至今石成在。因謂熊野本也。○釋日本紀卷八述義四神代紀下熊野
諸手船之註所引

新考 流布本には熊野岑を熊野峯としたれど前田家本には岑とあり○野間郡は越智

郡の西北に隣りて其西北は海に沿へり。明治二十九年に越智郡に併せられき。今の乃万村の大字野間は古の野間郡家の所在なり。天平神護二年四月以後の國史に見えたる野間神即神名帳に見えたる野間神社は同村大字神宮カミヤにあり。如何なる故にか三代實錄貞觀八年閏三月に野間天皇神と見えたり。同書元慶五年十二月に授伊豫國正四位上野間神カミ天皇神從三位とあるも二神にはあらで上の神は衍字ならむ。今俗に此神社を牛頭天王と云ふを思へば天皇とあるは天王にて祭神は或は蕃神か。牛頭天王の天王は往々天皇と書けり。特選神名牒には明細帳に據りて飽速玉命と定めたり。飽速玉命は怒麻國造の祖先なり。○國造本紀に

怒麻國造 神功皇后御代阿岐國造同祖飽速玉命三世孫若彌尾命定賜國造

とあり。怒麻は即野間なり。字は又濃滿又乃万と書き和名抄郡名の訓註には野間今作能滿とあり。今といへるは舊よりある郡名表に訓註を添へし時代なり。これに由りても亦國郡郷名表を作りし時代と訓註を添へし時代との相異なるを知るべし。○熊野岑は愛媛乃面影卷二に

按今世野間郡に熊野と云所ある事をきかず。風土記殘篇にいふ所怪しき事多し。悉く

は信がたし

といへり。此逸文は毫も疑ふべきものにあらず

○本書の著者はその慶應二年の自序に

そもそも古風土記といふ書六十餘卷ありて諸國の山川神社名所舊蹟貢調産物等の事迄くはしくしるしたりしをいつの頃にかほろび失て今は全く傳らず

といひ、其子榮に書かせたる漢文序にも

曾聞古者國有風土記之作、々、歴世之久或經兵燹或罹水害散佚泯亡、莫復殘帙、簡之可以徵者矣

と見えて世に常陸・播磨・出雲・豊後・肥前五箇國の古風土記の傳はれる事だに知らず。風土記に就いての其知識は絶無なり。元來國文學の素養だにかたなりなるが彼淡路常磐草の著者仲野安雄と比するに安雄は實名にまさり面影の著者は名實に過ぎたり。但面影は良書なり

○所名はナツケタルとよむべし。さればこそ所字を添へたるなれ。纂訂逸文にナツケシとよめるは格にも叶はず字にも親しからず。○熊野止云船とありて助辭のトを顯して

(但横に寄せて)書けるは阿波の逸文(勝間井及奈佐浦)にも例あり。設此と云へる意義たど
たどし。昔此山ニテ大木ヲ伐リテ熊野型ノ船ヲ作り設ケタルガと云へるにて設と云へ
るは未使はざる爲にや。考證に熊野と云舟を造りて此地に置れしがと云へる如くには
あらし○熊野船は神代紀天孫降臨章に

故以熊野諸手船載使者稻背脛遣之而致高皇產靈尊勅於事代主神且問將報之辭

とあるを始出とす。諸手船を從來モロタブネとよめれど、この手はタとよまむ由なし。
宜しくモロテブネと訓むべし。萬葉集にも

島がくりわがこぎくればともしかもやまとへのぼる眞熊野の船(卷六)

みけつ國志麻のあまならし眞熊野の小船にのりておきべこぐ見ゆ(卷六)

浦回こぐ熊野の舟のめづらしくかけて思はぬ月も日もなし(卷十二)

とあり。島ガクリは島陰ヲなりトモシカモは羨シキカナなり。ミケツ國は志摩の準枕辭、
奥の歌の初二はメツラシクにかかれる序なり。カケテは心ニカケテなり。熊野船は集中
に見えたる伊豆手船松浦船の類にて熊野型の船なり。その熊野型は出雲及紀伊の様式
なり○昔時以下は

ムカシ熊野トイフ船ヲココニ設ケタルガ今ニ至ルマデ石ニ成リテ在リ

とよむべし○山中にて船を作りし例はまづ萬葉集卷十四なる相摸國歌の序にアシガ
リノ安伎奈ノヤマニヒコフネノとあり。アシガリは即足柄なり。ヒコはヒクの東訛なり。
こは山中にて船を作りて其船を引下す趣の序なり。次に播磨風土記讚容郡中川里の下
に

船引山 近江天皇ノ世道守臣此國ノ宰タリシトキ官船ヲ此山ニ造リテ引下サシメ
キ。故船引ト曰フ

とあり。次に日本靈異記下卷第一に

熊野村ノ人熊野河上ノ山ニ至リテ樹ヲ伐リテ船ヲ作りキ、、後半年ヲ歷テ船ヲ
引カムガ爲ニ山ニ入ル

とあり。又晋書幸靈傳ニ

時ニ順陽ノ樊長賓、建昌ノ令タリ。百姓ヲ發シテ官船ヲ建城山中ニ作ル、、船成リ
テ當ニ下スベシ。吏二百人ヲ以テ一艘ヲ引ケドモ動ス能ハズ云々

とあり。何故に山中にて船を作りしかと云ふに古の船は獨木舟なりしかば山中にて大

本を伐りてそのまま引下さむよりは船にゑぐりて引下さむ方便よかりしなり(萬葉集新考三〇四一頁及播磨風土記新考三三二頁参照)○熊野岑は、山中にて船を作りてそを引下ししを思へば大川又は海に近からざるべからず。

○萬葉集相摸歌なるは酒勺川に、播磨風土記なるは志文川に、靈異記なるは熊野川に引下ししなり

然るに野間郡には大川なければ熊野岑は海に近き處ならむ○因謂熊野本也を纂訂逸文に因謂熊野本也と點じてカレ熊野トイフハコノコトノモトナリと訓じたり。因はヨリテとよまば勿論、たとひカレとよみても熊野トイフハコノコトノモトナリと相叶はず。カレはカカレバサレバといふ事なればなり。されば本を岑の誤としてヨリテ熊野岑トイフナリとよまむかとも思へど、同じく伊豫の逸文なる天山の節にも因謂天山本也とあり又伊社遷波之岡の節にも因謂伊社爾波本也とあれば誤寫にはあらじ。

○國史大系の新訂増補本に因謂熊野岑也に改めて其頭書に岑原作本、今意改と云へるは他の二例に心附かざりしなり

茲に日本紀に縁と書きてコトノモトと傍訓せる例いと多し(私記にはヨシとよめり)古

事犯應神天皇の段に春山之霞壯夫が伊豆志ヲトメを獲しことを云へる處の註に此者神宇禮豆玖之言、本者也とあれば縁にコトノモトと傍訓したるはよく叶へり(ウレツクは賭物なり)コトノモトのコトは此處の如く言の義なるもあれど多くは事と解すべし。モトは根元なり。さればコトノモトには語原の義なると起の意なると二様あり。さて日本紀に見えたる例は略二様式に分つべし。一は云々スルハコレコノ縁ナリといひ今一はコレ云々スル縁ナリと云へり。即一はたとへば世人慎收己爪者此其縁也世人惡以生誤死此其縁也などいひ他の一はたとへば世人短折之縁也此海陸不相通之縁也など云へり。但稀には稍異なる様式もあり。たとへば故猿女君等男女皆呼爲名此其縁也といひ又即以口女魚所以不進供御者此其縁也と云へり。本文の例の最近きは猿女君の例なるがこれと相同じくせむとならば因謂熊野此其本也と云はざるべからず。ともかくも原のままにてはととのひがたし。思ふに因謂何々本也といへるは伊豫風土記を書きし人の筆辭ならむ

○因に云はむ。日本靈異記の標目に促雷縁、狐爲妻令生子縁などいへるは轉義にて今昔物語の聖德太子於此朝始弘佛法語、行基菩薩學佛法導人語など云へる語と齊しく

物ガタリハナシといふことなり。正しく訓ぜむとならばモトツガタリと訓ずべし

美積多頭

百式紀乃大宮人之飽田津爾船乘將爲年之不知久 二ギタツ、日本紀第廿六卷ニハ天皇七年春正月丁酉朔庚戌御船泊于伊豫熟田津石湯行宮(熟田津此云備枳陀豆)伊豫國風土記ニハ後岡本天皇御歌曰美積多頭爾^布△△波豆丁美禮婆云々ニトミト同韻相通ノ故ニニギタツトモイヒミ、ギタツトモイフトエラハレタリミトニトハ殊ニカヨハシテイハルル字トキコエタリ云々(○萬葉集仙覺抄卷三)

新考 本歌は萬葉集卷三に見えたる山部赤人が伊豫温泉に至りて作りし長歌の反歌なり。飽は眞淵の云へる如く饒の誤とすべし。饒速日命などの饒なり。シラナクは知ラレナクにて、やがて知ラレヌコトカナと云へるなり(新考四二六頁参照)同集卷一に後岡本

宮御宇天皇代額田王歌と標して

熟田津にふなのりせむと月まてば潮もかなひぬ今はこぎでな

といふ歌を載せたり。赤人は此時の事をしのびて右の歌を作りしなり。後岡本宮御宇天皇は齊明天皇の御事なり。同天皇の六年に新羅、唐の力を借りて百濟を攻め百濟は爲に殆亡びむとしたるが救を皇朝に乞ひしかば天皇は其乞を容れたまひて援軍を遣し、御老年又御女性にましましながら御自身も筑紫に行幸し給ひき。ざるは筑紫を大本營とし給ひしなり。さてかのニギタ津ニフナノリセムトといふ歌は此途中の歌なるが熟田津に著き給ひしは七年正月十四日、此地を發して郷大津即後の博多に著き給ひしは三月二十五日なれば此熟田津にはしばらく留まり給ひしなり。ざるは各方面の準備のととのむを待ち給ひしにこそ○波豆丁美禮婆に全集本にウチデテミレバと傍訓せり。此傍訓に據らば波を打の誤とすべけれど實は波の上に布禰を落したるにてフネハテテミレバとよむべきならむ。さて此大御歌は日本紀にも萬葉集にも見えず。此天皇の大御歌は齊明天皇紀四年五月に

皇孫建王(○天智天皇御子)八歳薨。今城谷上起殯而收、
、、輒作歌曰。いまきなるをむ

れがうへにくもだにもしるくしたたばなになげかむ(其一)いゆししをつなぐかは
 べのわかくさのわかくありきとあがもは(其二)あすかがはみなぎらひつつゆ
 くみづのあひだもなくもおもほゆるかも(其三)天皇時々唱而悲哭

とあり、又同年十月に

幸紀温湯天皇憶皇孫建王愴爾悲泣乃口號曰やまこえてうみわたるともおもしろき
 いまきのうちはわすらゆましじ(其一)みなとのうしほのくだりうなくだりうしろも
 くれにおきてかゆかむ(其二)うつくしきあがわかきこをおきてかゆかむ(其三)詔秦大
 藏造萬里曰傳斯歌勿令忘於世

とある外に萬葉集卷四に

岳本天皇御製一首 神代より、あれつきくれば、人さには、國にはみちて、あぢむらの、か
 よひはゆけど、わがこふる、君にしあらねば、晝は、日のくるるまで、よるは、夜のおくるき
 はみ、おもひつつ、いねがてにと、あかしつらくも、ながき此夜を 反歌 山のはにあぢ
 むらさわぎゆくなれど、吾はさぶしゑ君にしあらねば あふみぢのこの山なるい
 さや川けのころころはこひつつかあらむ

とあるも岳本宮天皇即舒明天皇の御製にあらで後岳本宮天皇即齊明天皇のならむ(新
 考六一五頁参照)否かのニギタ津ニフナノリセムトといふ歌も其左註に

右檢山上憶良大夫類聚歌林曰飛鳥岡本宮御宇天皇元年己丑九年丁酉十二月己巳朔
 壬午○舒明天皇九年十二月十四日(天皇太后)○當時の皇后、後の齊明天皇、幸于伊豫湯
 宮、後岡本宮、御宇天皇七年辛酉春正月丁酉朔壬寅、御船西征、始就海路、庚戌御船泊于伊
 豫熱田津石湯行宮、天皇御覽昔日(二十四年前)猶存之物、當時忽起感愛之情、所以因製
 歌詠爲之哀傷也、即此歌者天皇御製焉、但額田王歌者別有四首

とあるに據らば額田女王の作にあらで齊明天皇の御製なり、かく歌は巧におはすれば
 御製はあまたありけむをたまたまに地方の口碑に残りしを録したる伊豫風土記さへ
 うせ果てて日本紀萬葉集に加ふる所あるに至らざるはいとあたらし○天皇が初より
 ミキタツとよみ給ひしか、實はニギタツとよみ給ひしを國人が口より耳に傳ふる程に
 ミギタツと訛られしか、今は知るに由なけれどナ行とマ行とは相近くて相通ふ音なれ
 ばこそ五十音圖に相隣らせたるなれ、ナ行とマ行と相轉じたる例は無數にて言ふも興
 なく聞くもすさまじかるべければ今は一般學者の多くは知らぬ例を擧げてむ、即和泉

國大鳥郡の郷名に上神あり和田あり。然るに今はカムツミワのカムツを略したるミワを訛りて爾和といひニギタを訛りて美木多といふ。卽一往一來の轉訛なり。此例も國人には勿論、地理學者にはめづらしからじ。エラハレタリはオモハレタリなどの誤か。○ニギタ津は舊の和氣郡にあり。和氣郡は今の温泉郡の内にて其地域は今の松山市及道後湯之町の西北に當れり。ニギタ津は其地域の西南隅に在り。愛媛乃面影卷三(二十二丁)に三津濱 松山城下より一里餘西に在り。古三津より此所に移したりと云。、、熱田津は此處なるべし。そは温泉にいでましし時御船泊玉ひけん所外にあらざればなり。里人云。昔は湯のあたり迄入海なりしを築留て今の如くなりぬと。實にさもありけんかし。されど御津と云名は御船泊玉ひしによりての名なるべければ古の熱田津也といはんも誣事にはあらじ。

と云ひ又温泉郡の下(三十八丁)に

舊蹟考(○穴戸大成著伊豫舊蹟考)曰。土俗の傳説に昔は温泉の地名をナリタツといひアキ田津ともいひ又ニギ田津とも云。湯のあたり迄海にて船つきなりしが今は地脈變じて二里ばかり西に隔りぬ。ナリ田津アキ田津ニギ田津を合せて三津といふなり。

など或書にいへり。大成按に古はニギタ津といへるのみにてナリタツアキタツといふ名。古書にも其外の書にもいまだ見あたらず。、、或人の説は非也。飽田津と云地名あるにあらず。又ナリ田津といふも固よりなき事也。、、三津濱人のいへらく。かの山際まで昔は海にて此あたりは築地なりと。實にさる事なるべし。さて三津の三は例の假字にて古、天皇等の行幸の時御船の泊し所なれば御津といひしを築地と成ても猶海際なれば今も御津とはいふなるべし。又熱田津石湯とある石は古書に磯と通じ書ければ昔は温泉かの柔田津ちかきあたりに在しか。又はかの山間の迫門などより潮の満來て入江なりしか云々

と云へり。又地名辭書に

熱田津 今の古三津村・三津濱等の舊名なり

と云へり。右の大成の説略よろし。齊明天皇紀七年に見えたる熱田津石湯行宮の石湯を從來多くはイハユと訓みたれどこはイソノ湯とよみて磯の湯と心得べく。さてそのイソノ湯は今の道後湯なれば熱田津は道後湯に近からざるべからず。斷じて今の三津濱町の地にあらず。三津濱町附近は近古の埋立地にて上古には海底なりしなり。古三津村

といふ名残りて之に對せるを見ても此地が上古の熱田津即御津にあらざるを知るべきにあらずや。否、古三津も恐らくは上古の御津にはあらず。上古は海水深く進入して道後湯附近に達し其灣の底にぞ御津はありけらし。○飽田津は仙覺の訓の如くニギタツとよむべく、その飽は眞淵の説の如く饑の誤なるべき事初に云へる如し。然るに萬葉集名處考にはなほ飽田津を守りてアキタツとよめり。又三津を借字と認めずして津頭三處の謂とせり。其説は夙く穴戸大成等に粉碎せられたれば重ねて論ぜず(萬葉集新考四二六頁参照)

湯郡

伊豫國風土記曰。湯郡大穴持命見悔耻而宿奈毗古那命欲活而大分速見湯自下樋持度來△以宿奈毗古那命而瀆浴者暨間有活起居然詠曰眞暨寢哉。踐健跡處今在湯中石上也。凡湯之貴奇不神世時耳。於今世染疥痂

萬生爲除病存身要藥也。天皇等於湯幸行降坐五度也。以大帶日子天皇與大后八坂入姬命二軀爲一度也。以帶中日子天皇與大后息長帶姬命二軀爲一度也。以上宮聖德皇△爲一度。及侍高麗惠總僧葛城臣等也。于時立湯岡側碑文記云。

法興六年十月歲在丙辰。我法王大王與惠念法師及葛城臣遣遙夷與村正觀神井歎世妙驗。欲敘意聊作碑文一首。

惟夫日月照於上而不私。神井出於下無不給。萬△所以機妙應。百姓所以潛扇。若乃照給無偏私。何異于壽國隨革臺而開合。沐神井而瘳疹。詎外于落花池而化弱。窺望山岳之巖嶠。反冀子平之能往。椿樹相蔭而穹窿。實想五百之張蓋。臨朝啼鳥△△而戲吐下。何曉亂音之聒耳。丹花卷葉△映照。玉菓彌葩以垂井。經過其下可優遊。豈悟洪灌霄庭意與。才拙實慚七步。後

△定^來君子幸無虫啖也

△以岡本天皇并皇后二軀爲一度。△以後岡本天皇近江大津宮御宇天皇淨御原宮御宇天皇三軀爲一度。此謂幸行五度也。○釋日本紀卷十四述義十、舒明天皇紀幸于伊豫溫湯宮之註所引

又

伊與國風土記云。湯郡天皇等於湯幸行降坐五度也。以大帶日子天皇與大后八坂入姬命二軀爲一度也。以帶中日子天皇與大后息長足姬命二軀爲一度也。以上宮聖德皇子爲一度。及侍高麗惠慈僧葛城臣等也。立湯岡側碑文。其立碑文處謂伊社邇波之岡也。所名伊社邇波由者當土諸人等其碑文欲見而伊社那比來。因謂伊社爾波本也云々。以岡本天皇并皇后二軀爲一度。于時於大殿戶有榘與臣木。於其木集止鴈與比米鳥。天皇爲此鳥枝繫穗。

等養賜也。以後岡本天皇近江大津宮御宇天皇淨御原宮御宇天皇三軀爲一度。此謂幸行五度也。○萬葉集仙覺抄卷三、山部宿禰赤人至伊豫溫泉作歌之註所引

新考 釋紀仙覺抄共に原文を節略したりとおぼゆるにその節略したる處幸にも相異なれば二書を併せて原文に近きものを得つべし。即原文は

于時立湯岡側碑文記云。法興六年云々

其立碑文處謂伊社邇波之岡也云々

以岡本天皇并皇后二軀爲一度。于時於大殿戶云々

とぞありけむ。即釋日本紀に引けるは以岡本天皇并皇后二軀爲一度とある前と後との文を略したるならむ。○釋紀の流布本舊國史大系本には誤字多し。其原本なる前田家本(新訂増補國史大系本)と對照するにまづ染捺病また穆捺の疾を疹と誤れり。疹は疾の俗字にて音チン、訓ヤマヒなり(萬葉集新考三三七〇頁參照)。疹を俗に余とも書けば疹と誤れるなり。萬葉緯には疹とあり。次に天皇等の等を脱せり。仙覺抄及萬葉緯には等字あり。

次に舛を升と誤れり。こは半井栢庵夙く心附けり。舛は音セン、タガフ、ソムクなど訓むべき字なり。次に化弱を化溺と誤れり。萬葉緯には弱とあり。次に罅を号傍に作り又想を相と誤れり。其外の異同は後に云ふべし。次に釋紀を仙覺抄に比較するに息長帶姫命の帶を仙覺抄に足とせり。もとのままにてあるべし。聖德皇の下に仙覺抄に子字あり。之に従ふべし。惠總僧は仙覺抄に惠慈僧とあり。これも之に従ふべし。于時の二字仙覺抄に無きは落したるなり。ある方まされり。○湯郡にて切るべし。湯郡は標目なるを抄出の際に大穴持命以下の本文とつづけて書きしなり。湯郡は即溫泉郡なり。本來ユノ郡と云ひしかば、ただに湯郡と書きしに地名は二字に書くべく定められしかば字は溫泉と書くこととなりしかど、なほ初は二字をユとよみしなり。和名抄郡名の訓註に溫泉(湯)とあり。然るに後に字音に就きてウンゼンとよみ終にランセンと唱ふることとなりしなり(七二頁参照)。さて湯郡は明治二十九年以來の溫泉郡の一部にて松山市道後湯町などを含める地域なり。○大穴持命云々は本文の始にあらず。此前になほ文のありしを略したるにてそが爲に見侮耻の誤字を正すにも窘まるるなり。考證に

この見侮恥といふ事解り難し。思ふに云々

と云へる。皆從はれず。見は忽の誤ならむ。此前に恐らくは大ナモチノ命と少ビコナノ命とが相争ひて大ナモチが少ビコナを打殺しし事などぞありけむ

○大ナモチノ命をさるさるがなき神と認むるはかしこき事と思ふ人もあるべけれど播磨風土記神前郡埴岡里の下に

埴岡ト号フ所以ハ昔大汝命小比古尼命ト相争ヒテ云ハク埴ノ荷ヲ擔ヒテ遠ク行クト屎マラズシテ遠ク行クト此二事イツレヲカ能ク爲ムト大汝命曰ハク我ハ屎マラズシテ行カムト欲スト小比古尼命曰ク我ハ埴ノ荷ヲ持チテ行カムト欲ストカク相争ヒテ行キキ數日ヲ經テ大汝命云ハク我エ行カズト即坐テ屎マリキソノ時小比古尼命咲ヒテ曰ク然リ苦シト亦其埴ヲ此岡ニ擲チキ故埴岡ト号フ云々

と見えて古人は二神の一面を人間に近く思ひ做ししなり

○欲活はスクナビコナノ命ヲ蘇生セシメムト思ヒテとなり。古史傳に大穴持命と宿奈毗古那命と主格を顛倒したる説ありき。煩しければ探し出でず。大分速見湯は大分國ナル速見ノ湯にて今の別府温泉なり。此温泉の事くはしく豊後風土記新考にいひ置けり。下桶は地下道なり。所謂暗渠なり。○浴漬を流布本に漬浴とし萬葉緯に漬浴とせり。宜し

く浴漬とすべし。次に云ふ如くスクナビコナノ命ヲアムシヒタスと云ふべくヒタシアムスとは云はれざればなり。さて自下掘持度來以宿奈毗古奈命而浴漬者とあるを訓みかねて考證に

この以また而よみ難けれどスクナビコナノ命ニアムセシカバ云々など訓てあるべし

といへり。而字はもと持度來の下に在りしを轉寫の際に書落し後にそれを補ふとて誤りて浴漬の上に入れしのみ。以はヲに充てたるなり。さればスクナビコナノ命ヲアムシ(又はユアムシ)ヒタシシカバと訓むべし。ヲはヒタスにかかれるなり。アムシと照應せるにあらず。アムスは俗語のアビセルなり。萬葉集卷十六に

さしなべに湯わかせ子どもいちひ津の檜橋よりこむ狐に安牟佐武

とあれば古は四段にはたらきしなり。考證の如くアムセとよむは後世風なり。○覽は暫の通用なり。有活は二字を聯ねてヨミガヘリテと訓むべし。されば覽間以下九字はシマシガホドニヨミガヘリテオキキサテナガメテイハクとよむべし。考證にイキテハタラキキ又はイキタチマシテとよめるはいとわろし。ナガムはゆるやかに言ふなり。眞覽寢

設はマシマシイネツルカモトと訓むべし。眞は添辭なり。少ビコナノ命は己が假死せし事を悟らでただ睡眠せし如く思ひしなり。○踐健跡處は考證の如くフミタケビシアトドコロと訓むべし。フミタケブは力を入れて地を踏むなり。今シヨヲフムといふが如し。フミタケビシ跡處今湯ノウチノ石ノ上ニ在リといへるを見れば天然の湯壺に直に浸りしなり。後世に至りてこそ湯桁を架し又は湯槽フネを設けたれ。當初は何の設備もなかりしこと勿論なり。因に云はむ。辭書などに往々湯ゲタをやがて湯ブネの事としたれど石にて甃めるにもあれ木にて圍めるにもあれフネをいかでかケタと云はむ。湯桁とは湯壺と湯槽との中間にて湯壺に縦にいくつも木を渡して其上にゐて浴すべく設けたるならむ。さればこそ伊豫ノ湯ノ湯桁ノ數などいひ習へるなれ。

○豊原統秋の體源鈔卷十末なる風俗欲の伊豫湯(日本古典全集本一二四五頁)にイヨノユノ、ユゲタハイタクツ、イザシラズヤ、カズヘズヨマズ、ヤレソヨヤナヨヤ、君ゾシルラウヤとあり。源氏物語空蟬の卷なる伊豫の湯桁もたどとしかるまじう見ゆはこれより出でたるならむといふ

湯中は湯ノウチとよむべし。湯ノナカとよめるはわろし。中字をナカともウチとも訓め

どナカとウチとは義相同じからず。ウチの對は外、ナカは中央にて其對は邊なればなり。○別にアヒダの意のナカあり。そは別なり。

○於今世以下八字は今ノ世ニテモ疾病ニ染メル萬生ニハとよむべし。疾病ニ染メルは病ニ罹レルなり。さて萬生は恐らくは蒼生の誤なるべし。神代紀に

夫大己貴命與少彥名命戮力一心經營天下復爲顯見蒼生及畜產則定其療病之方

とあるを思ふべし。存身は身ヲナガラフルなり。要藥は若訓讀せむとならばただクスリと訓むべし。○神名帳に見えたる湯神社はやがて此湯を開きし二神を祭れるにて今は縣社に列れり。愛媛乃面影に

此社もとは温泉の東二町ばかり山際に立たししを何の世にか出雲岡神のたたせる冠山に遷奉れり。舊地には小祠ありて土人二神といふ。二神とは二柱の神を祭ればなり。

と云へり。○於湯幸行降坐は湯ニイデマスト降りマシシコトと訓むべし。○大帶日子天皇景行帶中日子天皇仲哀上宮聖德皇子の行幸行啓は史に見えず。景行天皇は筑紫に行幸し給ひし御往路又は御歸路に立寄りもぞし給ひけむ。疑はしきは仲哀天皇の行幸な

り。天皇も筑紫に降り給ひしかと史に據れば皇后を伴なひ給ひてにあらざればなり。岡本天皇(舒明)の御事は日本紀に

十一年十二月己巳朔壬午(○十四日)幸于伊豫温湯宮

十二年夏四月丁卯朔壬午(○十六日)天皇至自伊豫

と見えたり。後岡本天皇(齊明)の御事は美根多頭の節に引ける如く筑紫に行幸し給ひし便なるが此時天智天皇の感從し給ひしは史に見えたと天武天皇が供奉したまひし事は此逸文によりて始めて明に知らるるなり(妃大田皇女の御名は供奉中に見えたり)。大后はオホギサキの直譯にて即皇后なり。上古は妃夫人をもキサキと云ひしかば皇后をば特に大キサキと申し奉りしなり。○侍は陪從なり。ミトモとよむべし。惠總(又惠念)と惠慈とは當時惠總(或作惠聰)といふ僧もありしかと(崇峻天皇紀元年及推古天皇紀三年)そは百濟の人なれば惠慈とあるを正しとすべし。推古天皇紀元年に聖德太子の御事を云ひて

且習内教於高麗僧惠慈學外典於博士覺智兼悉達矣

とあり、同三年五月に高麗僧惠慈歸化則皇太子師之と見え法王帝説にも上宮王師高麗

慧慈法師といへり。

○因に云はむ。惠と慧とは屢特に僧の名には通用したれど本来同字ならざる事勿論なり。そは沈約宋書卷八十七蕭惠開の傳に初名慧開、後改慧爲惠とあるにても知るべし。

葛城臣は法王帝説に

太子起七寺、葛木寺(賜葛木臣)

とあり。即崇峻天皇前紀に見えて蘇我馬子が物部守屋を滅すに與りし葛城臣烏那羅ならむ。烏那羅は太子傳に小楢と書けり。○湯岡は即イザニハノ岡なり。次節に云はむ。○法興は國史に見えざる私年號か。法隆寺釋迦像光背銘文に法興元卅一年歲次辛巳とあれば丙辰は即聖德太子が伊豫湯に遊びたまひしは推古天皇の四年にて此年號は崇峻天皇四年を元年とせるなり。考證に史には見えねど此年に本元興寺一名法興寺の造營成りしが故に此年を法興元年と稱せしならむと云ひ又

法興元世一年とあるは(○銘文の原刻に卅の下に横線ありて世字の俗體の如く見ゆ)元世とよみつづくにはあらずして法興元と云る崇峻天皇の四年辛亥より卅一年に

て推古天皇の廿九年辛巳に當れり

といへり。法興元の下は無論卅にて其下に横線あるは今卅を廿とも書くに齊しき衍畫なり。さて法興元卅一年は法興元ノ卅一年とノを添へて調むべきにて上(九五頁)なる美積多頭の註に引きたる類聚歌林の文に舒明天皇の九年を飛鳥岡本宮御宇天皇元年己丑九年丁酉と云へると類例ならむ(同例とは云はず)。これも元年己丑ノ九年丁酉と調むべし。又思ふに法興は私年號にあらで法興六年は法興リテノ六年と調むべく法興元卅一年ハ法興リシ元ヨリ卅一年と調むべきか。されど然いひ習へば法興といふ語が崇峻天皇四年を指すこととなれば之を私年號と云はむも不可なきなり。但その法興といふ事は崇峻天皇四年にいひ始めけむやおぼつかなし。元年二年などは云はざりしに數年の後に至りて當年を回顧して始めて法興何年といひけむも知るべからず。○夷與村の夷與は無論國名にも郡名にもあらず。此時いまだ國郡を立てられざればなり。但國造本紀に

伊余國造 志賀高穴穗朝(○成務天皇)御世印幡國造同祖敷術彥命兒速後上命定賜國造

とあれば夷與村といへるは其伊余國(國造國)ならむ。村とあるに拘はるべからず。國の下を郡といひ郡の下を里といひ里の下を村といひしは後の事にて上古は一の處を心に任せて國とも村とも云ひしなり。本來國といふは地理上の名稱、村といふは人文上の名稱にて矛盾する所なければなり。ともかくも夷與村といへるを見れば當時温泉の附近には夙く部落の生じたりしなり。抑イヨの名義に就いては諸家の云へる所いと多くして然もいづれもげにとは思はれぬ事なるが試に一説を示さむにイヨのヨはユの轉(又はユはヨの轉)にてイはイガキ、イグシ、イグヒなどのイならむか。即イヨは齋湯にて國號郡號などのイヨは温泉より起りたるならむか。こは夙く云へる人もあるべし。ヨをユの轉としイを發語(添辭)とせる説は確にありしかど今得探し出でず。○正觀神井の正はマサニともマサシクとも訓みて分明ニと心得べし。神井は靈泉なり。後漢張衡の温泉賦序に觀温泉浴神井とあり。魏曹植の述行賦に濯余身於神井とあり。北齊劉逖の浴温泉詩に神井堪消瘴とあり。歎世妙驗の世は其などの誤か。原のままにては安ならず。○惟夫以下の本文もくはしく註せむと思へど誤脱も少からじと見ゆるに僅に釋日本紀に引けるのみにて對照すべき物は無きをもし徹底せむとせば卻りて罪を世人に得べきが故に

唯聊撫摩の痕を留め置かむ。○萬所以機妙應は栗田氏並に半井栢庵(愛媛乃面影の著者)のいへる如く萬機所以妙應の誤なり。即機字は所以の上在るべきなり。所以は栗田氏の如くコノユエニと訓むべし。若乃は二字を聯ねてスナハチとよむべし。若にも乃の義あり。たとへば國語に必有忍也若^ニ能有濟とあり。栗田氏が二字をシカノミナラズとよめるは非なり。○革臺は二氏の説の如く華臺の誤とすべし。何異以下十一字は半井氏の如く何ゾ壽國ガ華臺ニ隨ヒテ開合スルニ異ナラムと訓むべし。○半井氏の説の如く落を浴の誤とし、さて詎舛以下は又其説に基づきてナニゾ花池ニ浴シテ弱キヲ化スルニ舛ハムと訓むべし。但半井氏は前田家本を知らず又萬葉緯に化弱とあるに心附かず。流布本に従ひて化溺スルニ舛ハムと訓めり。○巖は巖に同じ。○實想以下は實ニ五百ノ蓋ヲ張レルカト想フと訓むべし。五百は誤字ならざるか。○臨朝啼鳥は啼鳥臨朝の顛倒ならむ。吐下は栗田氏の説に味を二字に誤れるにて味は哢の俗字なりと云へり。こは一發見なり。○栗田氏の本には丹花卷葉の下に而字あり。次句の以字に對したるなれば之に従ふべし。○垂井の井は誤字か。彌葩といふ事安ならねど半井氏の本に珍葩とせるは愈安ならず。○豈悟以下を半井氏は與を上につけて豈洪灌霽庭ノ意ヲ悟ラムヤとよめ

り。これも亦一發見なり。與は疑辭に用ふる事あればヤに充つべし。○後定は後來の誤ならむ。幸無蚩咲也の幸をサイハヒニとよまむは俗訓なり。ネガハクハとよむべし。日本靈異記の序に幸勿囓焉とあるを訓註にヲカシクモとよめり。ヲカシクトモノトを落せるならむ。蚩と囓とは同音にて義相近し。

于時於大殿戸以下は

ソノ時大殿戸ニ楳ト臣木トアリ。其木ニ鶺鴒ト比米鳥ト集キ止キ。天皇此鳥ノ爲ニ枝ニ穂等ヲ繫ケテ養ヒタマヒキ

とよむべし。大殿戸は御殿の入口なり。萬葉集卷三見三穗石室作歌のイハヤ戸ニタテル松ノ樹、又卷五貧窮問答歌のネヤトマデキタチヨバヒヌのトに同じ。山上憶良の類聚歌林には宮前と書けり。楳は音シン、本來桑實なり。ここは何の木に充てたるにか。仙覺抄全集本に原文を引ける處(甲)にはトガと傍訓したれど同書卷一幸讀岐國安益郡之時歌の左註の註(乙)には

伊豫國風土記云。二木者一者椋ノ木、一者臣ノ木ト云へり。臣木可尋之

と云へり。栗田氏も亦ムクノキとよめり。夙く新撰字鏡にも楳(牟久乃木)とあればしばら

く之に従ふべし。今此木をサワラに充つるは據あるにやおぼつかなし。

○地理志料安藝國沙田郡楳梨郷の註に

楳梨讀ミテ牟久奈之ト云フベシ。天神本紀ノ天楳野命ヲ國造本紀に天牟久怒命ト作ケリ。天武十年紀ノ次田倉人楳足ヲ本註ニ楳此云武矩トイヘリ

といへり。今新村名を楳梨クハナシといひ其大字ニ椋梨(ムクナシ)あり、其處を流るる川を椋梨川(ムクナシ川)といふ。もとは楳梨なりしをムクとは訓みがたきに由りて椋に改めたるなり。こはなほ可なり。新村名の楳梨はあさまし(同書周防國大島郡屋代郷之註椋野古稱楳野莊參照)

臣木は訓はオミノキとあるべけれど何の木にか知られず。仙覺は甲の末にも乙の終にも臣木可尋之と云へり。乙の處の頭書に私勸臣木者モミノ木也とあるは後人の加書なり。考證に臣木可尋之に私勸云々を書き續け、さて「臣木は抄にあるが如くモミノ木にて云々」と云へるは疎漏なり。同抄の甲の處に臣木にモミノキと傍訓したるは(楳にトガと傍訓したると共に)乙の處に云へると一致せず。思ふに本書の傍訓は(少くとも其一部は)仙覺の舊にあらで後人の添加ならむ。○萬葉集卷一なる彼軍王見山作歌の左註に

右檢日本書紀無幸於讚岐國亦軍王未詳也。但山上憶良大夫類聚歌林曰。紀曰。天皇十一年己亥冬十二月己巳朔壬午幸于伊豫溫湯宮云々。一書云。是時宮前在二樹木。此之二樹斑鳩[△]此米二鳥大集。時勅多掛稻穗而養之。乃作歌云々。若疑從此便幸之歟。

とあり。一書云と云へるは即伊豫國風土記にやとも思へど其文逸文と相同じからず。又これには乃作歌とあれど逸文には歌を作りし事見えざればなほ風土記にはあらじ。鶴も斑鳩も共にイカルガに充てたれど狩谷望之の説に斑鳩はイカルガに當らずと云へり。即箋注和名抄卷七なる斑鳩の考證に

今俗ニ數珠掛鳩ハ幡鳩ト呼ブ者是ナリ。以加流賀ト訓ズルハ是ニ非ズ

と云へり。イカルガは今マママハシといふ鳥なり。比米は右の左註に此米とあり。萬葉集卷十三の歌にもイカルガト此米トとあれば此米の誤かと思ふに右の二例共に流布本にこそ此米とあれ異本には比米とあり。又和名抄にイカルガの次に鶺鴒漢語抄云比米。白喙鳥也。鶺鴒漢語抄云之米。小青雀也と擧げたれば妄に比米を誤とは斷ずべからず。思ふにイカルガに似たる鳥にヒメとシメと二種ありて、そが名もそれに充つる文字も(比米と此米と)共に相似たれば夙くより一を他に誤てるならむ。更に思ふにヒメとシメとは原

は一なるを其小異に就いてヒメとシメとに分ちしならむ。ともかくも仙覺抄所引逸文に比米とあるを蓋に改むべからず。さて比米又は此米と書きたるは其漢名不詳なりし故なり。否當時のみならず今も其漢名はよく分らざるなり。抑鳥は往々近屬共遊するものなるがイカルガと比米又は此米と共遊せし事は此處の外に萬葉集卷十三アファミノ海泊八十アリといふ長歌の末にアソバヒヲルヨ、イカルガト此米トとあり。○萬葉集卷三なる山部宿禰赤人至伊豫溫泉作歌に

すめろぎの神のみことの、しきます國のことごと湯はしもさはにあれども、島山の、よろしき國と、ごごしかも、伊豫のたかねの、いさにはの、崗にたたして、歌おもひ、辭おもはしし、みゆの上の、こむらをみれば、臣木も、おひつがひけり、なく鳥の、こゑもかはらず、とほき代に、かむさびゆかむ、いでまじと、ころ

とあるは聖德太子行啓の事と舒明天皇行幸の事とを織交へて文を成せるなり

伊社邇波之岡

伊與國風土記云。以上宮聖德皇子爲一度。及侍高麗惠慈僧葛城臣等也。立湯岡側碑文、其立碑文處謂伊社邇波之岡也。所名伊社邇波由者當土諸人等其碑文欲見而伊社那比來。因謂伊社爾波本也云々(○萬葉集仙覺抄卷三山部宿禰赤人至伊豫溫泉作歌之註所引)

新考 前節の一部なれど讀者の悩まむを慮りて別節としたるなり、の處に釋日本紀より記云の二字と前節に一字下げて擧げたる文とを補ふべき事前節に云へる如し。釋日本紀に伊豫國風土記とあり本書には伊與國風土記とあれど別書にあらざる事勿論なり○伊社邇波はイザニハとサを濁りて唱ふべし。社といふ濁音の假字を用ひ(社は吳音ジャなるを直音としてザに假りたるなり)又諸人がいざなひ來しかば然名づけきと云へればなり。

○社は萬葉集に阿麻社邇留日本紀に伊社箇波率川久斯社志挿簍など濁音につかへり

但赤人の長歌に射狹庭と書き延喜式神名帳に伊佐爾波神社と書きたればイサニハと清みても唱へしか。丹後國の余社郡も與謝とも書きたれば(謝も吳音ジャにて濁音の假字なり)ヨザと濁るべきなれど清みても唱へしかと思はる事あり。又いにしへ同一語を清濁二様に唱へしかと思はる事あり。オホホシヒツ(沾)など其例なり○イザニハノ岡は湯岡の一名なり。但今イザニハノ岡といふ處なきは勿論。湯岡といふ處も無し。されど彼伊佐爾波神社はイザニハノ岡にありし故に然いふなるべければ其神社の地よりイザニハノ岡の地は推知らるべきなり。今縣社伊佐爾波神社あり。近古は湯月八幡宮と稱せられき。是式の伊佐爾波神社なりといふ。此神社今道後山の東南端にあれど始より此處に在りしにあらで河野通盛が

○河野九郎左衛門通治後對馬守通盛といひ鎌倉にて剃髮して善惠といふ。通有の嗣子にて後醍醐天皇の御世の人なり。

湯月城一名道後城を築きし時其繩張の内に在りしを此處に移ししにて其舊址に祠を

建てて城の鎮守とせしが岩崎權現なりといふ。即豫陽郡郷俚諺集(豫陽叢書第一集所收)に

或人の曰。人語て云。石手寺(○本郡道後村大字石手にある一大寺)の住僧實秀法印と云る人あり。其弟子辨海と云僧後には參州に行しが父茂右衛門、東武往來の節彼僧の元へ尋ねしが八十餘の老僧也。咄の序に、道後伊佐庭の岡と云名所あり。知り給ふやと問ふ。知らずと答ふ。然らば此口決(○口傳の秘訣)を授くべし。社人等(○湯月八幡宮の社人)も知るべからず。便あらば云聞されよ。伊佐爾波の岡と云は今八幡宮の後柿の木谷の邊より古城の邊迄(○温泉の東方より南方にめぐりて)昔は山嶺也。是をすべて伊佐爾波の岡と云へり。河野殿城(○湯月城)を築かる時山を切開き堀をほりける故今別のやうに見ゆる也。其時までは八幡宮も彼山に有し也。築城の時今の鐘樓の邊へ遷座し奉り其跡へ小社を建て奉幣信仰なし給ふ。今古城竹林の中、南の山鼻にあり。俗に是を岩崎權現と云。實は誘庭(イサニ)の出崎に在し故に庭崎と云べきを誤りて岩崎と云ならはせり。是は垂跡の所に其舊跡を存ずる迄に建たる也。本社は則湯月八幡宮にて伊佐爾波の神社也、△、實秀法印は其比八幡宮の別當なりし故社傳委く覺へ辨海にも語り

傳へられたり

といへり。さればイザニハノ岡は今温泉の南方にある湯月城址、即今の道後公園なり。○伊佐爾波神社の祭神は仲哀天皇、神功皇后、應神天皇の三柱なるが之に關して仲哀天皇が神功皇后を伴ひて行幸し給ひし時の行宮はイザニハノ岡に在りしにて伊佐爾波神社は其跡に建てしなりといふ説あれど(右の辨海僧の話中にも)これは輕々しく信ずべからず。○彼碑文は幸に釋日本紀に引かれて残りたれど其碑は今傳はらず。これに就いて諸書に云へる所を拾はばまづ橘春暉の北窓瑣談卷四に

寛政甲寅(○六年)の春伊豫國道後温泉の傍に畑ありて古昔より土民いひ傳へ不淨を忌む。もし此畑を穢すときは忽ち祟を得て寒熱を發す。今年松山の士某の考にて此土中に必聖德太子の温泉の碑有べしとて人して掘しめしに果して大なる碑石を掘出せり。さればこそとていまだ全く出終らざる前より水にて洗ひなどして見たりしに聖德太子其むかし温泉にめされし時の御文章にて其時に隨從の人の姓名を載たり。稀代の珍物なりとて悦び掘たりしに温泉のあたり近き土地を掘穿しゆゑに温泉の中に濁水出たりしかば所の人大に驚き、もし温泉に別條ある時は此里の人民數百人

饑渴にもおよぶべし。此碑掘る事無用なり」とていましめ止めたりしかば餘義なくて又其ままだに埋みたり。いと残り多き事なりきと彼あたりの人の語りき

とあるは好事者の造説ならざるか。いとうたがはし。次に國人穴戸大成の伊豫舊蹟考に(據愛媛乃面影)

曾テ聞ク。郷民山間ノ莽茸ヲ披キ地ヲ鑿ツコト數尺ニシテ一古碑ヲ得。人ノ之ヲ怪異セムコトヲ憚リテ私ニ還之ヲ墳ムト云フ。此溫泉ノ近境ナレバ果シテ夫古碑タルコト誣フベカラズ。痛ムベシ(○原漢文)

といへり。溫泉の附近なればとて地に埋もれたる古碑は彼法興碑には限るべからず。同書に又一説を擧げて

溫泉之東南ニ古城址(○湯月城址)アリ。其東北ノ岡ヲ通俗伊社爾波ト呼ブ。一院堂アリ。藥師ヲ安ケリ。寶龜直地ニ地ニ架シ龜扉開闢ニ便ナラズ。釘著シテ深ク秘シテ之ヲ鎖ス。口碑ニ之ヲ傳フラク。此像ハ毒石ナリ。地ヨリ涌出シ確乎トシテ拔ケズ。若直ニ之ヲ視バ毒氣眼ヲ射テ乍^{ナツ}警セムト云フ。所以ニ幾百年歷住ノ僧侶モ贈禮ヲ容サザルナリ。議者云ハク。是必夫古碑ナラム。或ハ碑上ニ藥師ノ像ヲ鐫リテ碑ト稱セズシテ像ヲ

以テ稱スルカ。若果シテ然ラバ只^{オノ}恣^ノ地^ノ蘊^シ去^ルコト太惜ムベシ

と云へり。著者大成はいつの頃の人か知らねどイザニハといふ地名其世にはなほ残りたりしにや。その藥師堂は築城以前より有りしものにやおぼつかなし。面影の著者は之を義安寺の藥師と稱したれど舊蹟考に云へる一院堂は即義安寺なりや。これもおぼつかなし。考證に引ける矢野玄道の説には

道後の湯の東北(○面影)には東南とあり(湯の元といふ所に義安寺といふ小寺あり。其寺に湯の藥師の小堂あり。堂中に平らなる石凡高さ五尺ばかり幅三尺ばかりなるを建たり。いつの頃より歟其石の平面を壁の如く土にて塗おけり。此土剝落れば災ありと云傳て剝れば即ちに塗る例なるが故に石面見る事あたはず。或説に文字ありといへど儲ならず。さて建石の前に尋常の藥師佛の像を安置せるがあり

とありて舊蹟考に云へると一致せざるにあらずや。又考證に引ける松山村井知衡記溫泉古碑事文に

先年我友大高坂四郎兵衛が雜話しけるは道後南町に居住せる大工あり。此もの先年義安寺本尊の御堂朽損したる處ありて修補しける時御堂の後板等を取除け内を見

るに石を建て文字を彫たり其文字を悉く泥を以て塗り隠しありけると語りぬとあり諸人の眼義安寺の薬師堂に鍾れる如くなれどなほいかがあるむ○かく記しての後に景浦直孝氏の伊豫史精義(大正十三年發行)を見しにその一〇三頁に

右の義安寺の薬師堂は明治四年神佛引分の際實驗せしに丈五寸許の小石像にして其臺は巨大なる石なれども碑石にはあらざりしかば更に臺石をとり除けて其下なる地を一丈餘り掘り見たるも寛永錢四五文を掘り出したるのみ碑石に似たる石もなかりきと云ふ

とあり河野氏築城の時まで此碑もし残りたらば恐らくは彼大和國益田池の碑筑後國上妻郡の石人などの如く取りて石垣などにぞ使はれむ又もし心ありて他處に移して保存せばたとひ書に書残さずとも口碑にだに其由は傳はりたらむかし○更に思ふに右の碑文に疑はしき事若干あり試にその主なるものを云はばまづ太子の伊豫行啓の事の日本紀に見えざる事前(一〇六頁)に云へる如くなるが傳説に過ぎざらばこそあらめかかる碑文世に残り特に降坐の年月さへ明白なる上は當然推古天皇四年の下に記さるべきなり或は日本紀編纂の時には伊豫風土記はいまだ撰進せられずして碑文の

世に残れる事だに朝廷には知られざりしならむといふ辯護説も出づべけれどざりと
も此事は太子の諸傳のいづれにか見えざるべからず然るに聖德太子傳曆の如き編年
體の太子傳即太子の事蹟並に太子に關せる傳説を悉く曆年に繋けたるものにさへ此
事の見えざるを思へば法興六年即推古天皇の四年に太子が伊豫に行啓して湯岡の側
に碑を建てたまひきといふ事は所謂平氏傳(藤原兼輔の著とも平兼昌の撰ともいふ)の
成りし時にもなほ中央には知られざりしなり是不審の第一なり次に風土記撰進の時
に其碑はなほ残りて同書の撰者は彼碑文を直に碑より寫取りしか又は碑はもはや存
ぜざりしが碑文のみ紙に寫されて残りたりしにやもし甲の如くならば風土記に其碑
見ニ存ズなどあるべく又もし乙の如くならば其碑今存ゼズなどあるべくかく貴重な
る物の存否を註せざることあるべからず然もそのいづれの記載も無き是不審の第二
なり次に碑文は其末に才實慚七歩後來君子幸無蚩咎也といへるを見れば太子の御撰
と見え其序に我法王大王といへるを見れば陪從者の筆と思はる或は本文が太子の御
撰にて序は陪從者の筆にや是不審の第三なり次に法王といふ稱は俗界の天皇に對し
奉りて靈界の王者といふ事と思はる更に大王と重ねたるを思へば佛法を奉ズル皇子

などいふ意にはあるべからず。太子の生前に然僧稱し奉り又太子が安んじてさる僧稱を受けたまひきや頗疑はし。法王とは太子の薨後年を経て其崇敬者が稱し始めしにあらざるか。その確なる初見は上宮聖德法王帝説といふ書名ならむ。

○太子傳曆推古天皇三年の下に

大臣率群臣已下敢獻御名稱厩戸豐聰八耳皇子又稱大法王皇太子太子辭讓

とあり。又因に云はむ。法王帝説の帝説は謠説の義か。法王帝とつづけるにはあらじ。右不審の第四なり。次に碑を作る事はともあれ、堅石に小字を刻むことは專業の者ならずば得せぬ事ならむ。當時歸化韓人中に偶然にさる技を善くするものありて(さる需要の無かりし時代なれば特にさる技を挿みて歸化せしものはあるべからず)又偶然に伊豫の如き邊境に在りしにや。是不審の第五なり。よりて思ふに伊豫國に夙く太子の行啓また建碑の傳説ありて風土記の原文は

于時建湯岡側碑文X其立碑文處曰伊社邇波之岡也云々

とありしを中古文才ある姦人が碑文を偽作して記云の二字と碑文とをXの處に挿入せしならむ。而して碑文中の法王と法興六年と壽國(天壽國の略とせば)とは法王帝説よ

り取來りしならむ。顧みるに仙覺抄に引ける逸文は適に右の推定原文の如くにて記云の二字と碑文と無く、建湯岡側碑文より直に其立碑文處に續けり。初には中略したるならむと思ひしかど今にして思へば仙覺は姦人の蔽入なき眞本に據りしならむ。以上は前人の未言はざりし所なるべし。後人なほよく考へよ

○天壽國といふ語は法王帝説の外三井家所藏隋開皇三年所寫華嚴經第四十六の跋に見えたりといふ

天山

伊豫國風土記曰。伊與郡、自郡家以東北在天山。所名天山。由者倭在天加具

山。自天降時二分而以片端者天降於倭國。以片端者天降於此土。因謂天

山本也。其御影敬禮奉久米等。○釋日本紀卷七述義三、神代紀上天香山之

註所引)

新考 此節は上六四頁なる阿波國あまのものと山の節と参照すべし○伊與郡はもと標目なりしを抄出の際に本文に續けて書けるなり。されば伊與郡の下にて切りて讀むべきこと乎知郡御島野間郡熊野岑湯郡の例の如し○在天山在天加具山の在は正しくはあらねど有の通用なり。古典に例多し。天降はアマクダスと訓むべし。天より地に降すなり。二分も二ツニ分レテにあらずて二ツニ分ケテなり。以はヲに充てたり。湯郡の節にも以宿奈毗古那命浴漬者とあり。されば以片端者はカタハシヲバと訓むべし。カタハシはたとへば宇都保物語祭の使にカタハシハ水ニノゾキカタハシハ島ニカケテイカメシキ釣殿造ラレテとあり○倭國は畿内の大和國にて此土は伊豫國なり。天上の天香山は日本紀寶鏡開始章に掘天香山之五百箇眞坂樹と見え又同章第一一書に探天香山之金と見えたり○和名抄郷名に久米郡に天山ありて伊豫郡には無し。久米郡は今温泉郡の内となれるがその石井村の大字に天山あり。是郷名を傳へたるなり。但舊村名は尼山と書き。舊久米郡の西北端は伊豫郡の東北部と相觸れたり。愛媛乃面影久米郡の部に天山 天山郷に特立してよの山と同じからず。低き山なれども畝尾長く引て大かたの形容大和國天香具山に似たり。此山あるによりて郷名におひたるなるべし。、、

按、天山今久米郡に在り。ざるを風土記に伊豫郡といへるは昔は此邊まで伊豫郡なる事しるし

といひて其圖を出せり。日本地理志料に半井梧庵曰とて面影の著者の説を擧げたるには

天山ハ久米郡ニ在リ。天山郷ニ屬セリ。平田中ニ孤立シ高サ七丈周十三町。形大和ノ香山ニ似タリ。山上ニ天山神社アリ。郷名ハ此ニ取レルナリ

と云へり。又地名辭書久米郡天山郷の下に
國郡制置の初に久味國を伊余國に合同して○國造本紀に伊余國造久味國造と並び出でたり伊豫郡と稱せられしにやあらん。續紀天平神護二年久米郡の名見ゆれば○本國風土記は此年以前の編纂にて古風土記編集の後に分郡せられし歟
といひ伊豫郡の下にも

風土記逸文に伊豫郡家東北天山云々とありて久米郡浮穴郡等も一時本郡の屬地なりしやの疑あり

と云へり。此逸文はもと久米郡の一節なりしを抄出の際に誤りて伊豫郡とせしにやと

も思へど天山は久米郡の西北端に近き處に在れば其郡家いづくにありとも郡家址は今の久米村か自郡家以東北とあるに叶はざらむ。さればなほ面影の説の如く少くとも此地は風土記編纂の時には伊豫郡に屬したりしものと認むべし。○因謂天山本也の次に前田家藏正安年間古寫本(即國史大系新訂本の據れる本)に其御影敬禮奉久米等の九字あれど(等は無論寺の誤)よく思へば疑はしき一句なり。まづ其と云へるは何を指せるにか。若天山を指せりとせば其御影は天山の姿を繪に寫したるものとせざるべからざれど眼前に眞山の見ゆるをそを繪にうつして敬禮せむこと如何。流布本にも萬葉緯にも此句は無し。恐らくは此句は後人の添加ならむ。さてこそ木に竹を接げる如くなれるならぬ。伊豫の久米寺は物に見えず。○更に思ふに其御影敬禮奉久米寺といへる久米寺は大和國高市郡なる久米寺なり(夙く地名辭書の大和國久米寺の下に「此古語に云ふ久米寺は本寺にや」といへり)。伊豫國風土記の逸文の中に大和國のといはでただ久米寺といへるによりて伊豫にも久米寺といふがある如く聞ゆるなり。かかれれば此一句は本來本文の中にはあらで後人が釋日本紀所引逸文の傍に註したるが本文中に混入せしなり。さてこそ此句の有る本と無き本とあるなれ。然らば何の故に大和の久米寺に伊豫の

天山の影をいつきたりしぞと云ふに其故は詳には知られねど元來久米寺のある大和の來目郷と伊豫の久米郡(天山は久米伊豫二郡の界に近くて風土記編纂の時には伊豫郡に屬したりしかど今は久米郡の内なる事上に云へる如し)とは無縁故にあらず。即大和の來目は神武天皇の御世に日向より御ともせし大來目を居らしめ給ひしより來目(久米)といふ名起りしにて伊豫の久米郡は應神天皇の御世に其大來目の子孫なるべき伊與主命を國造に定め給ひしより久味(久米)といふ名は起りしならむ。此外にも大和の久米と伊豫の久米とは深き關係ありと見ゆる事あり。たとへば伊豫國久米郡石井村大字南土居(元弘延元の忠臣土居通増の本領なる萬福寺は近古の開基ながら大和國久米寺の末寺なりといふ)土居得能勤王史一八頁参照)

萬葉集仙覺抄卷五なる橘之島爾之居者河遠不曝縫之吾下衣といふ歌の註に

此歌如伊豫國風土記者息長足日女命御歌也、橘島者伊豫國宇摩郡ニアリと云へり。纂訂逸文には之を一節として採りたれど考證には省きたり。逸文と稱すべからざるに心附きし故ならむ。さて宇摩郡に橘島といふ處あるを聞かず。和名抄の郷名を

檢するに新居郡又越智郡又温泉郡に立花郷あり。就中新居郡の立花は和名抄流布本にはただ花とあれど地名は二字なるを要する上に同書高山寺本には正しく立花とあれば立字を脱したるなる事明けし。文徳天皇實錄嘉祥三年五月壬午の下に伊豫國神野郡云々郡下橋里とあるは即此立花郷なり。神野郡は新居郡の前稱なり。はやく大同四年九月に改稱せられしなれど

○類聚國史卷廿八天皇避諱の條に見えたり。續日本後紀の此處は缺けたり

今は舊事を云へるなれば舊稱に依れるなり。此新居郡は宇摩郡の西隣なれば風土記撰進當時には右の立花郷は宇摩郡の内なりしかと云ふに立花郷の名を傳へたる今の橋村は新居郡の西偏なればたとひ郡界古今同じからずとも宇摩郡に屬せし事あるべきに非ず。然らば當時宇摩新居の兩郡は一郡なりしかと云ふに神野郡の名は夙く天平十年に現れたれば(法隆寺緣起資財帳)當國風土記編纂の年は知られねど當時宇摩郡と一なりきとは思はれず。又伊豫二名集(豫陽叢書第一輯所收)宇摩郡の部に

橋島 號瓢箪山。又上野。○今の關川村の大字之内橋の島と云。是は橋の岡にして橋の島に非ず

と云へれど其瓢箪山はいづくにあるにか。之を橋島に擬せる理由は如何。ともかくも問題とすべきにあらず。されば仙覺が橋島者伊豫國宇摩郡ニアリと云へるは恐らくは誤ならむ。しばらく仙覺抄に云へる橋島を新居郡立花郷の内とせむに神功皇后が此處にいでましてかの橋之島爾之居者といふ歌をよみたまひしかと云ふにこは頗うたがはし。抑右の歌は萬葉集卷七に見えたる寄衣譬喻歌の一にて作者不知のものなるが無論神功皇后時代の古調にはあらで明白に奈良朝時代の調なり。又夙く契沖の云へる如くこの橋之島は大和國高市郡の地名なり。くはしく云はば橋は大名、島は小名にて橋は飛鳥川に跨り島は飛鳥川の右岸にて飛鳥岡の南に在りしなり。島の名の起は蘇我馬子が此地に宅を營みし時飛鳥岡の谿流を引きて庭中に池を作り其池中に島を作りしに時人めづらしみて馬子を島大臣と稱せしが其島轉じて地名となりしなり。

○蘇我氏亡びし後年を経て此宅天武天皇の離宮となり終に皇太子草壁皇子の御ましとなりき。こは事の因に云ふのみ

此歌の島は地名なるが其地は飛鳥川の右岸に在れば川トホミとは云ふべからず。されば島爾之居者は不居者の不を落したるにて島ニシキネバと訓むべく一首の意は

媒ヲ得ル便ナケレバ不本意ナガラ媒ヲ立テズシテ今ノ女ニハ逢ヒソメシナリ
 といふ事を衣に喩へて云へるなりと解すべし(萬葉集新考一三九三頁及一三四九頁參
 照)歌意かくの如くなれば此歌は斷じて神功皇后の御歌にあらず。抑由阿の詞林采葉抄
 こそあれ仙覺の萬葉抄に風土記を引用せるはいづれも信賴すべきに此歌如伊豫國風
 土記者息長足日女命御歌也の一句に至りては不審少からず。或人の彼歌をよみしと當
 國の風土記の編纂とは多く年を隔つまじきに其歌はやく當國に傳はりて古歌と誤ら
 れて人口に膾炙せしにや返すがへすも不審なり。もし五百何十年前の仙覺にあらざる
 現代人が或處に傳はれる伊豫國風土記を見しに萬葉集卷七に見えたるかの橘之島爾
 居者といふ歌を神功皇后の御歌として載せたりと云はば聞く人は皆之を一笑に附せ
 む。臆を以ていはば當國風土記に彼歌と聊相似たるがありしを仙覺が誤りて同一歌と
 せしにはあらざるか

土左國 四節

土左高賀茂大社

土左國風土記曰。土左郡郡家西去四里有土左高賀茂大社。其神名爲一言
 主尊。其祖未詳。一説曰。大穴六道尊子味鋤高彥根尊(○釋日本紀卷十二述
 義八雄略天皇紀一事主神之註並同書卷十五述義十一天武天皇紀土左
 大神以神刀一口進于天皇之註所引)

新考 釋紀卷十二に右の文を引けるに次ぎて曆録曰云々の文あり。斷じて風土記の内
 にあらず。土佐國式社考都佐坐神社の下に

重遠謂風土記錄當社本緣極詳。且發明道要尤爲警切。本國當時有人可知矣。以文多不能
 具載

と云へるは曆録曰云々の文を指せるなり。又古事記傳卷四十二(二四一〇頁)に

土左國風土記に有土左高賀茂大社其神名爲一言主尊云々、曆録曰云々、國記曰云々、多氏古事記曰云々、論者曰云々

と書續け、さて「これまで皆彼風土記の文なり」と云ひ日本書紀通釋にも「論者曰云々以上風土記なり」と云へり。

○宣長が神名の言離を土左國風土記に言放と書けりと云へるも(二四〇五頁)彼附加文中の多氏古事記なり

されば谷重遠も宣長等も右の附加文を誤りて風土記の文の内と思へるなり。さて右の附加文は釋紀の著者卜部兼方が引來れるにやと云ふに亦然らず。恐らくは兼方が見し土左國風土記にかく書續けたりしにてもと裏書なりしが本文に混入したるならむ。仙覺が見し本書も兼方が見し本書も共に竄入ありし本と思はる。此事はなほ後に云ふべし。然も二人の見しは同本にはあらざりけむ。

○伊豫風土記にも竄入あること伊射邇波之岡及天山の下に云へる如し

又右の附加文の中に國記曰とあるは或は一種の風土記か。栗田氏の古風土記逸文にも

擧げ漏したれば茲に擧げおかむに其文は

雄略天皇即位二年戊戌奉移郷

と云へり。其下に者の字あれどこは誤也の二字と共に附加したる人の語ならむ。栗田氏の古風土記逸文に多くは土佐と書きたれど原本には(釋紀にも仙覺抄にも)皆土左と書けり。○國名は古事記日本紀には土左と書き後のものには左とも佐とも書けり。國は其形弦月の如く(夙く地誌提要に東西兩岬南海ニ斗出シテ彎月狀ヲナスといへり)其彎面は東南、太平洋に向へり。其東北は阿波國に接し北より西に互りては伊豫國に接したり。讀岐國とは相觸れず。○今七郡に分れたり。即東より數へて安藝、香美、長岡、土佐、吾川、高岡、幡多なり。延喜式和名抄以來然り。ただ式に幡多を播多と書き高岡を高岡と書けるのみ。香美はカガミ、吾川はアガハ、幡多はハタと訓むべし。延喜以前は如何といふに仁明天皇承和八年紀(續後紀卷十)に

八月庚申土佐國吾川郡八郷各分四郷、建二郡新郡號高岡

とあれば此時までは六郡なりしなり。然るに又光仁天皇寶龜九年紀(續紀)に

三月己酉土左國言、去年七月風雨大切、四郡百姓產業損傷。加以人畜流亡、廬舍破壞

とあり。されば寶龜九年(一四三八年)より承和八年(一五〇一年)までの間に四郡を分ちて六郡とせられしなり。其四郡は前人の説に安藝・土左・吾川・播多にて土左を割きて長岡を置き更に長岡を割きて香美を置かれしなりと云へり。國造本紀に都佐・波多の二國造を挙げたり。都佐は土左にて波多は播多なり。思ふに土左國は浦戸灣と宿毛灣とよりや開けそめけむ。されば上古には後の土佐郡以東を都佐國とし後の幡多郡以東を波多國とせしに大化の世に二國を合せて土左國とし更に之を四郡に、次に六郡に、終に七郡に分たれしなり。○國府は長岡郡にありき。今の國府村(新名)大字比江は其址なり。

○明治二十二年に國分比江・左右山の三村を合併し各村の首字を集めて國比左村と稱せしを後に國府村と改めしなり。

○驛路には沿革あり。但夙く伊豫國の處(七五頁)に云ひたれば今は略敘に止めむに初は土左の國府に到るに伊豫を經、その西南部より土左の西南部に入りしに道遠く又險しければ養老二年に改めて阿波より直に土左に到ることとせられき。然るに其後八十年許を經て延暦十六年に又改めて阿波讚岐を經伊豫の大岡驛より南下して土左に入る事とし、初には大岡驛と土左の國府との間に新に二驛を置かれしが又後に大岡驛と國

界との間に山背驛を置き土左にても一驛を増されき。即延暦十六年紀に新置土佐國吾
椅舟川二驛とあるに延喜式には

土佐國驛馬 頭驛五椅舟治川各五疋

とあり。日本後紀に舟川とあるは丹川の誤なり。元來丹治川と書くべきを地名は二字に書くべき定なれば治を除きてなほタチカハと唱へしなり。又延喜式に丹治川とあるは取外して三字に書けるなり。今長岡郡大杉村の大字に立川上名・立川下名あり。伊豫國宇摩郡より笹が峯を越えて本郡に入りたる處にあり。又その立川はチを濁りてタチカワと唱ふといふ。是丹川驛の址なり。

○タチ川は元來此附近より發し南下して吉野川に注ぐ川の名なるが其名地名となりしより地名と川名との混同を避けむ爲に川名を立川川といふこととなれり。頭驛は諸國の例を思ふに國府の附近にぞありけむ。頭の義はホトリにて本來府頭といふべきを然云ひてはまぎらはしければ府を省き驛を添へて二字とせしならむ。阿波國に郡頭驛あり(五〇頁參照)。こは板野郡家の附近にありしが故にかく名づけしにて此を以て彼を照すべし。夙く地名辭書に「頭驛は國府々頭の初驛の義なるべし」といへり(頭を

ホトリとせるにかハジメとせるにか少し曖昧なり。さて頭驛はトウヤクと訓むべきか。又其址は今の久禮田村大字領石の邊とすべきか。領石は地誌提要に見えたる伊豫川江路の一驛なり。領石より戸手野川口立川を経て伊豫馬立に到るにてその馬立は古の山背驛なり。立川が古の丹川なる事は上に云へる如し。今一の驛名は延暦十六年紀に吾椅延喜式に五椅とあり。今之に擬すべき地名なく吾と五といづれ正しきか知るべからず。従ひてアハシとよむべきかイツハシと訓むべきか知るべからず。地理志料には

吾椅ニ作レルハ恐ラクハ譌ナラム。土佐二驛考ニ云ヘラク。本山郷ハ即五椅驛ナリ。今長徳寺アリ。五橋山ト號セリ。其名安元二年ノ廳宣ニ見エタリ。地勢ヲ以テ之ヲ推スニ國府ヨリ穴内・甫喜山・本山川口ヲ經立川千本ヲ過ギテ伊豫ノ馬立ニ入ル是古道ナリといひ地名辭書には吾椅に従ひアガハシとよみ、さて

即今の本山土居の地なり。南方、國見峠を越え穴内川の水源を涉り推若峠を越え長岡國府の頭驛に達せしなり。、、五は吾の誤なり。長徳寺古文書建長元年守護所下知狀に吾橋山長得寺と録す

と云ひ土佐名勝志(一六六頁)にも寶治二年古文書に土佐國長岡郡廳北條吾橋長徳寺と

ありと云へり。寶治二は建長元の前年、安元二は寶治二より六十二年前なり。因に云はむ。延暦二十四年紀(日本後紀)に

夏四月甲辰令土左國帶驛路郡加置傳馬五匹以新開之路山谷峻深也

とあり。新開之路といへるは同十六年に伊豫の大岡驛より岐れしめし驛路なるが、その經過せしは長岡一郡のみなるに長岡郡と云はで帶驛路郡と云ひてさも數郡あるが如く聞ゆるは不審なり。さて余は豊後風土記新考(三六頁)に傳馬には驛傳郡傳の別ありて郡傳は馬を郡家に備へたるなりと云へるが右の一節は余の説の一證に供すべし。土佐高賀茂大社は延喜式神名帳に都佐坐神社とあり。當國二十一社中唯一の大社なり。明治維新以前には一宮高賀茂大明神と稱せられ今國幣中社土佐神社と稱せらる。其所在は土佐郡一宮村大字一宮にて今一言主神を祭神と認めたり。土佐高賀茂神社の土左は地名にて即和名抄の土佐郡土佐郷なり。郡家も此郷に在りしなるが本文に郡家西去四里有土佐高賀茂大社とあり。四里は今の二十四町なれば郡家の在りしは一宮村の東南なる今の布師田村なり。布志田村は本郡の東偏に在りて東長岡郡に斗入せり。一言主神は古事記雄略天皇の段に

又一時天皇葛城山ニ登リ幸シシ時百官人等悉ニ紅紐ヲ著ケタル青摺ノ衣ヲ給ハリテ服タリキ。彼時ニソノ所向ノ山尾ヨリ山上ニ登ル人アリ。既ク天皇ノ鹵簿ニ等シク亦其裝束ノ狀マタ人衆相似テ傾レズ。ココニ天皇望リテ問ハシメタマハク。茲倭國ニ吾ヲ除キテ亦王ハ無キヲ今誰人ゾカクテ行クト。即答ヘマヲシシ狀モ天皇ノ命ノ如クナリキ。ココニ天皇大ク忿リテ矢刺シタマヒ百官人等矢刺セシカバ其人等モ矢刺シキ。故天皇亦問ヒタマハク。然ラバ其名ヲ告レ。各名ヲ告リテ矢ヲ彈タムト。ココニ答ヘマヲサク。吾先問ハレツレバ吾先名告セム。吾ハ雖惡事而一言雖善事而一言離之神葛城之一言主之大神ト。天皇ココニ惶畏ミテ白シタマハク。恐シ我大神宇都志意美マサムトハ覺ラザリキ。ト白シテ大御刀マタ弓矢ヲ始メテ百官人等ノ服タル衣服ヲ脱ガシメテ拜ミテ獻リタマヒキ。爾其一言主大神手打チテ其捧物ヲ受ケタマヒキ。故天皇ノ還リ幸ス時其大神山末ヲ滿リテ長谷ノ山口ニ送り奉リタマヒキ。故是一言主之大神ハ彼時ニゾ顯レタマヒシ。

とありて神名帳に大和國葛上郡葛木坐一言主命神社とある即是なり。社の所在は今の南葛城郡吐田郷村大字森脇にて社格は縣社に過ぎず。次に日本紀雄略天皇紀に

四年春二月天皇葛城山ニ射獵シ忽長人ヲ見タマフ。面貌容儀天皇ニ相似タリ。天皇是神ナリト知ロシメセドモ猶故ニ問ヒタマハク。何處ノ公ゾト。長人對フラク。現人之神ゾ。先王ノ諱ヲ稱レ。然後ニ道ハムト。天皇答ヘタマハク。朕ハ是幼武尊ナリト。長人次ニ稱リテ曰ク。僕ハ是一事主神ナリト。遂ニ共ニ盤于遊田シ一鹿ヲ驅逐シテ箭ヲ發ツコトヲ相辭リ響ヲ並ベテ馳騁ス。言詞恭恪ニシテ逢仙ノ若シ。是ニ日晚レテ田罷ム。神天皇ヲ侍送シテ來目水ニ至ル。是時百姓咸有德ノ天皇ト言ス。

とあり。古事記と比ぶるに大同にして簡單なるが、ただ時を四年二月と定めたと彼には於長谷山口送奉とあるに此には侍送天皇至來目水とあるとが異なり。盤子は盤紆なり。訓讀せむとならばメグリツツとよむべし。遊田は獵なり。尙書無逸に文王不敢盤于遊田とあり。之を遊田ニタノシムとよめるはいかがあらむ。次に釋日本紀に引ける本文の次に

曆錄曰。雄略天皇四年庚子春二月天皇獵于葛城山。忽有長人面形似天皇。天皇知是神人。故問何處公。對曰。現人神。願稱皇諱。答勅。朕是稚武尊。長人曰。僕是一言主神也。遂與般于遊田。言辭恭恪。有若逢仙。日斜田罷。神送天皇。至來目川。群臣各脫衣服而獻。神拍手而受之。

凌空而還一說懸一指末而受之。是時咸知有德天皇矣。

とあり。其内容、點を批ちたる處の外は日本紀に同じきのみならず文辭は殆相同じ。されば甲が乙に依れりとするか又は乙が甲に據れりとせざるべからず。曆録はいつの世に成りしものか知らねど雄略天皇四年庚子春二月と書出したるを見れば恐らくは日本紀に依れるにて群臣各脱衣服而獻云々は古事記と他一書とに據れるならむ。般子は盤紆に同じ。般が盤に通ずるは猶于が紆迂に通ずる如し。彼書に次ぎて又

或説云。時神與天皇相競有不遜之言。天皇大嘖奉移土左。神隨而降。神身已隱。以祝代之。初至賀茂之地。後遷于此社。而高野天皇寶字八年從五位上高賀茂朝臣田守等奏而奉迎。鎮於葛城山東下高宮岡上。其和魂者猶留彼國。于今祭祀而云々。

とあり。神隨而降とは天皇ノ命ニ隨ヒテ土左國ニ降りキといふ義にや。神身已隱の已は夙クといふことにはあらで全クといふことならむ。

○既已には夙クの義と全ク悉クなどいふ義とあり。邦語のステニは後者なり。今夙クをステニと云ふは誤なり。

神身已隱以祝代之とは神ノ身ハ全ク隱レテ見エザレバ祝ヲ土左ニ流シ以テ神ニ代ヘ

キといふことならむ。さて神名帳に見えたる彼葛木男神社葛木咩神社は此祝の祖先又は父母又は彼祝夫妻をいつけるにあらざるか。初至賀茂之地後遷于此社とは今土佐郡土佐郷ニマシマセド初ニハ賀茂ノ地ニマシマシキといふことにてその賀茂は同郡鴨部郷なりと云へり。

○今鴨田村の大字に鴨部あり。鴨田は鴨部と神田とを合併したる名なり。

東下は東麓なり。高宮は大和國葛上郡高宮郷にて即今の森脇(一四〇頁参照)の地なり。或説とは何書にか知らねど葛城山の上に大和國を添へず又土佐國を指して彼國と云へるを見れば土佐人の説にはあらず。さて神名を擧げずが天皇に對して不遜の言ありて天皇の御怒を蒙りて土佐に流されきと云ふ事は古事記日本紀に見えざる所にて續日本紀天平寶字八年紀に

十一月庚子高鴨神ヲ大和國葛上郡ニ復シ祠ル。高鴨神ハ法臣圓興其弟中衛將監從五位下賀茂朝臣田守等言ス。昔大泊瀨天皇(雄略)葛城山ニ獵シタマフ時ニ老夫アリテ毎ニ天皇ト相逐ヒテ獲ヲ爭フ。天皇之ヲ怒リ其人ヲ土左國ニ流シタマヒキ。先祖ガ主レル神化シテ老夫ト成リテ爰ニ放逐セラレシナリト(今檢前記不見此事)是ニ天皇乃

田守ヲ遣シテ之ヲ迎ヘテ本處ニ祠ラシメタマフ

とあると相同じ。但ここには高鴨神とあり。然るに高鴨神は神名帳に大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彦根命神社とありてアチスキタカヒコネノ命にて一言主命にあらず。社の所在は今の南葛城郡葛城村大字鴨神、今の社格は郷社、今の社號は高鴨神社なり。

○然るに三代實錄貞觀元年紀に

春正月廿七日大和國從二位勳八等高鴨阿治須岐宅比古尼神正三位高鴨神並從一位正三位勳二等葛木一言主神從二位(○節略)

とあり。アチスキタカヒコネノ神の頭なるは流布本には鴨とのみあれど異本には高鴨とあり。そはいづれにもあれタカヒコネノ神と高鴨神とを並べ擧げたるを思へば高鴨神はタカヒコネノ神にはあらで別神なるか。但神名帳にはただ高鴨神と云へるは見えず。されば宣長及栗田氏は此貞觀元年紀の文を擧げて「此文疑はし。誤あるか」といへり(記傳六三七頁及逸文考證卷六の五七頁)。更に按ずるに寶字八年に高鴨神を大和に復し祠りし時以前の處とは別なる處にいつきしにて是に依りて同一神が高鴨阿治須岐宅比古尼神と高鴨神とに分れ後に又相合ひまししにあらずや

元來鴨といふは葛上郡の地域の名にて神名帳なる鴨都味波八重事代主命神社も鴨山口神社も此處にあるなるが篤胤の説に

此御社(○出雲國造神賀詞の葛木之鴨之神奈備即神名帳の高鴨阿治須岐託彦根命神社)の地は葛木山の東南の麓の高き所に在る故に彼事代主神社と分む爲に高鴨と云なるべし

と云へり(古史傳二十三之卷―全集第三卷一四八頁)鴨山口神社といへるもあれば鴨山といふ山ありてタカヒコネノ命は其山の高處にましますならむ。實地は知らず。夙く宣長も

迦毛と云は此あたりの大名にてこの御社の地は高き故に彼事代主神社と分む爲に高鴨とは云なるべし(此御社今佐味莊神通寺村と云にあり。高鴨山と云もあるなり云)

といへり(記傳十一―全集第一の六三七頁)。篤胤の説は之に據れるなり。神通寺村と云へるは上(一四四頁)に云へる鴨神と同處ならむ。共に葛城村の内にて地圖を見るに地相接したり。但山の名を高鴨と云へるは如何あらむ。右の如くなれば初には雄略天皇、葛城山

に獵して一言主神と邂逅して交歡したまひきといふ傳説ありしに古事記日本紀いつの程にか天皇が葛城山にて逢ひ給ひしはアヂスキ高彦根神にて神は天皇の御怒に遭ひて土佐國に流されましきといふ傳説が生ぜしなり此傳説は後出のものなればこそ續日本紀にも今檢前記不見此事と評したるなれ釋日本紀には次ぎて又

國記曰雄略天皇卽位二年戊戌奉移郷者誤也

とあり者誤也の三字は土左風土記に裏書したる人の語なる事上一三五頁に云へる如し次に

多氏古事記曰天皇一時獲葛城山向堆之上有如天皇儀者彼此同容天皇大異遣使問曰大倭之國豈有如朕之人備是誰何與朕同儀耶大神所答之辭與天皇同天皇懷嘆更問然則稱名大神答云先問吾者汝也汝宜先稱之天皇勅答朕是大倭根子稚武天皇也大神答曰吾是吉事一言凶事一言言放之葛木一言主神也天皇大驚下馬而拜百官羅拜大神答拜又如天皇而共狩山獸言語相通者蓋此時有不恭之言乎

とあり者以下十字は附註者の語なり多氏古事記といへるは常の古事記ならむ仙覺抄に引ける神河の節の附註にも多氏古事記曰とあり彼節の下に云ふべしさて右の一文

の内容は古事記のと大同小異なりたゞそれを省略し又漢文に書改めたるのみ次に

論者曰夫神祇者陰陽不測與寂寥虛無利用出入民咸用之者也雖懷自然之聰明蘊自然之猛烈而不得勝於天皇之威感質幽明之境降魂邊鄙之邦是所謂剛而柔弱以蒙養正妙萬物而爲言不可以形語者也而今女巫計利假威宣飯頑俗迷溺流弊不止非鎖禍招福調氣和物之本意者也今正月十五日立例百姓相聚行射禮於社下五月下旬申南畝功竟之事△月上旬貢封戸調物國司必向自古成蹤

とあり論者とあるは卽附註者なりその附註者は當國の國司などならむ南畝は春耕なり南畝功竟は挿秧の準備のとのひたるなり正月十五日云々は今の一月十五日の射初祭なるべく五月下旬云々は今の五月十二日の御田祭に當るべし月上旬の上に脱字ありと見ゆ十一月か封戸調物は神戸の租調なり○此大社の神を又土左大神と申しき即天武天皇紀四年三月に土左大神以神刀一口進于天皇とあり○本文に一言主命を其祖未詳といへれど舊事本紀卷四地神本紀に素盞鳥尊の御子の列に
次葛木一言主神(倭國葛上郡)

といへり但此書の安んじて據るべからざるは人の知れる如し○本文に祭神を一言主

命とし又味鋸高彦根命とする一説を擧げたれど葛城山にて天皇に出逢ひまつりし神こそ二神の内いづれとも知られざれ社名を高賀茂神社といふからは其祭神は(高彦根命と定めむことこそ貞觀元年紀の記事に由りて聊妨げらるれ)少くとも一言主命に非ること明なり。一言主命は大和の賀茂にいまさず又此神を高賀茂神と云へること無ければなり。然るに現に土佐神社の祭神を一言主命と定めたるは古典に戻れる業なり。夙く宣長も記傳卷十一(六三八頁)に

土佐國風土記に其神名爲一言主尊と云るは誤なり。一言主神と高鴨神とは本より別なり。然るに右に引る續紀の葛城山の事(〇一四三頁参照)と此記書紀に見えたる一言主神の現賜ひし故事(〇一三九頁及一四〇頁参照)と共に雄略天皇の御世にして處も同く事のさまも似たるゆゑに一にまぎれて土左高鴨をも一言主と申し傳しなるべし

といひ又同書卷四十二(二四一〇頁)に

そもそも此風土記の説は高賀茂神と一言主神とを一にまがへたる物にしてひがごとなり。かの土左國に遷されまししは高賀茂神にこそあれ一言主神には非ず。此天皇

の此山に御獵の時にあらはれませりし事の狀のよく似たるに依てまがひつるなり。されど一言主神の御事は此記書紀に見えたる如くなれば(〇日本紀には逢與盤于遊田驅逐一鹿相辭發箭並響馳騁言詞恭恪とさへ云へり)放逐られ賜ふべき由なければ彼高賀茂神の事は別事なり。されば書紀釋に此一言主神の處に彼風土記を引るも誤なり

といへり。狩谷望之も

亦按ズルニ風土記前説ニ高鴨神ヲ以テ一言主命トセルハ誤レリ。當ニ後説ニ據リテ正トスベシ。雄略紀ニ載セタル一言主神ノ事ト自別ナリ。混ズベカラザルナリ。註(〇續紀寶字八年紀之註)ニ今見前紀不見此事ト云ヘルモ亦證トスベシ

と云へり(續日本紀考證卷八の三十六丁裏)。平田篤胤はかにかくに思煩ひし末に一言主命と味鋸高彦根命とを一神とし更に事代主命をも一神とせり(古史傳百段百三十三段百十七段百三十一段等参照)。此一神説は平田派の學者の中にも首傾くるものあるべし

朝倉神社

土左國風土記曰。土左郡有朝倉郷。々中有社。神名天津羽々神。天石帆別耶[△]。今[△]天石門別神子也。○釋日本紀卷十四述義十。齊明天皇紀朝倉社之註所引

新考 前田家本に據れるなり。新訂増補國史大系(一九五頁)には耶を神に改めて頭書に神原作耶。今意改。刊本作命

と云へり。命よりは神の方原本の耶に近かれど此改字は從ひがたし。なほ下に云ふべし。○釋紀に齊明天皇紀の朝倉社の註に此文を引けるは彼紀の朝倉社を土左國なる朝倉神社なりと思へるにや。彼紀の七年に

春正月壬寅御船西征始就于海路、三月庚申御船還至于娜大津居于磐瀬行宮、五月癸卯天皇遷居于朝倉橋廣庭宮。是時割除朝倉社木而作此宮之故神忿壞殿云

云

とありて紀の朝倉社は筑前國に在りしなり。還は遷の誤か。朝倉社の社はモリとよむべし。○延喜式神名帳に土佐國土佐郡五座の内に朝倉神社あり。是本文に云へるものなり。神社は今も土佐郡朝倉村(字赤鬼山)に在りて今縣社に列れり。朝倉村は高知市の西南に當れり。○天石帆別耶はもと天石門別神の傍註にして書入なりしが誤りて本文に入れるなり。谷重遠の土佐國式社考に

度會氏(○延經)曰。天石帆別命五字當爲注文

といへるは今一筆の功を缺けり。今は衍字か。又はもと天石帆別命耶とありし終二字を顛倒し更に命を今と誤てるか。此按に依りて復原せば左の如くならむ

神名天津羽々神。天石帆別命耶。天石門別神子也

○神名帳に吾川郡一座。天石門別安國玉主天神社とあり。是天津羽々命の父神をいつける社ならむ。吾川郡は土佐郡の西南に續けり。○朝倉神社に今天津羽々命の外に齊明天皇をいつけるは釋紀の如く筑前の朝倉社を本社と混同せるか。又は釋紀に誤られたるなり。明治維新以後の合祀なりといふ

玉嶋

土左國風土記曰。吾川郡玉嶋。或說曰。神功皇后巡國之時。御船泊之。皇后下嶋。休息。磯際得一白石。團如鷄卵。皇后安于御掌。光明四出。皇后大喜。詔左右曰。是海神所賜白眞珠也。故爲嶋名云々。○釋日本紀卷十述義六。仲哀天皇紀。皇后得如意珠於海中之註所引。

新考 玉嶋一名巢山。浦戸灣内に在りて。横濱に屬せり。二十萬分一帝國圖に見えたり。横濱は吾川郡長濱村の大字にて。高知市の南方に當り。郡界に近し。○神功皇后巡國の事。特に土左國に到りたまひし事は。國史に見えず。泊之の之は助字なり。讀むべからず。安は置なり。ここにてはオキタマフニと訓むべし。○白眞珠は白き眞珠と心得べきか。されど上に得一白石とあれば眞珠にはあるべからず。又眞珠は皆白ければ。特に白き眞珠とは云ふべからず。恐らくは白眞珠は眞白珠の顛倒としてマシラタマとよむべく。又珠は借字

と認むべからむ。○或說曰。以下は恐らくはもと裏書なりしが。本文に混入したるならむ。一三四頁高賀茂大社註参照。さて原文には吾川郡玉嶋の下に文辭ありしを。釋紀の著者が節略せしならむ。

神河

土左國風土記云。神河訓三輪川。源出北山之中。屆于伊與國。水清故爲大神。釀酒也。用此河水。故爲河名。世訓神字爲三輪者。多氏古事紀曰。崇神天皇之世。倭迹々媛皇女爲大三輪大神婦。每夜有一壯士密來曉去。皇女思奇。綜緩麻貫針及壯士之曉去也。以針貫襦。及且看之。唯有三輪遺器者。故時人稱爲三輪村。社名亦然云々。○萬葉集仙覺抄卷一味酒三輪乃山之註所引。

新考 右は全集本に據れるなり。流布の木版本には左を佐とし。故爲河名の下に也あり。或は次の世を也と誤てるならむ。世訓神字爲三輪者。多氏古事紀曰。崇神天皇之世の二十

字なく、上の曉去を曉歸とし、綜の下の緩なく、及且の下に也あり。又纂訂逸文に擧げたるには左を佐とし、與を豫とし、世を也とし、紀を記とし、綜下の緩なく、下の曉去を曉出とせり。全集本の紀は記の誤にて綜下の緩は衍なり。又全集本には頗句點を誤てり。煩しけれど左に假名交に書下して讀むべきやうを示さむ。妨なきは通用文の格に従ひて。

神河ハ三輪川ト訓ム。源ハ北山ノ中ニ出デテ伊與國ニ屆ル。水清キガ故ニ大神ノ爲ニ酒ヲ醸ムニハ此河ノ水ヲ用フ。故河ノ名トス。世ニ神ノ字ヲ訓ミテ三輪トスルハ多氏ノ古事記ニ曰ク。崇神天皇ノ世ニ倭迹々媛、皇女、大三輪大神ノ婦トナル。毎夜一壯士アリテ密ニ來テ曉ニ去ル。皇女奇シト思ヒテ綜麻ヲ針ニ貫キ壯士ノ曉ニ去ルニ及ビテ針ヲ欄ニ貫ク。且ニ及ビテ看ルニ唯三輪ノ器ニ遣レルアリトイフ。故時人稱シテ三輪村トス。社名モ亦然リ云々ト

古事記に據れば三輪の故事の婦人は陶津耳命の女活玉依毘賣なり。ここに倭迹々媛皇女とせるは日本紀なる崇神天皇紀に倭迹々百襲姫命爲大物主神之妻とあるに混同せるなり。多氏古事記といふ事高賀茂大社の逸文の附加文中にも見えたり。○世訓神字爲三輪者以下は附加文なり。風土記の原文にあらず。恐らくはもと裏書なりしが本文に混

入したるならむ。○此一節纂訂逸文にありて考證に無し。栗田氏は如何に思ひて削り去られしにか。○從來の説に此川を仁淀川としたれど仁淀川(古圖に似淀川と書けり)は伊豫國浮穴郡より當國に到れるにて本文に源出于北山之中。届于伊與國とあると相反せり。すべて當國より發して伊與國に到れる川はあらず。○附加文に崇神天皇とあるに注目すべし。漢風謠を奉りしは奈良朝時代の末なり。

山陽道風土記逸文新考

井上通泰著

美作國 二節

美作國は備前國の北方に在りて備前の東西二大川(吉井川及旭川)の上流地方なり。ミマサカを美作と書來れるは強ひて二字とせむが爲にマに充つべき字を略したるにて、作をサカに充てたるはサクをサカに轉じたるなり。和銅六年に備前の六郡を割きて此國を置かれしその六郡は英多勝田・吉田・久米大庭・眞島なり。されば律書殘篇には

美作國 郡六郷六十九云々

とあり。然るに三代實錄貞觀五年に

五月廿六日分美作國苦田郡爲苦東苦西郡

とあり。されば延喜式民部上には

美作國 上 管英多勝田・苦東・苦西・久米・大庭・眞島

とありて七郡とせり。和名抄にも

美作國 管七 英多(安伊多)勝田(加豆萬多)苦田(有東西)苦田(西)久米・大庭(於保無波)眞島
(萬志萬)

とあり。苦田(西)の三字は衍ならむ。英多の訓註アイタは音便なるべければ原はアギタなりしか。英の一音アウ(又アグ)なれば轉じてアギに充てたるなり。勝田は訓註の如く本來カツマタなるを二字とせむが爲にマに當る字を省きたるなり。苦東苦西はトマタノヒガシ・トマタノニシとよむべし。これも二字とせむが爲に田字を略したるなり。大庭は無論オホニハなり。於保無波と訓註せるはオホンバと訛りし後の唱に従へるなり。然るにンに充つべき字なきが爲に枉げて無と書けるなり。ンは n 、無は m なれば實は相當らざるなり。さて和名抄郡郷名の訓註が後世の追加なる事は屢云へる如し。後に英多を割きて吉野郡を置き又勝田・苦東・苦西・久米を各二郡に分ちしかば十二郡となりし事あれど

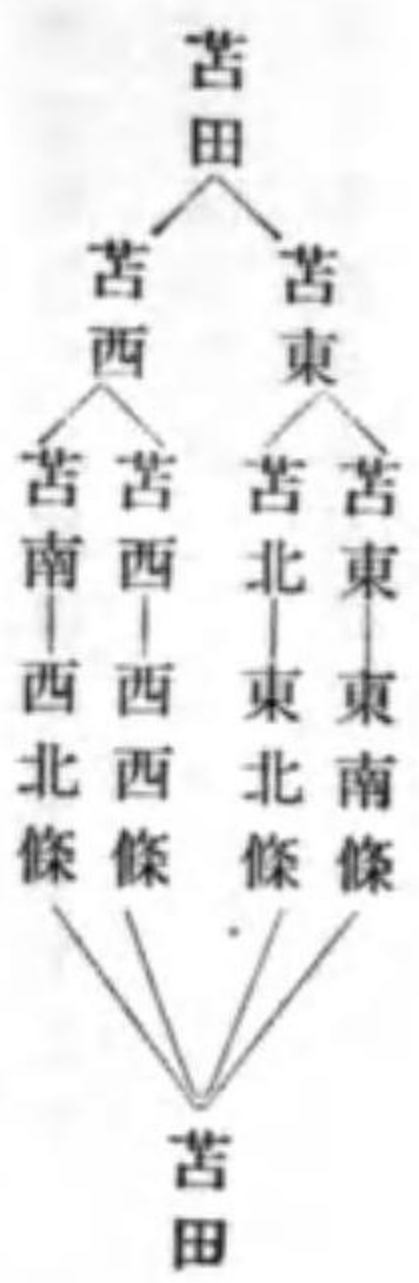
明治三十三年四月に英田・吉野を合せて英田郡とし(夙くより英多を英田と書けり)勝南勝北を合せて勝田郡とし、東・南・東・北條(もとの苦東・西北條・西條)もとの苦西を合せて苦田郡とし、久米・南條・久米・北條を合せて久米郡とし、大庭・眞島を合せて眞庭郡とせしかば爾來五郡となれり。さて稱呼はアイダ・カツダ・トマダ・クメ・マニハといふ。○和名抄に國府在苦東郡とあり。美作略史卷之一(五丁)に

相傳フ國府ハ今ノ西北條郡上河原小原總社山北四村ニ在リト。而シテ未ダ其何レノ地ニ屬スルヲ詳ニセズ

といひ其頭書に

總社村、地アリ幸畑ト稱ス。明治十三年十月始テ其國府ノ遺址タルヲ知ル。乃チ碑ヲ立テ之ヲ表ス

と云へり。幸畑を國府畑の轉訛と認めしなり。西北條郡はもとの苦西郡の内なり。苦田郡の分合・郡名の改稱紛々として記憶に便ならざれば左に圖示せむに



西北條はもとの苦西の内なれば和名抄に國府在苦東郡とあると相合はず。又岡山縣地誌提要に

國府遺址 西苦田村大字總社にありて今國府の碑を總社賽路の右方に建設す。地は現今田圃と變ずれども方凡五町許、隆然として岡阜を爲し一望遙に國內の群峰を眺め四時の風光自ら心神をして爽快ならしむるものあり。明治十三年津山の人矢吹氏其遺址を搜り有志と謀りて前記の碑を此地に建つ

と云へり。矢吹氏名は正則、即美作略史の著者なり。總社小原山北上河原の諸村は津山の西北に接し近世西苦田村の大字となりしが其西苦田村は今は津山市の内に入り、總社には縣社總社神社あり。所謂國府址は其東方なり。又勝田郡河邊村大字國分寺に今も國分寺ありて郡を異にし又加茂川を隔てたれど總社と程遠からず。國府と國分寺と川を隔てたる例は播磨河内などにもあり。かかれば國府の在りし處は今の津山市の西北

部なる事疑なからむ。○續紀養老六年八月丁卯の下に

美作等國司先是奉使入京不聽乘驛至是始聽之

とあれど延喜兵部式を檢するに當國には驛なし。播磨の中川(後の佐用郡三日月)又は備前の高月(後の赤坂郡馬屋)まで出でて始めて乘驛せしにや

國守

美作國云々。舊記曰。和銅六年甲寅四月依備前守百濟南典介上毛野堅身等解割備前六郡始置美作國云々。但風土記以上毛野堅身便爲國守(伊呂波字類鈔)

新考 右の文は黒川本(三卷本)には見えず。同書美部の國郡の條には

美作 上山陽 英多勝田苦東苦西久米大庭眞嶋

とあるのみ(同じく三卷本なる尊經閣本には美部缺けたり)。今は纂訂古風土記逸文に引

けるに據れるなるが栗田氏は流布の十卷本に據れるなり。十卷本は日本古典全集に入れり。色葉字類抄は養和壽永の頃内膳典膳橋忠兼といふ人の撰せしものなり。内膳典膳は内膳司の判官即第三等官なり。十卷本即伊呂波字類抄と題せるものには後人の増補多ければ右の文も恐らくは忠兼の舊本には無かりけむを後人が増補せしものならむ。考證に據れば原本には南典を南曲とし上の堅身の上には上毛野の三字無きを纂訂本には補ひ訂したるなり。續日本紀和銅六年に

夏四月乙未割丹波國五郡始置丹後國割備前國六郡始置美作國割日向、々、四郡始置大隅國

とあるに一致せり。但和銅六年は癸丑にて甲寅にあらず。甲寅は翌七年なり。百濟南典は續紀和銅元年三月丙午の新任中に從四位下百濟王南典爲備前守とあり。王はカバネなり。朝鮮語のままにコニキシとよみしなり。堅身も同書慶雲四年正月甲午に授无位上毛野朝臣堅身正七位下とあり。但風土記云々は考證にいへる如く和銅六年に美作國を置かるるまでは備前介なりしを此國を置かるるに及びて其國の初代の守に任ぜられしにて國史の缺を補ふべきなり。但續紀和銅七年十月丁卯の下に以從五位下津守連通爲

美作守とあれば堅身の美作守に任ぜられしは一時の權宜にや。便は即にてヤガテなり。解は上申なり

勝間田池

美作國風土記曰。日本武尊櫛ヲ池ニ落シ入玉。因テ號勝間田池云々。○詞林采要抄卷七玉勝間之條所引

新考 勝間田池の址は勝田郡勝間田町大字岡に在り。即日本地誌提要に

勝間田池 一名轟池。勝南郡岡村。周回五町四拾間。東西壹町貳拾間。南北壹町五拾間。下流瀧川ニ注ギ。梶並川ニ入

とあり。梶並川は倉敷川の一派なり。瀧川は勝間田の傍を流るる川にて梶並川の一派なり。又岡山縣名勝誌(卷二の七一丁)に

今は廢池なれども天保初年までは遺蹟として充分に觀取するに足るべき形跡を存

じたり。同八年十一月里民藩主に乞ひて開墾して耕地となせり

といへり。勝田郡は東美作の内にて英田の西、苫田及久米の東に在り。勝田と書けるは勝間田と書くべきを修して二字とせるにて間を省きて書きてもなほカツマタと訓むべき事又今は文字に泥みてカツダと唱ふる事は上に云へる如し。和名抄に見えたる本郡十四郷の首に勝田あり。是郡家のありし郷ならむ。同書流布本の訓註に加都太とあるは末などを落せるならむ。現に高山寺本の訓註には加豆末太とあり。豆も太も古書には清音にも充てたり。中世勝田郷に並びて勝田莊あり。今勝間田町あるは古の勝田郷の地なり。○ここに阿波國風土記逸文に

勝間井冷水 勝間井ト云フ由ハ倭健天皇ノ大御櫛筒ヲ忘レタマフニ依リテ勝間井ト云フ。粟人ハ櫛筒ヲバ勝間ト云フナリ

とあり。阿波なるは井、美作なるは池、又井の名は勝間、池の名は勝間田、又阿波なるは櫛筒、美作なるは櫛なるの差はあれど共にヤマトタケルノ尊に假托したるを思へば右二つの傳説は本來同源にて一方より他方へ傳はりしものと認むべし。又ここに大和國に勝間田池あり。萬葉集卷十六に見えれば最人耳に熟せり。地名辭書勝田郡の下に

蓋倭建命の故事は和州添下郡の勝間田の地なるを其地の氏人勝間田氏が美作にも阿波にも移住して彼名稱起れるならん

と云へるは臆斷に過ぎたり。かく云へるは日本武尊が美作並に阿波に下り給ひし事史に見えざるが故なれど、大和の勝間田池に此尊の傳説あらばこそかくも云はぬ。大和にはさる事を語り傳へざるをや。さてカツマは櫛の事にや又は櫛筒の事にやと云ふに恐らくは櫛筒の事ならむ。カツマは劈竹をもて編める容器なるを特に櫛を容るるを單にカツマともいひしなるべし。

○櫛を容るる筒即クシゲを押廣めて諸種の筒の總稱としたらうらうへなるべし。又櫛は上古には筒にも囊にも入れて丈夫も常に携へしなり。たとへば神代紀海宮遊行章第一一書に老翁即取囊中玄櫛投地と云へり。さてその玄櫛が五百箇竹林になれる其竹を取りて無目堅間を作りしと櫛又は櫛筒をカツマといふとの間に關係ありはせずや。彼一書の本文には大目蟲籠とあれど其一書の一云(即註文)には無目堅間とあり

さて勝間井勝間田池などは形そのカツマに似たるに由りて名づけしにあらざるか

備前國 無

備前國の風土記は逸文の残れるもの無けれど此國の地理を知らずでは備中の地理は解すべからざるによりて簡単に此國の上代地理を述べむ。後の備前美作備中備後はもと一國にてその地域をキビノ國と云ひき。字は記紀共に吉備と書けり。

○近世の學者好みて黃薇寸箴など書けど古は地名を書くにうるはしくは音或は訓に依り音訓を交へ書く事は無かりき。黃薇寸箴は音訓の交へ書なり。されば古く又正しき物には黃薇寸箴など書ける事なし。

吉備國はまづ三國に分れしなるが、その三國に分れし時代明ならず。欽明天皇紀十七年七月に遺蘇我大臣稻目宿禰等於備前兒島郡置屯倉とあるは誤字にあらずば追書ならむ。次に天武天皇紀二年三月に備後國司獲白雉於龜石郡而貢とあり。備後國あらば備前國もあるべきなり。但大日本地名辭書には是より後なる八年三月に吉備大宰石川王病之薨於吉備とあり又十一年七月に吉備國言霜降亦大風五穀不登とあるに據りて右の天武天皇紀二年なるをも追書とせり。次に文武天皇元年閏十二月に播磨備前備中等國

飢とあり。こは追書と思はれねば之をぞ確なる國史初出と認むべき。思ふに天武持統文武三天皇の御世の頃に三國に分れしならむ。豊後風土記新考六頁西海道風土記逸文新考七九頁及一四三頁参照。○備前はうるはしくはキビノミチノクチといふ地名辭書に「分置の初めより其實は音に讀みたるならん」と云へり。げに當時の人はさばかり音讀を嫌はざりし證あれば分置の時より夙くビゼンとも唱へけむ。されどなほうるはしく唱ふるにはキビノミチノクチとぞいひけむ。もし晴にも褻にもビゼンと云ひけむにはキビノミチノクチといふ訓はあるまじきが故なり。南海道風土記逸文新考三頁南海道の訓参照。國造本紀に大伯國造上道國造三野國造見えたり。共に應神天皇の定めたまひしなりと云ふ。大伯は即邑久なり。又應神天皇紀二十二年に見えたる上道縣は即上道國にて同じき三野縣は三野國なり。おなじき織部縣は後の邑久郡服部郷にや。又は後の備中國賀夜郡服部郷にや。恐らくは後者ならむ。右の如く大伯上道三野の三國造國を定めたまひしを思へば備前國も亦海岸より開けしなり。さて吉備が三分せられし當時の備前國は後の備前及美作なり。美作が備前より分れしは和銅六年なり。美作が備前より分れし後の備前國は邑久赤坂上道御野津高兒島の六郡なりしなり。さて養老五年に邑久郡

の北部と赤坂郡の東部とを割きて藤原郡を置きしかば爾來七郡となり

○藤原郡は神龜三年に藤野と改め神護景雲三年に更に和氣と改めき

延暦七年に和氣郡の西部(東大川即和氣川の西方の地域)を獨立せしめて磐梨郡を置きしかば八郡となりき。

○律書殘篇に備前國郡七とあるは同書に載せたる國名表は延暦七年以前の物なればなり。延喜式及和名抄には八郡とせり。和名抄に磐梨郡をも同郡石生郷をも伊波奈須と訓註したるは後の轉訛に従へるならむ。初には恐らくはイハナシとぞ唱へけむ。さて近古上道郡の東部を分ちて上東郡とせし事あり

然るに明治三十三年四月赤坂磐梨を合せて赤磐郡とし、御野津高を合せて御津郡とせしかば今は和氣、邑久、赤磐、上道、御津、兒島の六郡となれり。右の内和氣郡は國の最東に、邑久郡は和氣の西南に、赤磐郡は和氣の西に、上道郡は邑久の西に、御津郡は赤磐、上道の西に位せり。兒島郡は備前國とは續かて備中國の都窪、淺口二郡に接せり。岡山市は御津郡の東南端に在り。邑久は今つづめてオクといひ上道は今昔にてジャウダウと唱ふ。○國府址は上道郡高島村大字國府市場にて岡山市の東北に當れり。和名抄に國府在御津郡

とあると一致せず。恐らくは郡界の移動せしならむ。○驛は延喜式に坂長、珂磨、高月各并正、津高十四疋とあり。坂長は今の和氣郡三石町の内、珂磨は今の赤磐郡可眞村の内、高月は今の同郡西高月村大字馬屋、津高は今の御津郡一宮村大字西辛川なり(辛川市場ならで西辛川ならむ)。國府に近きは高月驛なり。播磨の野磨驛(今の赤穂郡上郡町大字山野里)より船坂を越えて當國の坂長驛に到り、當國の津高驛より備中の津峴驛に到りしなり。當時の驛路は近古以來の中國街道よりは遙に北方に偏れり。源平盛衰記、木曾備中下向及兼康板藏城戰の條に船坂山より三石宿、藤野寺、和氣渡(○東川)可眞郷、西河裳、佐の渡(○今の西高月村馬屋の西なる牟佐)福輪寺の阡(○一本に福隆寺繩手とあり)岩井、一宮、佐々ガ埴(○又篠ノセマリとあり)を経て唐河の宿(○又唐皮宿とあり。今は辛川と書く)に到りし趣見えたり。是略古驛路のままならむ。但一宮と佐々ガ埴とは顛倒せり。今笹ガ瀬川あり。佐々ガ埴の傍を流れし故に(三代實錄元應元年二月廿三日に備前國津高郡佐々山とあり)笹ガセマリ川と稱し後にセマリをせと略し更に瀬の字を當てしなり。さて驛路、中坂長、珂磨の間最遠し。續紀延暦七年六月の下に

備前國和氣郡河西ノ百姓一百七十餘人款シテ曰ク。己等ハ元是赤坂上道二郡ノ東邊

ノ民ナリ。去ニシ天平神護二年割カレテ和氣郡ニ隸ス。

○彼年五月丁丑の紀に赤阪郡珂磨佐伯二郷、上道郡物理、肩背、沙石三郷等を割きて藤野郷に隸けし事見えたり。沙石は磯名の誤か

今是郡ノ治ハ藤野郷ニ在リ。中ニ大河○和氣川即吉井川アリテ雨水ニ遭フ毎ニ公私通シ難シ。茲ニ因リテ江西百姓屢公務ヲ闕キテキ。請フ河東ハ舊ニ依リテ和氣郡トシ河西ハ磐梨郡ヲ建テム。ソノ藤野驛家ハ河西ニ遷シ置キ以テ水難ヲ避ケ兼勞逸ヲ均シクセム。トイフ。之ヲ許ス

とあり。されば坂長の次驛は初藤野に在りしを新建郡の珂磨に遷し、それによりて第一驛(坂長)と第二驛との距離が遠くなりしなり。

○もとのままにては和氣郡は坂長藤野の二驛、磐梨郡は無驛にて和氣のみ勞し磐梨は逸する理なれば一驛を磐梨に遷して勞逸を平均せむと願へるなり

藤野は今も和氣郡に藤野村あり。新遷の驛を土肥經平は松木とせり。即松木を馬次の改字として之に擬したるなり。松木は今の赤磐郡豊田村の大字にて古の石生郷の内と思はる。豊田村は可眞村の東に接せり。若新遷驛を松木とせば後に更に珂磨に遷ししなり

とするか又は松木を珂磨郷の内とせざるべからず。經平は

今是を考ふるに和氣川より西、磐梨郡に松木村あり。民間の口碑に松木はもと驛、ムマツギ村の訛なりといふ。さらば此松木村は藤野の驛を川西へ延曆にうつせし所なるべし。、、その驛又西へうつりて珂磨の驛は出來しなるべし。しかる故か坂長(三石)より珂磨に至るは遠くして四里にもあまるべし。○寸箴之塵卷下官道驛家の條)

と云へり。津高驛を今の辛川とせるも亦經平の説なり。辛川市場及西辛川は御津郡一宮村の大字にて一宮村は古の驛家郷即近古の馬屋郷の内なり。一宮村の北に今馬屋上馬屋下の二村あり。近世刊行の書に此二村を驛址に擬したるものあれど馬屋上下村は古き稱にあらで近世の命名なり。此二村も亦馬屋郷の内なれば馬屋上馬屋下と名づけしのみ

備中國 三節

備中を和名抄にキビノミチノナカと訓註せり。備前備後と同じく夙くより常に音讀しけむ。但ビツチュウとは唱へずしてビチュウとぞ唱へけむ。吉備が三國に分れしは文武天皇より文武天皇までの御世なるべき事上に云へる如し。國史に國名の見えたるは文武天皇紀元年閏十二月に播磨備前備中等國飢とあるが始なり。○國造本紀に下道國造加夜國造笠臣國造吉備中縣國造を擧げたり。就中初三國は應神天皇の御世の設置にて中縣國のみは夙く崇神天皇の御世に創められしなり。下道國は後の下道郡にて加夜國は後の賀夜郡なり。笠臣國(姓氏錄笠臣參照)と中縣國とは知られず。又應神天皇紀二十二年に當國の葉田葦守宮にましましし時吉備國を割きて御友別の子弟に授けたまひし中に當國に屬すべきは川嶋縣苑縣なり。織部縣も當國の内か。葦守は和名抄郷名に賀夜郡足守とあり。葉田葦守宮の址は今の吉備郡足守町大字上足守の内なる大神谷なりと云ふ。川嶋は仁德天皇紀六十七年に於吉備中國川嶋河派カハツ有大虬とあり。川嶋川は備中、大川即今の高梁川なり。此川の東西兩派に夾まれたるデルタ(三角洲)を川島といひ、よりて川

を川島河といひ、又右の三角洲を中心としたる地域を川島縣といひしなり。

○右の三角洲は後の窪屋、淺口二郡に跨り其西南部即淺口郡に屬したる部分は今は南方なる連島ツルシマと陸つづきとなれり

苑は和名抄郷名に下道郡會能とあり。今の吉備郡蘭村是なり。織部縣、もし當國に屬すべくば和名抄郷名の賀夜郡服部、即今の吉備郡服部村を以て之に擬すべし。右の應神天皇紀の記事を見て誤りて當時の備中國は中縣國の外川島縣、苑縣、織部縣に大別したりきとは思ふべからず。従ひて御友別の一族を從來無采地なりきとは思ふべからず。當時の備中國にはいまだ開かれざる處多く、夙く開かれたる地にも名の無き又は名の傳はらざる處多く、御友別の一族は貴族又豪族としてあまたの(名の無き又は名の傳はらざる)土地を擁したりしが茲に至りて、恐らくは新に點定せられし御料地の縣主に任ぜられて從來の富力の外に更に權力をも獲得せしにこそ。○延喜民部省式に

備中國 上 管 都宇・窪屋・賀夜・下道・淺口・小田・後月・哲多・英賀
とあり又和名抄に

備中國(國府在賀夜郡) 管九 都宇(津窪屋久保也)賀夜・下道之毛豆美知淺口(安佐久千)

小田(乎太)後月(七豆木)哲多英賀(阿加)

とあり、都宇は元來ツの一音なるを二字にせむが爲に宇を添へたるにて、なほキに伊を添へて紀伊と書ける如し。近江・越後・安藝の郷名に同例あり。備後の郷名の津宇も都宇の誤ならむ。賀夜は和名抄高山寺本に國用賀陽とあり。中央政府の認めたるは賀夜なれど、國廳にては夜の字を忌みなどして賀陽と書きしなり。さて後に賀夜の字は廢せられき。下道は備前の上道郡に對したる名なり。哲多はテタとぞ唱へけむ。アガを英賀と書けるは英の一音アウを下略してアに充てたるなり。さて初にはカを濁らずしてアカと唱へしなり。近古以來訛りて都宇をツウ、賀陽をカヤウ、下道をシモミチ又はカダウ、哲多をテツタ、英賀を阿賀に改めてアガと唱へき。又都宇を僻めて津宇とも書けり。以上九郡、後に下道より河上(後川上)を分ち賀陽より上方(後上房)を分ちしかば

○上房郡の初出は拾芥抄にて上方郡と見えたり。賀陽より川上に當るが故に上方と名づけしなり。さて初より音にてジャウパウとぞ唱へけむ。後に文字を上房に改めしは上方にてはカミガタなど讀僻めらるべく、さらずともジャウハウとハを清みて唱へらるべきが故に女房の房を以て方に更へしならむ。さて始めて上房と書けるは正

保國圖なり。或書に始出を元祿國圖とせるは正保圖を見ざりしなり

都合十一郡となりたりしを明治三十三年四月に都宇・窪屋を合せて都窪とし、賀陽・下道を合せて吉備とし、阿賀・哲多を合せて阿哲とせしかば今は都窪・吉備・淺口・小田・後月・上房・川上・阿哲の八郡となれり。十一郡時代の地圖を閱するに一國大川(即高梁川一名河邊川)によりて西北より東南に向ひて二分せられたる其東部を北より數ふれば阿賀・上房・賀陽、次が都宇(東窪屋)西にて、西部を北よりよめば哲多・川上、次が下道(東)小田(中より西南に互れり)後月(西)次が淺口(東南)なり。然るに合郡の爲に今は阿哲・吉備の二郡川に跨れり。○國府の在りし處は今の吉備郡總社町大字總社なり。○驛は延喜兵部省式に

備中國驛馬 津峴・河邊・小田・後月各廿疋

とあり。津峴は訓だに明ならず。從來ツサカとよみ或はツサキとよめり。按ずるにもしサカ・サキなどならば目馴れたる坂・崎などを書くべし。然らざるを思へば擬字の一定せざる語ならむ。試に云はばタワか。さらば津峴はツノタワとよむべし。今も當國には何タワと稱する處少からず。タワは後世語にあらず。古事記垂仁天皇の段に山多和とあり(萬葉集には山ノタワリとあり)。